官報 号外 昭和二十三年七月二日

# ○第二回國會 衆議院会議録第七十五号

昭和二十三年七月一日（木曜日）
午後四時九分開議

議事日程　第七十一号
昭和二十三年七月一日（木曜日）
午後一時開議
第一　民事訴訟法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院回付）
第二　保険募集の取締に関する法律案（内閣提出、参議院回付）
第三　選挙運動等の臨時特例に関する法律案（政党法及び選挙法に関する特別委員長提出）
第四　衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案（政党法及び選挙法に関する特別委員長提出）
第五　電信電話料金法案（内閣提出）
第六　郵便法等の一部を改正する法律案（内閣提出）
第七　港域法案（内閣提出）
第八　刑事訴訟法を改正する法律案（内閣提出）
第九　人身保護法案（参議院提出）
第十　肥料配給公團令の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）
第十一　種畜法案（内閣提出）
第十二　栄典法案（内閣提出）
第十三　地方自治法第百五十六條第四項の規定に基き、財務局及び税務署の増設に関し承認を求めるの件

○議長（松岡駒吉君）　これより会議を開きます。

厚生省所管國立病院の整備に関する緊急質問（平工喜市君提出）

○笹口晃君　議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわちこの際、平工喜市君提出、厚生省所管國立病院の整備に関する緊急質問、重富卓君提出、行政官廳の法律無視に関する緊急質問、鈴木正文君提出、國家公務員法の改訂を中心とする労働問題に対する緊急質問を逐次許可せられんことを望みます。

○議長（松岡駒吉君）　笹口君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君）　御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

厚生省所管國立病院の整備に関する緊急質問を許可いたします。平工喜市君。

〔平工喜市君登壇〕

○平工喜市君　私は、國立病院の整備に関する件について緊急質問をするにあたり、特に今年以降において海外より引揚げを予想される七十万名の同胞のうち、引揚患者の受入態勢整備の状況について政府に質問いたしたいと思います。

戰後数百万に及ぶ引揚者は、未だその生活の安定を見ず、塗炭の苦しみにあえいでいる状況であり、まことに同情にたえないものがありますが、今日ただいま引揚げてくる人々は、まつたくの裸一貫に加えて、働くに職はなく、その心労はさらに倍加されると思われます。健康者にしてすでにかくのごときとき、病魔に冒された引揚同胞に対しては、われ〳〵は一体何をもつて報いることができるのでありましようか。私は、八千万同胞を正しく代表いたしたい念願から、特にこの問題を取上げ、現状を正確に物語る資料の上に立つて申し上げます。

現在、海外残留者は六十八万六千百二十二名であります。そのうちソ連引揚残留者は四十六万六十九名であり、目下毎月五万名が引揚げることになつております。本年度引揚者の発病状況は、患者として取扱う者が総人員の一七%、入院患者は総員の三・八%であります。すなわち、毎月引揚者五万名のうち八千七百十五名が患者であり、一千九百名は、入院患者として大部分國立病院に收容しなければならないものであります。右のほか、引揚げて帰郷してから発病する患者は、毎月引揚者の一五%であり、そのうち入院する者は総員の五%、すなわち二千五百名が、さらに國立病院に收容されるのであります。これを総計すると、本年度引揚者毎月五万名として、年間三十万ないし四十万と予想され、これより計算すれば、本年度の引揚患者は総数七万七千二百二十二名であり、そのうち入院患者は三万六千二百名であります。以上のごとき状態のもとにおいて、次の各項に対し厚生大臣及び大蔵大臣の所信を問うものであります。

一、今年引揚げ開始以來すでに一箇月を経過しているが、この間において、患者受入れのため何ら具体的対策を講じていないように考えられますが、どうでありますか。

二、これら多数の引揚患者の大部分を收容するのが國立病院でありますが、その國立病院の收容患者定員が、昨年の三万に比し五千九百ベッドを削減し、二万四千ベッドとなつており、聞くところによりますれば、すでに一般國民の入院患者が二万名に達しており、一方外地引揚患者には家族の同伴者が多く、すでに返幾、東海、北海道及び東京附近の國立病院においては、これら予算の制限により、引揚患者の受入れを制限し、また一般國民の入院を拒否している病院ができ始めたが、これに対していかに処置されるつもりでありますか。

三、國立病院において患者を拒否する原因は、予算の問題のほかに、医師八百九名、薬剤師百三十二名、看護婦五千二名の欠員ということがありますが、病床こそ満たされてはいませんが、かくのごとく医師、看護婦の不足のため、やむを得ず引揚患者の收容を拒否せざるを得なくなつた病院が、東京附近にもありますが、緊急を要する人員補充に対し、いかなる対策をもつておられますか。また優秀な医師、薬剤師、看護婦の離職者が現在も続出している原因の大半は、給與があまりにも低く、地方水準に比して三分の一にも達しないという劣悪のためと考えますが、これが改善方策はいかがでございましようか。

四、引揚患者の大部分がいや應なしに收容される國立病院の施設は、終戰後ほとんど顧みられず、中には倉庫のごとき荒廃した建物に收容されているものがありますが、收容施設に関しての受入態勢はどうなつているでありましようか。海外残留者は、今なお七十万を数えられ、これが引揚げ完了までには長時間を要し、しかも受入施設は終戰後何ら改善することなく、荒廃するに任せてあるのは、新憲法下の新しい医療制度を併せ考えるときにも、きわめておもしろくないことであります。

夢に描いた故郷の土地を踏んだ喜びも束の間、受入準備の不完全なため、助かるべき生命をも失うのでは、われわれ同胞として、あまりにも残念に思います。予期されざる北陸地方大地震による被害者は三十万ないし四十万といわれ、事まことに重大と思われますが、従來より予定され、しかも現実に行われつつある引揚業務のうち、同じく三十万ないし四十万と数えられる患者の受入準備も、また事重大なのであ



明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

ります。ニュース・ヴァリューの高い今、目の前のこの地震の被害者に対しては、まことにお氣の毒に存じます。これを引合いに出すのは、まことに恐縮とは存じますけれども、同じ人間でありながら、今なま〳〵しいこの被害者には、もう大やかましでこれに救済の手が差伸べられるのに、海外から引揚げる者たちに対して、この予算がいかにも手薄いように思われますが、何の理由で、こんな情ない待遇を受けなければならないか、この点について、とくと大藏大臣、厚生大臣より御答弁をいただきたい。

以上四点について、政府の御所信を伺いたいのであります。終り。（拍手）

〔國務大臣竹田儀一君登壇〕

○國務大臣（竹田儀一君）　平工君の御質問に対してお答えいたします。

本年度の予算病床数は、國立病院におきましては二万四千床、國立療養所におきましては四万六千三百床でありまして、それに対し現在の入院者数は、國立病院は約一万九千人、國立療養所約四万人でございます。従つて、病院においては五千床を、療養所におきましては六千数百床の余裕をもつておりますので、一應引揚患者の收容力は十分ではないかと存ずるのでございます。なお、引揚患者の治療の万全を期しますために、結核患者その他疾病の種類によりまして、それ〴〵施設の性質及び能力に應じた適当な收療を行いますために、第一の收容病院からの後送につきましては、適当な指導を行つてきた次第でございます。

要しまするに、引揚患者に対しましては、現在ベッドを全幅的に活用いたしまして、その收療につき万全の態勢を一應整えておる次第でありますが、狀況により不足を生じました場合には、速やかに予算的措置を講ぜられるように、大藏省とあらかじめ了解済みであるということをお答えいたしておきます。

なお本年度の病床数は、國家財政の許す範囲内において、しかも從來の各病院の実績を勘案いたしまして決定したのでございますが、國立病院は、平工君御承知の通り、創立以來日がまだ浅いのでありまして、收容すべき病床数の最後的決定をどこにもつていくかということにつきましては、まだきまつておらぬのであります。平工君の御意見を尊重いたしまして、最も適正なる最終的決定を急ぎたい、かように考えております。

なお職員、特に医師、看護婦、薬剤師等の待遇の問題について御同情ある御質問のありましたことは感謝いたす次第でありますが、國民の保健上実に重大なる関連がありますので、最も考慮すべき重大なる問題と考えております。ただいま職階制の実施が急がれておりますが、職階制の実施にあたりましては、でき得る限り高いクラスに格づけされるように考慮いたしますとか、特殊勤務の手当を考慮いたしますとか、でき得る限り御意見に副うように、ただいま関係当局と協議中であるということをお答えいたしておきます。

なお、引揚患者の受入問題のみでなく、現在の医療施設は、仰せの通り今日満足な狀態であるとは申されませんのでありますが、國家財政の許す範囲内におきまして、でき得る限り平工君の御意見に副うて整備を急ぎたい、かように考えております。

簡単ながらお答えといたします。

〔國務大臣北村徳太郎君登壇〕

○國務大臣（北村徳太郎君）　平工議員の御質問に対しましては、ただいま厚生大臣の御答弁で大体盡きたかと思うのでありますが、私ども財政当局といたしましては、二十三年度予算において、入院患者の昨年度の実績にベッドの数二割を増すことにいたしたのでありますが、これに対して、増加傾向が今までのところはございません。しかしながら、將來もし経費不足を生ずるような見込みがありましたならば、これはもちろん人道的な重大なる意味をもつておりますので、予備費支出等の方法によつて万全の策を講じたいと存じております。

それから、國立病院にはりつぱなものもございますけれども、戰時中の應急的なものが相当多いのでございまして、これが維持補修等につきましては、ただいまのところ、一般官廳の建造物の例によります定額を計上いたしております。そのほかに、公共事業費の中で財政の許す限り計上いたしておる次第でございます。

それから國立病院は、もとの陸海軍病院等が多いために、その位置がきわめて一般公衆の利用には不便な位置にあるものがあり、中には既設の公的医療機関と隣り合つておるという所もございますので、おそらくこれは整理を要するものと思います。けれども、適当なる措置が講ぜられました場合に、私どもは國立病院の維持につきましては、必要なる経費は十分計上するつもりであります。なお、それが重点的、効率的に用いられるであろう、かように存じております。

それから医療関係者の收入の点は、厚生大臣の答弁の通りでありまして、これは市中一般の労働者と收入の面だけを比較される場合が多いのでありますけれども、その場合の物件費、人件費等の支出も併せてお考え願うということも必要ではないかと思うのであります。必ずしも給與は十分とは思いませんが、職階制等の利用によつて漸次向上いたすでありましようし、この点は厚生当局と連絡をとりまして、その待遇の改善には努力いたしたい、かように存じておる次第であります。

〔平工喜市君登壇〕

○平工喜市君　きわめて短かく質問いたします。

厚生大臣の、私が心配申し上げている点に対して万全の措置を講ずる、特殊勤務者に対しては特別の考慮をするというお言葉は、至極ごもつともでありまして、謹んでこのお言葉には感謝申し上げるのであります。大藏大臣からも、適当なる措置に関して必要なる予算を惜しむものではないという御答弁をいただきまして、またこのお言葉は満点でございます。謹んで感謝の御挨拶を申し上げますが、今現在困り抜いておつて足りぬところへ、言葉で何とかする、何とかする、若干何とかすると言われても、何とか、若干、予算ではいかぬので、ほんとうにしつかりと答弁してもらわなければならぬのであります。（拍手）これはおそらく、いくら部下の人たちが訴えても、あまりにも事が多いために、お忘れになつているかもしれぬので、以下ちょつぴり、もぐらのしつぽほど質問いたします。

第一点、六月二十日現在で、すでに病床が満員で、引揚者の收容を拒否している病院は、東京第一病院、大藏病院、相模原病院、名古屋病院、岐阜病院、浜松病院、京都病院、舞鶴病院、熊本病院等二十数箇所の病院であるが、この事実を厚生大臣は御承知でおられるかどうか、具体的にこの点をお答え願いたい。

第二点、病院が満員になつてきて、病院では、あとから送られてくる引揚患者を收容するために、十分治り切つておらぬ患者をどし〳〵むりに出しておるという事実をお認めになるかどうか。

第三点、予算不足のために、相模原病院あるいは岐阜病院等で、目を失い、足を失い、義肢義眼等を與えられず、食糧事情がきわめて悪く、完全なる栄養が得られないでいる悲しい狀態を御存じでありますか。私のところは、岐阜の國立病院が二百五十メートルの隣でありますので、この経営について、つぶさに知つておりますが、日に日に細る彼らの姿と、両大臣が日に日に肥つていらつしやるのを見て、單なるお言葉だけではいかぬから、しつかりこの点について御答弁願いたい。（拍手）

第四点、引揚者及び戰災患者に対して、國立病院では何らの更生施設も整備されていない。かつ今年度の予算にも計上されていないというのでありますが、その具体策が一体あるかない

か。もし患者さんが退院するときの更生施設に対する予算がないとしたならば、これは厚生大臣の落度になりはしないか。この点、はつきりとした御答弁をいただきたいのであります。

なお大蔵大臣に申し上げておきますが、私どもが郷里へ帰つて、自轉車で岐阜の町へ出るたびに、毎日々々顔なじみになつた人たちが、一人ずつやせ細つていつては死ぬる姿を見ている。これに対して、栄養のゆたかな看護婦さんが親切にいたわつていただく姿をながめるときに、私どもは、これこそ白衣の天使だと感謝しております。わが國敗れたりといえども、もう軍國主義調もこの國民道義から拂拭され、追放され盡してしまつている。もう、いずれの大國にも遠慮することなく、同胞同士、敗戰後の建直しのためには強い助け合いをするのがほんとうであります。これについて、言葉だけの、絵に描いたような親切だけで、金は出しませんで、考慮します、調査して十分しますということだけではいかぬから、具体的にこれらの問題について方策を講ずるという明言をいただきたいのであります。なお不満があれば、これは厚生委員会においてほち〳〵お願いをいたしたいと思うのであります。

〔國務大臣竹田儀一君登壇〕

○國務大臣（竹田儀一君）　重ねての平工君の御質問にお答えいたします。

例をあげて、満員の病院があるというお言葉であります。なるほど、満員の病院並びに療養所もあろうかと思います。しかしまた、あいている所もあるのでありまして、総体の数を申しますと、病院において五千床、療養所において六千数百床あいておるのであります。一應これだけの病床があいておりますから、御心配の点はなかろうかと存ずるのであります。

なお、患者が治らざるときに無理に出しているのではないかかような御心配でありますが、もし平工君においてそういうことを御承知でありますならば教えていただきまして、早速取調べをいたしたいと思います。

なお、更生施設についての御質問でありますが、おそらく職業補導所等のことをお尋ねになつたのであろうと思います。私の記憶に間違いがないといたしますならば、職業補導所は約十箇所ほどあると思つております。なお義手、義足の製造所も十四箇所ほどあるのでありまして、予算の関係等で十二分にできておらぬことは残念でありますけれども、一應この施策をやつていることだけはお答えいたしておきたい。

なお、予算全体について御親切なる激励的な御質問がありましたが、これは大蔵大臣ともよく協議をいたしまして、來るべき審議を煩わすときに、でき得る限り努力をいたすことをお答えいたします。

〔國務大臣北村徳太郎君登壇〕

○國務大臣（北村徳太郎君）　先ほど申し上げた通りでありまして、実績に対して二割の増加を設備しておるのでありますが、これは未だ十分に全体として使われていない狀況であるということは申し上げた通りであります。但し、これでなお不足を生じたときに、事柄が事柄でございますから、予備費支出等の方法によつてこれを補たすということは、申し上げた通りであります。

〔平工喜市君登壇〕

○平工喜市君　厚生大臣は、もし知らぬのなら教えてくれとおつしやるから、あまりにも厚生大臣が無知識過ぎるために、少し教えて差上げますが、今申し上げたところの東京第一、大蔵、相模原、名古屋、岐阜、浜松、京都、舞鶴、熊本、これらの病院についてそこはない、そこは確かにあるといつて、あなたがないといつた所にもしあつたら、あなたの恥になりましよう。だから、この点について具体的に答弁されぬということになつておりましたが、御存知ないという証拠が現われておるのであります。

それからその次に、病棟があいておるから、これはいくらでもはいれるとおつしやる。これこそ、もうあきれ返つた素人のでたらめだ。なぜかというと、給料が安くて、普通一般の水準の三分の一以下の給料じや、とてもやつていけぬといつて、医者や薬剤師がやめて、うんと減つてしまつたがゆえに、患者が來ぬようになつて、あいておる。厚生大臣の責任は盡せておらぬどころじやない。これは厚生大臣の責任が盡せてありませんが――あなたじやない、前の前の厚生大臣が責任を盡しておらぬためにこの穴があいておるのです。これも政府の責任を痛感しておらねばならぬことを、これで結構でございますという答弁では、満足できません。

なお以下は、厚生委員会において十分教えてあげます。

---

行政官廳の法律無視に関する緊急質問（重富卓君提出）

○議長（松岡駒吉君）　行政官廳の法律無視に関する緊急質問を許可いたします。重富卓君。

〔重富卓君登壇〕

○重富卓君　私は、民主自由党を代表し、行政官廳の法律無視に関する緊急質問をいたします。

近時、官廳の執務狀態は著しく弛緩いたしております。その結果、中央・地方を通じ國法を遵奉せず、これを無視して、官吏が独断的な行政措置をとつておるのではないかと思われまする点が、著しく目につくのであります。今にしてこの悪風を芟除一掃いたしませんと、官僚の独善行政が横行し、主権は國民になく、一部官僚の掌握するところとなり、憲法は破壊され、軍閥に代る官僚專制政治が現われるのではないかと、まことに寒心にたえません。國権の最高機関でありまする國会といたしましては、かような風潮に対しましては、それがどんなに軽微な事柄であつても、少しの妥協も許してはなりません。かかる風潮が少しでも見えましたときには、即時最も峻厳な態度をもつてそれに臨むべきであると確信いたします。

私がここに取上げようとする実例は、農林当局において見ることができるのであります。その実例をあげまして、農林大臣のこれが取扱いに対する所信をお尋ねいたします。

二箇月ばかり前に農林当局が示されました二十三年産主要食糧供出実施要領の中に、臨時主要食糧生産供出措置法に準じ云々とありますが、さような法律は、その当時もまた現在もありません。目下農林委員会で審議中のものの中に、それの内容をもつ法案があるのみで、しかもそれは、今もなお法案であり、審議中のものであります。この点の不都合を質しましたところ、農林大臣は農林委員会で、法の次に案という字を印刷で落しておりまして云々と釈明されたのであります。

法か法案かは、文字の上から申せば、ただの一字のことで、問題とするほどのことではないように思われます。しかし、それのもつ意義にはたいへんな相違があり、國民生活に非常に重大な影響を及ぼすのであります。特に、昨今のように國情が混沌としていて、法令等も朝令暮改、よほど注意していないと、いずれが現行法令なのか、いずれが國民を規律しているのか、判別に迷わねばならぬような世相の中で、しかも最高行政廳で、法案とすべきを法として発表したということは、國民をいやが上にも威嚇し、迷わしめるもので、法律は誠実に執行し、という憲法の趣旨にも反し、單に一字の脱落にすぎないということで済まされることではありません。

しかも、この措置法案なるものは、第一國会で悪法であるとしてはなはだしい非難を受け、ついに流産の憂目を見た生産調整法の基本的な考え方をそのまま受け継いだ、いわくつきのものであります。（拍手）これを國会提出前に、いかにも法律として存在しておるかのごとき印象を國民に與える行政措置をとつたということは、行政者が行政最高機関であるだけに、問題は一層重大性をもつのであります。（拍手）このような過ちを犯したということも、

官吏の中に、意識的か、または無意識的に、國会を軽視し、國法を軽んずる風潮があるからであります。（拍手）また、それが大臣の釈明通り、案となつておりましても、案である限りは、その趣旨に準じた行政措置をとるべきではないと信じます。

この法案は、農民の耕作権の自由を制限し、ときには食生活、家計にまで重大な影響を及ぼすものであります。そうした内容をもつております。既成事実を単に成文化するといつたような法案ではないのであります。逆に既得権に制限を加えるという内容でありますから、なおさら未決定中にその趣旨に準じた施策をすべきではないのであります。その趣旨に準ずるということは、多分作付前に割当をするということであろうと思います。割当行爲は食管法に基いてやつたのであつて、食管法には割当の時期はないから云々というがごとき御答弁になるかもしれないと思うのであります。しかし、作付前に割当をしたことから、現に作付の自由を失つた、すなわち耕作権の自由を制限された農家が多々あるのであります。かかることの起る行政措置は、必ず法律によつてなされなければならないことは、皆様御承知の通りであります。

しかるに農林大臣は、二十六日の委員会で、前議会で論議されたことは十分に本法案の中に取入れたから云々との御説明があつたのであります。しかし、これは言語道断な話でありまして、それを取入れたか取入れないかは、審議の結果で初めて客観性をもつものである。審議の終らない先に客観性はない。まつたくこれは独断的なものであるといわざるを得ないのであります。（拍手）かようなことが大臣の御答弁の中に出まするから、なおさら國会を無視し、國法を軽視してやつた行政措置と断ずるのであります。

次に、農業協同組合法第十條に関しましても、かような事件が起つたのであります。この改正が企図されまするとと、農林当局は、いち早く電報をもつて、第十條による農民の活動を停止させる措置をとられたのであります。次いで関係係官をお集めになり、趣旨徹底に努力されたという事実があります。第十條は厳然として有効に成立し、効力を発揮いたしておりまする現行法であります。どんな事情がありましようと、ただ単に一片の行政措置をもつて、その効力を停止するというようなことは、断じて許されないことであります。しかるに、一片の行政措置をもつて、事実上その効力を停止してしまつて、そのために各地には非常な混乱が起つております。

すなわち、農村再建のために一時も早くこの第十條を発動しなければならぬ。しかも現在の農業会は、一定時期までには解散せしめなければならぬのであります。それは、すでに目睫に迫つておる。その代りの機関をつくる。それに対して待て、しかも現行法上はやらなければならぬことを待て——これでは、百姓は何をしてよいかわからない。こうしたことを、法律を無視して行つておるのであります。

しかも第十條の改正に対しましては、國民の輿論に絶対反対を示しておるのであります。國会も、これが改正につきましては、最も慎重に取扱わねばならない性質のものであります。現在これを審議いたしておるのであります。しかるに農林当局は、この改正は必ず成立するものであるかのごとく、また國会にその成立を強要するかのごとき態度をもつて、現行法の効力を事実上停止せしめておるのであります。かかる暴挙をあえていたしたのであります。

以上、相次いで起つた農林省当局の法律無視の実例をあげたのでありますが、これはほんの一例にすぎません。このように、ありもしない法律をあるがごとくに、またある法律をなきがごとくに行政措置をやつている農林当局の行爲は、明らかに國会及び國法をないがしろにし、法的秩序を乱すものであると断ぜざるを得ないのであります。（拍手）

以上二つの行政措置が農林当局においてなされたことについては、二十六日農林委員会において、農林大臣がこれを確認いたされております。また委員長は、これに対して警告を発しておられます。農林大臣はいかなる責任をとろうとせられておりまするか。また、かかる行政措置をした事務当局に対し、いかなる措置をとろうとしておられまするか。この責任をお尋ねいたします。

〔國務大臣（永江一夫君登壇）〕

○國務大臣（永江一夫君）　ただいまお尋ねになりました二つの点につきましてお答えを申し上げます。

第一点の、食糧確保臨時措置法が本國会に提案審議中に、事前に、本法律が通つたものとしての想定のもとに、農林省において地方にそれ〴〵通達等の文書に、この法案の文字を明らかにしたことは、これは國会の意思を無視し、國会の存在を軽視しておるという御注意でございましたが、この点については、今お示しになりましたように、その通達を出しまする際に、「食糧確保臨時措置法案」とありました原稿が、印刷の間違いによりまして、「法」として示されておるということは、私も認めたところであります。しかしながら、この法案の趣旨は、今お話の中にありましたように、昨年國会におきまして相当御議論がありました点を十分に咀嚼いたしまして、その趣旨を本法案に盛つたものでありますから、政府といたしましては、諸種の主食の今日の実情から申しまして、事前割当を行いまする法的根拠をこれに求め、しかも、それを生産農民諸君が進んで協力をいたし得まするような法的措置として、この法案を提案したのでありますがゆえに、私どもは、本法案が國会において通過するということの一つの見透しのもとに以上の措置をいたしたのであります。しかしながら、事務的に法案として措置をいたしたものでありまするが、印刷の上において「案」という字が脱けましたことは、先ほど申しましたように、明らかに私ども事務当局の手落ちであります、適当に、これは調査をいたしまして、処置いたします。

なお、この点についての法的根拠について、いろ〳〵お話がございましたが、しば〳〵申し上げておりまするように、主食の事前割当につきましての本年の措置は、明らかに食糧管理法によりこれを行つたものでありまするがゆえに、さよう御了承を願つておきたいのであります。

さらに第二の点につきましては、農業協同組合法の第十條がなお効力をもつておる際において、その効力を停止するような行政措置をとることはけしからぬ、こういう御意見でございましたが、御承知のように政府におきましては、國会に第十條の改正法律案を提出いたしまして、ただいま御審議を願つておる次第でございます。この現行法が、総合的な連合会を組織するという、もちろん基準になるのでありまして、そういう現行法によりまして協同組合が連合的に組織をせられましたというような場合が将来起きましたときに、もしこの改正案が成立いたしますると、またこれを改組せなければならないという結果になつてくるのであります。従つて、さようなことは、近き將来におきまして、本改正案の通過によりまして連合会ができないということが明らかに一方にありますと同時に、他の一方におきまして、第十條の存在することによつて連合会が成立するという二つの相反した事実が現われまして、諸種の混乱を起す結果になりまするので、事前にこれをあらかじめ防止するところの行政的措置をとつたというふうに御了承願いたいのであります。

〔重富卓君登壇〕

○重富卓君　ただいま農林大臣から、いわゆる措置法に関しては十分に論議されたことを取り入れたから、それに準じてやつたという意味のことを言われましたが、措置法の中に去年の論議

が十分に取り入れてあるか、取り入れてないかは、審議の結果わかることでありまして、農林大臣のお話は、どこまでも独断であると言わざるを得ないのであります。(拍手)また、それがかりに通過するといたしましても、そうした仮定のもとに國民の権利を束縛することは、断じて許されないと考えるのであります。(拍手)現にまた、その法律を事前に行われました関係上、それに準じてやられました関係上、すでにそのため耕作の自由を失つた実例がここにあるのであります。時間の関係上読みませんが、あります。また、そうしたようなことに対しましても、やはり実際問題として作付の制限あるいは自由の制限をしたということは、事実上これは権利の侵害と言わざるを得ないのであります。

また第十條の問題につきましても、やはりその通りでありまして、第十條につきましても、まだ法律のできていない間にこれを停止するということは、はなはだしき越権と思いますが、もう一度この点について念を押してお尋ねいたします。

〔國務大臣永江一夫君登壇〕

○國務大臣(永江一夫君)　重ねてのお尋ねでございますから、お答えをいたしますが、私は、先ほどの答弁の中におきましても……。

〔発言する者あり〕

○議長(松岡駒吉君)　静粛に願います。

○國務大臣(永江一夫君)(続)　食糧確保の臨時措置法がまだ法律としてその効果をあげておらぬことは当然でありまして、私は効果のない法律を効果のあるものとして処置した覚えはございません。あくまでも本年の事前制当は、ただいま法的根拠として申し上げました食糧管理法においてこれを処置したのでありますから、合法であろうと思います。

---

國家公務員法の改訂を中心とする労働問題に対する緊急質問

〔鈴木正文君提出〕

○議長(松岡駒吉君)　國家公務員法の改訂を中心とする労働問題に対する緊急質問を許可いたします。鈴木正文君。

〔鈴木正文君登壇〕

○鈴木正文君　私は、國鉄をも含めて、いわゆる公益関係の事業の争議に対しまして、政府の今後の方針を質し、次いで、公務員の争議行爲と國家公務員法との関係について意見を伺い、さらに、この二つの問題と根底において直接的につながつているところの賃金水準の問題、三千七百円の賃金水準がはたして維持できるかどうか、この三つの問題について政府の所信を伺いたいのであります。

この三つの質問を、今議会の閉会の直前におきまして提起したところの理由は、おそらく議会閉会直後、ただちにこれらの諸問題について政府は何らかの措置を講ぜざるを得なくなるであろうと思われるところの基本情勢が、刻々に成熟しつつあると見られるからであります。さらにもう一つの理由は、最近の日本の労働運動、特に争議を通じての攻勢は、民間企業の方面から離れて、國家予算を背景とする、國家事業を中心とする公益事業の分野に集中されてきているのでありまして、この分野における争議の行過ぎは、ただちに民間企業の方面にはね返つて、直接的に影響をまき起していくという実情にあるからであります。

われ〳〵は、憲法並びに労働諸法規によつて保障せられたところの労働権、團結権、争議権、そういつたものを確立すること並びに正常にして民主的なる労働組合が独裁的、政治的指導者の手から指導権を取りもどして、質・量ともに発展生成していくということは、むしろ衷心から望んでいるのでありますが、しかしながら、あえて労働権に限らず、すべての人民の権利は公共の福祉とともにあるべきであることは、憲法第十二條の規定をまつまでもなく、世界的の常識であると思うのであります。公益関係の争議の解決にあたつては、從つて公益に対する打撃を能う限り避けるとともに、労働側、経営側と並んで、國民の世論を重大なる解決の要素として取入れるべきは当然であると思うのであります。(拍手)現実的にこれを取入れるのが必要であつて、取入れる必要があるかという議論ではないのであります。いずれの政党といえども、公益事業の争議の解決にあたつて輿論を取入れないでよろしい、無視してよろしいという暴論を掲げ得るところの政党はあるまいと思うのであります。(拍手)

第一に、現行の労働関係調整法その他の公益事業に対する規定を明確に実行していくべきであると思うのでありますが、この点に対して政府はどういうふうに考えておられるか。

第二に、公益関係の争議に対しましては、必要に應じて争議の一時的禁止の措置をとり得るところの、必要ならば法的措置をも講ずべき段階に今達していると民主自由党は考えるのでありますが、これに対しまして総理大臣並びに労働大臣はどういうふうに考えておられるか。この点を明確に伺いたいのであります。

この二つの質問は、芦田総理大臣並びに加藤労働大臣にお伺いいたしたいのであります。反対ならば反対でもやむを得ない。明確大胆に所信を披瀝していただきたいのであります。

次に、公務員の争議について伺います。公務員の争議は、三つの面について國民と大きな関係をもつている。第一は、それが最も大きな、最も重要な公益関係であるという点であります。第二は、法的にはともかく、現在日本國民の一般的な常識といたしましては、役人はすなわち政府だと考えている。この政府だと考えている役人が、まつ先に、簡單に、しかもしば〳〵争議に突入するということは、民間の争議に対する観念、動向に多くの昏迷をもたらしておるということを、見逃すことはできないと思うのであります。(拍手)第三には、現在の統制経済を通じて、官僚は、よかれ悪しかれ、國民の生殺與奪の権を残念ながら握つておることに間違いないと思うのであります。その絶対の権限をもつておるところの官僚が、しば〳〵、しかも深い反省もなしに、争議を國民の先頭に立つて繰返しておるという問題に対しては、國民はすでに耐え得る最後の一線に近づきつつあると私たちは思うのであります。(拍手)從つて、公務員の争議につきましても、その方向において可能なる分野というものを、この際政府は明らかにする必要があると思うのであります。一般労働争議との別を明らかにすべき段階に達していると思うのであります。よつて、右の見地に立ちまして、民主自由党の意見として、次のことを総理大臣及び労働大臣にお伺いいたします。

公務員の中で、現業方面はもちろん、公益事業の最も重要なる部門といたしまして、第一の質問において述べましたごとく、公益事業であるがゆえに特殊の反省を促す必要があり、特殊の法的措置を講ずる必要もあると思うのであります。さらにもう一つ、公務員の中で非現業の方面は、現在の労働関係調整法第三十八條におきましても、明確に争議行爲を否定されておるのであります。しかしながら、現実におきましては、いろ〳〵に変形したところの争議が頻々として各地に起きつつあるという事実は、今さら申し上げるまでもないと思うのであります。(拍手)その現実を前にいたしまして、政府は迫り來る日本の経済状態の実情及び労働情勢とにらみ合わせまして、この際、この議会の閉会前におきまして、公務員の争議に対するところの限界というものに対して、およその方向を明確にする必要があり、さらに明確に申しするならば、民主自由党は、非現業の公務員に対しましては、明確に争議否定の方針を決定すべきであり、それがために必要であるならば、國家公務員法をこの線に沿つて改革することも、また必要であると思うのであります。(拍手)

この点につきまして、加藤労働大臣は就任以來、法規の改定はすべて改悪であるという形式論一本のもとに終始しておりますけれども、現在のごとく急変轉を繰返しておる情勢に対して、一たび定めたところの法律が絶対に改定できないなどということは、あえて労働関係の法規に限らず、すべての法規において言えないことでありまして、実情の変化に應じての改定は当然であると民主自由党は思います。以上の見地に立つて、政府はこの問題について、おそらく近く何らかの措置を講ぜざるを得ない情勢にあると思いますけれども、その準備を進めつつあるか、その決意があるか、これは民主党出身の総理大臣、社会党出身の労働大臣に、大胆率直にその見解を表明していただきたいのであります。

最後に、公務員の給與問題について質問をいたします。われ〳〵が、公益関係の國家公務員に以上のような争議上の自制と反省を要請するゆえんは、それが公共性に鑑みておるのでありまして、しかもわれ〳〵は、一面においては、すべて問題の中心が実際的の給與問題につながつておることを見落しておるのではないのであります。端的に伺いますが、三千七百円の賃金水準が今後いつまで維持できるか、この見透しにつきまして労働大臣及び総理大臣の見解を伺いたいのであります。現在において維持できるかどうかという問題ではありません。

予算委員会において、加藤労働大臣は、來年の三月三十一日まで、その維持に十分の自信がないと、明確に言つておられるのでありますが、それ以後において、われ〳〵が予想しておつたよりは、はるかに著しい物價の改訂が発表された。再修正されたところの予算案そのものの内容が、インフレ情勢を高進するところの要素が附加された形勢こそあれ、これが食いとめられるという形勢はない。政府が企図しているところの中間安定のごときは、おそらく夢として、明日にも崩れ去つてしまうであろうというこの情勢のもとにおいて、この水増し厖大予算の遂行過程において、來年の三月三十一日まで二百七十日余りの間、日本の勤労階級諸君は三千七百円のベースで食つていけるという自信を、加藤労働大臣はもつておられるかどうかという問題を、はつきり伺いたいのであります。私は民主自由党の見解をはつきり表明いたします。この予算を遂行していくのであるならば、三千七百円ベースは維持できない、維持すべきではないという見解を、民主自由党はもつているのであります。その点につきまして、総理大臣及び労働大臣はいかなる見解をもつておられるのでありますか。

〔発言する者多し〕

○議長（松岡駒吉君）　静粛に願います。

○鈴木正文君（続）　以上の点につきまして明確なる御答弁を願いたいと思うのであります。（拍手）

〔國務大臣芦田均君登壇〕

○國務大臣（芦田均君）　鈴木君のお尋ねの第一点は、公益事業に関係する勤労者の争議の問題に対してであります。公益事業に関係する勤労者の争議については、今日の法規以上にさらに確然とした法規をつくつて、必要に應じてはただちに争議を禁止するごとき立法を考えておるかどうか、こういう質問であります。御承知の通り公益事業に関しては、労働関係調整法の中に詳細に規定されておるのであります。三十日の期間を経なければ、ただちに争議を始めることができない。そうして調停が提起された場合には、その機関たる中央労働委員会その他の機関によつて急速にこれを解決する手段が残されておるのであります。政府としては、今日急速にこれを改正する意向をもつておりません。

第二は、公務員の争議の問題であります。公務員の争議については、一つは労働組合法、他の一つは労働関係調整法の三十八條に、御指摘になつた通り規定があります。非現業員の争議が禁止されておることは御承知の通りであります。従つて、非現業員の争議行爲が今日といえども禁止されておるのであるから……。

〔発言する者多く、議場騒然〕

○議長（松岡駒吉君）　静粛に願います。

○國務大臣（芦田均君×続）　非現業員の労働争議は禁止してるのにかかわらず、ときに行過ぎの結果として、今日行われておるごときものが、ごくわずか起つておりますが、かくのごとき行動に対しては、政府は厳重にこれを処分いたしております。しかしながら現業員については、労働争議は他の公務員以外の者と同様に自由に許されている。従つて、公務員中の現業員を他の勤労者と区別して取締る意向は政府においてもつておりません。

第三の点は三千七百円ベースの給與の問題、この問題は、大蔵大臣の財政演説に対する質疑の中でしば〳〵繰返され、予算委員会、財政金融委員会においてもしば〳〵繰返されて、政府としては、すでに十分その所見をお答えいたしておるのであります。御承知の通り三千七百円ベースの計算は、科学的の資料によつてこれを算出したのであります。これが維持できるかできないかということは、これは見解の相違です。

〔國務大臣加藤勘十君登壇〕

○國務大臣（加藤勘十君）　ただいま鈴木さんから御質問のありました、公務員に関する、殊に公益事業に関する労働者の争議の場合に、現在の日本の実情においては何らか法的措置を講ずべき段階にきておると思うがどうか、こういう御質問でありました。この点に対しましては、ただいま総理大臣からはつきりお答えされましたる通り、現在の法律において明記されておるところによつて十分である。これを今争議禁止等法的措置を講ずる段階ではないと、われ〳〵はこのように信じております。（拍手）

第二の公務員の問題につきまして、現業員は争議權をもつておるが、非現業員は争議權をもつていないのである、にもかかわらず、争議類似の行爲が頻発しておるが、これに対しては、現在の公務員法を改正してでも何らかの措置を講ずべきであると思うがどうか、こういう御趣旨のようでありました。この点につきましても、ただいま総理が答えました通り、労働関係調整法においては、非現業職員は争議權をもつていないということが、はつきり規定されております。われ〳〵は現在法規の範囲において十分措置し得られる、あらためて公務員法を改正する必要はない、このように、はつきり申し上げます。（拍手）

従つて、このような段階から、労働法規に対して、もはや何らかの法的措置を講じなければならない段階にきておるが、労働大臣は依然として労働法規を改正する意思はないか、こういう御質問でありましたが、労働大臣といたしましては、就任当初も今日も、この点については微塵も変つた考えはもつておりません。（拍手）

第四の三千七百円ベースの問題について、二十三年度の年度間を通じてこれを保持する自信があるか、こういうお尋ねでありましたが、これは、私は予算委員会等においても、はつきり申しておりまする通り、労働大臣としては自信がない、はつきり申しました。問題は、いかにして今後……

〔発言する者多し〕

○議長（松岡駒吉君）　静粛に願います。

○國務大臣（加藤勘十君×続）　この給與を実質的に保持するかという点でありまして、これがためには、現在組合側と團体交渉が継続されております。三千七百円ベースは、二十三年度予算編成の標準として、この前二千九百二十円問題を決定するときの算出の方式をそのまま採用しました。

〔発言する者多し〕

○議長（松岡駒吉君）　静粛に願います。

○國務大臣（加藤勘十君×続）　従つて、三千七百円ベースの算出には十分

なる妥当性をもつておる。その妥当性の限りにおいては、当然三千七百円ベースは保持さるべきものであるが、その算定の基準となつた数字上の問題において、もし政府の推定した点と違つた点があるならば、これらの点に対しては何らか方法を講じなければならない。これまた当然のことであります。同時に、現在組合側と團体交渉が進行しておるのでありますから、この團体交渉の結果はどのように妥結されるかわかりませんが、それらの問題は、当然政府として考慮されなければならぬ点であることは言うまでもないのであります。このようにお答えいたします。(拍手)

〔鈴木正文君登壇〕

○鈴木正文君　三千七百円ベースの維持に自信をもたないと、はつきり言い切つた加藤労働大臣の度胸と正直さに対しましては敬意を表します。(拍手)加藤労働大臣は、あの三千七百円ベースの計算の基礎は合理的であり、科学的であるということを繰返して述べておられる。その点は、われ〳〵が聽いておるのではないのでありまして、そうであつてもなくても、私の今の質問には関係がないのであります。なぜならば、私の聽くことは、この予算を來年三月末日まで遂行していつて、その過程の中において三千七百円ベースが維持できるかどうかということを聽いておるのであります。(拍手)しかも、あの賃金水準の基礎となつたところの物價は、その後安本そのたにおいて幾多の訂正が加えられ、最近において、再再これが訂正の後に発表されておるのであります。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君)　静粛に願います。

○鈴木正文君(続)　この点から言いまして、三千七百円ベースの計算の基礎は、さらに再検討すべき必要が十分あると思うのであります。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君)　静粛に願います。

○鈴木正文君(続)　しかも総理大臣は、三千七百円ベースの維持、それは見解の相違であると言われたけれども、総理大臣と私とでなく、総理大臣と、同じ重要なる当該閣僚の労働大臣との間に、見解の相違が歴然としてある。これは否定することができないのである。この点を明確にお聽きしたいのであります。

〔國務大臣加藤勘十君登壇〕

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君)　静粛に願います。

○國務大臣(加藤勘十君)　ただいま申しましたる通り、予算編成の標準としてとつた算出方式に基く三千七百九十一円の問題、政府としては、当然これが妥当性を信ずる限り保持すべきではありますが、しかしながら御承知のように、今日いかにだれが努力しても、日本の経済のインフレーションの進行状況を完全に食い止めるということはできない。

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君)　静粛に願います。

○國務大臣(加藤勘十君)(続)　従つて、この変轉極まりなき経済的現象のもとにおいて、一度予算の標準としてとつたものが、そのまま無條件で保持されるはずはない。だから、いかにしたならばこれを保持するかということに全力が注がれなければならない。われわれは、單なる名目賃金の引上げのみをもつて、これでよろしいとするのではないのであります。名目賃金の引上げは、インフレーションを高進せしむる以外の何ものでもない。それゆえに政府としては、いかにして実質給與を確保すべきかということのために、生活必需物資の具体的な配給の確保を維持し得られるように努力する。これが、政府として三千七百円ベースを保持しようという努力の方向である。はつきりこのように申し上げます。(拍手)

〔國務大臣芦田均君登壇〕

○國務大臣(芦田均君)　鈴木君の先ほどの御質問に対しては、前にお答えした通りであります。(拍手)

〔鈴木正文君登壇〕

○鈴木正文君　加藤労働大臣の御説明には、一應訴とするところがありますが、だれがやつても現在のインフレは食い止めることができないと、明確に言われておるのであります。総理大臣は、インフレ過程において三千七百円のベースが維持できるという見解をもつておられるのに対して……

〔発言する者多し〕

○議長(松岡駒吉君)　静粛に願います。

○鈴木正文君(続)　労働大臣は、だれがやつてもインフレを食い止めることはできないという明確なる表現をしておるのであります。この点に関しましても、労働大臣と総理大臣との見解に重大なる相違がある。この点について、もう一度お伺いいたします。

○議長(松岡駒吉君)　両大臣とも答弁がないそうであります。

---

## 第一　民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

○議長(松岡駒吉君)　日程第一、民事訴訟法の一部を改正する法律案の参議院回付案を議題といたします。

民事訴訟法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十三年六月二十八日

参議院議長　松平　恒雄

衆議院議長松岡駒吉殿

(小字及――は参議院修正)

第二百六十九條中「五百圓」を「〇五千圓」に改める。

第二百七十七條　證人カ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ負擔ヲ命スルコトヲ得(シ且五千圓以下ノ過料ニ処ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得)

前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十七條ノ二　證人カ正當ノ事由ナクシテ出頭セサルトキハ五千圓以下ノ罰金又ハ拘留(拘留又ハ科料ニ處ス)

前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ罰金及拘留ヲ併科スルコトヲ得

第二百八十四條　證言拒絶ヲ理由ナシトスル裁判確定シタル後證人カ故ナク證言ヲ拒ムトキハ裁判所ハ(第二百七十七條、第七條及第二百七十七條ノ二ノ規定ヲ準用ス)決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ負担ヲ命シ且千圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百九十三條　(第二百七十七條、第二百八十二條、第二百七十七條ノ二、第二百八十二條及第二百乃至第二百八十四條ノ規定ハ證人八十三條カ宣誓ヲ拒ム場合ニ之ヲ準用ス)

第三百十八條、第三百二十八條第二項及び第三百三十一條第一項中「五百圓」を「〇五千圓」に改める。

第三百三十五條第二項中「五百圓」を「〇五千圓」に改める。

第三百三十九條第一項中「五百圓」を「〇五千圓」に改める。

附　則

第一條　この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第七條　昭和二十年法律第四十六号の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第五條」を削る。

第八條　昭和二十二年法律第七十五号の一部を次のように改正する。

第八條を削る。

附則第二項中「昭和二十三年七月十五日」を昭和二十四年一月一日」に改める。

○議長(松岡駒吉君)　採決いたします。本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松岡駒吉君)　御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第二　保険募集の取締に関する法律案（内閣提出、参議院回付）

○議長（松岡駒吉君）　日程第二、保険募集の取締に関する法律案の参議院回付案を議題といたします。

保険募集の取締に関する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院において修正議決した。よつて國会法第八十三條によりここに回付する。

昭和二十三年六月二十九日

参議院議長　松平　恒雄

衆議院議長松岡駒吉殿

（小字及び――――は参議院修正）

（登録簿）

第四條　生命保険募集人登録簿及び損害保険代理店登録簿は、大蔵省に、これを備えなければならない。

2　大蔵大臣は、前條の規定による登録の申請があつた場合においては、第五條の規定に該当する場合を除く外、直ちに、前項の生命保険募集人登録簿又は損害保険代理店登録簿に、左に掲げる事項を登録しなければならない。

一　氏名、商号又は名称

二　住所又は事務所の所在地

三　委託保険会社の商号又は名称

四　登録年月日

五　その他参考となるべき事項（登録に関し必要な）

（登録の拒否）

第五條　大蔵大臣は、第三條の規定による登録の申請があつた場合において、申請者が左の各号の一に該当するとき又は登録申請書若しくはその添附書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、申請者につき事実を調査した後、その登録を拒否しなければならない。

一　破産者で復権を得ないもの

二　禁こ以上の刑又はこの法律により罰金の刑に処せられ、その執行の終つた後又は執行を受けることがないこととなつた日から五年を経過するまでの者

三　この法律の規定により登録を取り消され、その取消の日から五年を経過するまでの者

四　営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治産者でその法定代理人が前各号の一に該当するもの

五　法人又は法人でない社團若しくは財團でその役員又は代表者若しくは管理人のうち第一号から第三号までの規定の一に該当するもののあるもの

六　募集に関して收受した保険料を他に流用し、又はこれに準ずる行爲をなし、その他募集に関して著しく不適当な行爲をなしたもの

2　前項の規定による登録の拒否は、その理由を記載した文書をもつて、これをなさなければならない。

第二十條　大蔵大臣は、生命保険募集人又は損害保険代理店が左の各号の一に該当すると認めたときは、その者につき事実を調査した後、期間を指定してその業務の停止を命じ、又はその登録の取消の処分をなすことが出来る。

一　この法律又は他の法令に基いて発する大蔵大臣の命令に違反したとき。

二　その他募集に関して著しく不適当な行爲をなしたと認められるとき。

2　前項の規定により業務の停止を命じ、又は登録の取消の処分をなそうとするときは、大蔵大臣は、当該生命保険募集人又は損害保険代理店にあらかじめその旨を通知し、それらの者又はその代理人の出頭を求め、釈明のための証拠を提出する機会を與えるための大蔵大臣の指定する職員をして聽聞をさせなければならない。

3　大蔵大臣は、第五條第一項第六号に規定する事実を調査するため通知をなし、又は前項の規定による聽聞をなし、生命保険募集人又は損害保険代理店につき事実を調査しなければならない場合において、大蔵大臣が調査のため通知をなしてから二月を経過してもその者から答弁がないときは、登録を拒否し、期間を指定してその業務の停止を命じ、又はその登録の取消の処分をなすことができる。

4　第五條第二項の規定は、第一項又は第三項の規定による業務の停止、登録の取消又は登録の拒否について、これを準用する。

5　大蔵大臣は、生命保険募集人又は損害保険代理店が第五條第一号、第二号、第四号若しくは第五号の規定の一に該当するに至つたとき又は第一項若しくは第二項の規定により登録の取消の処分をなしたときは、直ちに、その登録を抹消しなければならない。

○議長（松岡駒吉君）　採決いたします。本案の参議院の修正に同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君）　御異議なしと認めます。よつて参議院の修正に同意するに決しました。

第三　選挙運動等の臨時特例に関する法律案（政党法及び選挙法に関する特別委員長提出）

第四　衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案（政党法及び選挙法に関する特別委員長提出）

○議長（松岡駒吉君）　日程第三及び第四は同一の委員長提出の議案でありますから、いずれも委員会の審査を省略して一括議題といたすに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君）　御異議なしと認めます。

〔発言する者多し〕

○議長（松岡駒吉君）　静粛に願います。

日程第三、選挙運動等の臨時特例……

〔発言する者多し〕

○議長（松岡駒吉君）　静粛に願います。日程第三を読み直します。

〔発言する者多し〕

○議長（松岡駒吉君）　十分徹底しないそうでありますから、読み直します。

日程第三、選挙運動等の臨時特例に関する法律案……

〔発言する者多し〕

○議長（松岡駒吉君）　あまり大きな声をしなくても聞えるようにしてください。

日程第四、衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。政党法及び選挙法に関する特別委員竹谷源太郎君。

選挙運動等の臨時特例に関する法律案

選挙運動等の臨時特例に関する法律

（この法律の目的及び適用範囲）

第一條　この法律は、現下の経済事情に鑑み、選挙の公営を強化し、選挙を最も公平且つ適正に行い、以て選挙の腐敗を防止することを目的とし、衆議院議員の選挙に、これを適用する。

（立会演説会）

第二條　市及び人口概ね五千以上の町村で都道府縣の選挙管理委員会の指定するものは、議員候補者の政見を選挙人に周知させるため、立会演説会を開催しなければならない。

2　前項の市は、人口概ね五万ごとを一単位として、立会演説会を開催するようにしなければならない。

3　第一項の町村以外の町村で人口、交通の狀況等を参酌の上都道府縣の選挙管理委員会の指定したものは、立会演説会を開催しなければならない。

第三條　立会演説会において演説をする者は、議員候補者でなければならない。

2　議員候補者は、その代理として一人を限り、自己の加わるべき立会演説会において演説を行わせることができる。但し、その演説の回数は、当該候補者が第五條第二

項又は第六條第二項の規定により行い得べき演説の総回数の五分の一を超えてはならない。

3　前項但書の回数の計算については、端数は、これを一回とみなす。

第四條　都道府縣の選挙管理委員会は、あらかじめ立会演説会を開催すべき予定の日時及び会場並びに一回の立会演説会において演説をすることのできる議員候補者の数及び演説の時間を決定し、選挙の期日の公示又は告示の日から三日以内に、これを告示しなければならない。

2　前項の場合において必要があると認めるときは、都道府縣の選挙管理委員会は、議員候補者を班に分けて、立会演説会を実施する方法を講じなければならない。

3　第一項の規定による決定をなすに当つては、都道府縣の選挙管理委員会は、都道府縣の区域内に主たる事務所を有する政党又はその支部で最近に行われた総選挙において所属の衆議院議員を有し若しくは有したものの代表者一人の参集を求めて、その意見をきかなければならない。

4　前項の参集に加わろうとする政党又はその支部は、都道府縣の選挙管理委員会に、その指定する期日までに、その旨を届け出なければならない。

第五條　立会演説会に加わろうとする議員候補者は、都道府縣の選挙管理委員会に、その指定する期日までに、その旨を届け出なければならない。

2　前項の届出のあつた議員候補者について、最初に行われる立会演説会における演説の順序及び前條第二項の規定により班を分けて実施する場合におけるその所属の班は、都道府縣の選挙管理委員会が、くじでこれを決定する。この場合においては、併せて議員候補者が演説をすることのできる立会演説会の日時及び会場を決定しなければならない。

3　第二回以後の立会演説会における議員候補者の演説の順序は、原則として、前回の第一順位の者を最後の順位とし、第二順位以下の者を順次一順位づつ繰り上げたものによる。

4　都道府縣の選挙管理委員会は、第二項の決定をしたときは、直ちに、当該候補者及び関係市町村の選挙管理委員会に、これを通知しなければならない。

第六條　前條第一項の規定による期日後立候補の届出をした者で立会演説会に加わろうとする者は、都道府縣の選挙管理委員会の定めるところにより、その旨を届け出なければならない。

2　前項の届出のあつた議員候補者が演説をすることのできる立会演説会の日時、会場及び最初に加わることを得べき立会演説会における演説の順序並びに第四條第二項の規定により班を分けて実施する場合におけるその所属の班は、都道府縣の選挙管理委員会が決定する。

3　前條第三項及び第四項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第七條　市町村の選挙管理委員会は、前二條の規定により通知があつたときは、立会演説会を開催すべき期日前二日までに、公衆の見易い場所に、立会演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行うべき議員候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならない。この場合における掲示の場所は、立会演説会を開催すべき一市町村又は一単位につき、二十箇所以上でなければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、立会演説会開催の当日の演説会場の表示並びに演説会場における議員候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

3　前二項に規定するものの外、会場の施設その他立会演説会の実施に関する事務は、市町村の選挙管理委員会がこれを行う。

第八條　前六條に定めるものを除く外、立会演説会に関し必要な事項は、都道府縣の選挙管理委員会がこれを定める。

（個人演説会）

第九條　議員候補者は、市町村の選挙管理委員会の指定する施設を使用して、個人演説会を三十回以内開催することができる。

2　前項の施設については、政令の定めるところにより、その管理者において、必要な設備をしなければならない。

3　市町村の選挙管理委員会は、第一項の施設の指定をしたときは、直ちに、都道府縣の選挙管理委員会に、これを報告しなければならない。

4　前項の報告があつたときは、都道府縣の選挙管理委員会は、これを告示しなければならない。

第十條　議員候補者が第十二條第一項の規定による届出をした後、その開催すべき個人演説会を実施しなかつた場合においても、その実施しなかつた回数は、これを前條第一項の規定による回数に算入するものとする。但し、天災その他不可抗力に因る場合は、この限りでない。

2　立会演説会が開催される当日には、当該市町村において、個人演説会を開催することができない。

第十一條　個人演説会においては、議員候補者以外の者も演説することができる。

第十二條　個人演説会を開催しようとする議員候補者は、開催すべき期日前五日までに、使用すべき施設、開催すべき日時並びに議員候補者の氏名及び党派別を市町村の選挙管理委員会に届け出なければならない。

2　市町村の選挙管理委員会は、前項の届出があつたときは、個人演説会を開催すべき期日前二日までに、都道府縣の選挙管理委員会のあらかじめ定めるところにより、公衆の見易い場所に、個人演説会を開催すべき日時及び会場並びに演説を行うべき議員候補者の氏名及び党派別を掲示しなければならない。この場合における掲示の場所は、個人演説会を開催すべき市町村につき、十箇所とする。

3　第九條第二項の規定は、個人演説会の会場に関する表示及び掲示について、これを準用する。

第十三條　個人演説会において使用する施設については、その使用に関し、料金を徴収することができない。

（街頭演説会）

第十四條　選挙運動のためにする街頭における演説会は、その場所に議員候補者が現在する場合に限り、これを行うことができる。

2　前項の場所には、議員候補者の現在する間、立札及びちようちんを掲示することができる。この場合において、当該候補者が現在しなくなつたときは、直ちに、これを撤去しなければならない。

（演説会の禁止）

第十五條　この法律に定めるところの立会演説会、個人演説会及び街頭演説会を除く外、選挙運動のためにする演説会は、いかなる名義を以てするを問わず、これを開催することができない。

（放送）

第十六條　議員候補者は、選挙運動の期間中三回以内において、その政見を放送することができる。

2　前項の放送の回数、日時その他放送に関し必要な事項は、日本放送協会が全国選挙管理委員会と協議の上、これを定める。

第十七條　日本放送協会は、その定めるところにより、議員候補者の

氏名、年令、党派別、主要な経歴等を関係区域の選挙人に周知させるため、放送をするものとする。

2　前項の放送の回数は、選挙の期日前二十日から選挙の期日の前日までの間において、各議員候補者について概ね十回とする。

（新聞廣告）

第十八條　議員候補者及び政党その他の政治團体又はその支部の代表者は、都道府縣の選挙管理委員会が議員候補者一人につき定める同一寸法で、都道府縣の選挙管理委員会が同一選挙区ごとに指定する一つの日刊新聞に、選挙運動の期間中一回を限り、選挙に関して廣告をすることができる。

2　前項の廣告を掲載した新聞紙は、第十九條の規定にかかわらず、新聞販賣を業とする者が、通常の方法でこれを頒布することができる。

（文書図画の制限）

第十九條　選挙運動のために使用する郵便葉書、筆書した書狀、名刺その他一切の文書図画は、これを頒布することができない。但し、選挙事務所の設置、立会人の依頼、演説会に関し必要な連絡その他選挙事務の連絡のために使用する郵便葉書及び無封書狀は、この限りでない。

2　前項但書の郵便葉書及び無封書狀は、議員候補者一人について通じて千枚とし、郵便官署において選挙事務用である旨の表示をしたものでなければならない。

3　選挙運動のために使用する回覧板その他の文書図画又は看板（プラカードを含む。）の類を多数の者に回覧させることは、これを第一項の頒布とみなす。但し、第十四條第二項及び第二十二條第五項に規定するものを回覧させることは、この限りでない。

第二十條　選挙運動のために使用する文書図画は、左の各号に掲げるものの外は、これを掲示することができない。

一　第十四條第二項の規定により行う街頭における演説のためにその場所において使用する立札及びちようちん

二　第二十二條第五項の規定により自動車、拡声機又は船舶に使用する張札、立札及びちようちん

三　選挙事務所を表示するために、その場所において使用する張札、立札、ちようちん及び看板の類

第二十一條　何人も、選挙運動の期間中は、著述、演藝等の廣告その他いかなる名義を以てするを問わず、前二條の禁止を免れる行爲として、主として議員候補者の氏名、政党その他の政治團体の名称又は議員候補者を推薦し、支持し若しくは反対する者の名を表示する文書図画を頒布し、又は掲示することができない。

2　選挙運動の期間前に掲示した文書図画で、前項の規定に該当するものがあると認めるときは、都道府縣及び市町村の選挙管理委員会は、選挙運動の期間中に限り、これを撤去し、又は撤去させることができる。

（自動車等の制限）

第二十二條　主として選挙運動のために使用される自動車（道路交通取締法第二條第五項に規定する諸車をいう。以下これに同じ。）、拡声機及び船舶は、議員候補者一人について、それぞれ同時に、左の各号の制限を超えてこれを使用してはならない。

一　自動車　一台

二　拡声機　一箇

三　船舶　一隻

2　前項の自動車、拡声機又は船舶を使用しようとする場合には、議員候補者は、あらかじめ都道府縣の選挙管理委員会の発行する証明書の交付を受けなければならない。

3　第一項の自動車、拡声機又は船舶を使用する者は、前項の証明書を常時携帯するとともに、その使用する自動車、拡声機又は船舶には、都道府縣の選挙管理委員会の定めるところの表示をしなければならない。

4　前項の証明書は、当該公務員の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

5　第一項の自動車、拡声機及び船舶には、議員候補者の氏名、党派別等を表示する張札、立札及びちようちんを掲示することができる。

6　第一項の自動車を使用するために要した費用は、これを選挙運動の費用でないものとみなす。

（飲食物の提供の禁止）

第二十三條　何人も、選挙運動に関し、いかなる名義を以てするを問わず、飲食物を提供し又は飲食物の提供を受けてはならない。但し、湯茶を提供し又は湯茶の提供を受けることは、この限りでない。

（選挙運動の制限）

第二十四條　何人も、左の各号に掲げる行爲は、これをすることができない。

一　いかなる方法を以てするを問わず、選挙運動のために特定の候補者の氏名又は政党その他の政治團体の名称を連呼すること

但し、個人演説会を開催する場合にあつてはその実施一時間前からその場所において、街頭における演説会を行う場合にあつてはその実施の場所において、当該演説会の告知のためにする場合は、この限りでない。

二　選挙に関し、自動車を連ね又は隊伍を組んで往來する等氣勢を張る行爲をすること

三　選挙の当日選挙運動をすること

（交通機関の利用）

第二十五條　議員候補者、推薦届出者その他選挙運動に從事する者が、選挙運動の期間中関係区域内において、國有鉄道、國営自動車、地方鉄道、軌道、一般乗合旅客自動車運送事業等の交通機関を利用するため、各議員候補者は、運輸大臣の定めるところにより、通じて十五枚を限り、特殊乗車券の交付を受けることができる。

（燃料のあつせん）

第二十六條　議員候補者が選挙運動のために第二十二條第一項第一号の規定による自動車のために使用するガソリンその他の自動車用燃料に関しては、その配給又は交付につき、國又は地方公共團体において、これをあつせんするものとする。この場合においては、全國選挙管理委員会又は都道府縣の選挙管理委員会は、配給の計画その他実施上必要な措置を講じなければならない。

2　前項の規定によりガソリンその他の自動車用燃料の配給又は交付を受けた者は、議員候補者たることを辞した場合には直ちに、その全部を返還しなければならない。但し、選挙運動に使用したため全部を返還することができないときは、選挙運動に使用したことを証する明細書を添えて、残部を返還しなければならない。

（公営に要する経費の分担）

第二十七條　議員候補者の届出又は推薦届出をしようとする者は、選挙の公営に要する経費の分担として、議員候補者一人につき、二万円又はこれに相当する額面の國債証書を、あらかじめ國庫に納付しなければならない。

2　前項の規定により國庫に納付した物は、議員候補者が選挙の期日までに死亡し又は当該候補者たることを辞した場合その他いかなる場合においても、これを返還しないものとする。

3　第一項の規定による納付をした者が、当該選挙区において衆議院

議員選挙法第七十五條第一項の規定により更に選挙が行われるとき、再び議員候補者の届出又は推薦届出をする場合には、第一項の規定による納付をすることを要しない。

4　衆議院議員選挙法第六十七條第一項乃至第三項の規定による届出をする場合にあつては、第一項の納付をしたことを証すべき書面、前項の規定による届出をする場合にあつては、前回に納付をしたことを証すべき書面を添付しなければならない。

（國庫の負担）

第二十八條　左の各号に掲げる経費は、國庫の負担とする。

一　立会演説会の開催に要する経費

二　個人演説会のための告知及び施設に関する経費

三　放送に要する経費

四　新聞廣告に要する経費

五　第十九條第二項に規定する郵便葉書及び無封書狀の経費

六　第二十五條の規定による交通機関の使用に要する経費

（特別区、区及び全部事務組合）

第二十九條　この法律の適用については、特別区及び地方自治法第百五十五條第二項の規定による区は、これを市とみなし、町村の全部事務組合は、これを一町村とみなす。

（特別の規定）

三十條　交通至難の島嶼その他の地においてこの法律の規定を適用しがたい事項については、政令で特別の規定を設けることができる。

（施行に関する政令）

第三十一條　この法律の施行に関し必要な規定は、政令でこれを定める。

（罰則）

第三十二條　左の各号の一に該当する者は、これを二年以下の禁錮又は三千円以上五万円以下の罰金に処する。

一　第三條第一項又は第二項の規定に違反して演説をした者

二　第九條第一項又は第十條第二項の規定に違反して個人演説会を開催した者

三　第十四條の規定に違反して街頭における演説をし、又は立札若しくはちようちんを掲示した者

四　第十五條の規定に違反して演説会を開催した者

五　第十八條第一項の規定に違反して新聞廣告をした者

六　第十九條、第二十條又は第二十一條の規定に違反して文書図画を頒布し、又は掲示した者

七　第二十二條第一項の規定に違反して自動車、拡声機又は船舶を使用した者

八　第二十三條の規定に違反して飲食物を提供し又は飲食物の提供を受けた者

第三十三條　左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の禁錮又は千円以上五万円以下の罰金に処する。

一　第十四條第二項の規定による立札又はちようちんを正当な理由がなくて撤去しなかつた者

二　第二十二條第三項又は第四項の規定に違反して証明書を携帯せず、表示をせず又は呈示を拒んだ者

三　第二十四條の規定に違反した者

四　第二十六條第二項の規定によるガソリンその他の自動車用燃料を正当な理由がなくて返還しなかつた者

（当選無効）

第三十四條　当選人がその選挙に関し、この法律に掲げる罪を犯し刑に処せられたときは、その当選を無効とする。

2　衆議院議員選挙法第百四十三條の規定は、前項に掲げる者が刑に処せられた場合に、これを準用する。

3　第一項の規定による当選無効は、衆議院議員選挙法第七十五條及び第七十七條の規定の適用については、これを同法第百三十六條の規定による当選無効とみなす。

（選挙権及び被選挙権の停止）

第三十五條　第三十二條の罪を犯した者で、罰金の刑に処せられたものは、その裁判が確定した日から五年間、禁錮の刑に処せられたものはその裁判が確定した日から刑の執行を終るまでの間又は刑の時効に因る場合を除く外刑の執行の免除を受けるまでの間及びその後五年間、衆議院議員の選挙における選挙権及び被選挙権を有しない。但し、刑の執行猶予の言渡を受けた者については、その期間は、その裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間とする。

裁判所は、情狀に因り、刑の言渡と同時に前項に規定する者に対し、同項の選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又は同項の期間を短縮する旨を宣告することができる。

（時効）

第三十六條　第三十二條及び第三十三條の罪の時効は、六箇月を経過することに因り完成する。但し、犯人が逃亡したときは、その期間は、これを一年とする。

附　則

第三十七條　この法律は、次の総選挙から、これを施行する。

第三十八條　選挙運動の文書図画等の特例に関する法律（昭和二十二年法律第十六号）は、この法律の施行後は、衆議院議員の選挙については、これを適用しない。

衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案

衆議院議員選挙法の一部を改正する法律

衆議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

「市町村會議員選挙管理委員會」を「市町村ノ選挙管理委員會」に、「都議會議員選挙管理委員會又ハ道府縣會議員選挙管理委員會」を「都道府縣ノ選挙管理委員會」に、「都道府縣ノ長」を「都道府縣知事」に、「勅令」を「政令」に改める。

第八條　都道府縣及市町村ノ選挙管理委員會ノ委員及書記、投票管理者、開票管理者及選挙長並ニ選挙事務ニ關係アル官吏及吏員ハ其ノ關係區域内ニ於テ被選挙權ヲ有セズ

第十一條　削除

第二十二條に次の一項を加える。

天災其ノ他避クベカラザル事故ニ因リ前條ノ規定ニ依リ告示シタル投票所ヲ變更シタルトキハ選挙ノ當日ヲ除クノ外投票管理者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ直ニ其ノ旨ヲ告示スルコトヲ得

第二十四條　市町村ノ選挙管理委員會ハ各投票區ニ於ケル選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ投票立會人三人乃至五人ヲ選任シ選挙ノ期日前三日迄ニ之ヲ本人ニ通知スベシ

投票立會人ニシテ參會スル者投票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ三人ニ達セザルトキ又ハ其ノ後三人ニ達セザルニ至リタルトキハ投票管理者ハ其ノ投票區ニ於ケル選挙人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ三人ニ達スル迄ノ投票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ投票ニ立會ハシムベシ

議員候補者ハ之ヲ投票立會人ニ選任スルコトヲ得ズ

同一ノ政黨其ノ他ノ團體ニ屬スル者ハ一ノ投票區ニ於テ三人以上之ヲ投票立會人ニ選任スルコトヲ得ズ

投票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ

第二十七條ノ二　身體ノ故障ニ因リ自ラ議員候補者ノ氏名ヲ記載スルコト能ハザル選挙人ハ第三十條第

二項、第五十二條第一項及前條第一項ノ規定ニ拘ラズ其ノ申請ニ依リ投票管理者ニ於テ投票立會人ノ齎見ヲ徴シ選任スル者ヲシテ議員候補者一人ノ氏名ヲ記載シ投函セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條中「勅令ノ定ムル事由ニ因リ」を「左ノ各號ニ掲グル事由ニ因リ」に改め、同條に次のように加える。

一　選擧人其ノ屬スル投票區所在ノ都市ノ區域外（選擧ニ關係アル職務ニ從事スル者ニ在リテハ其ノ屬スル投票區ノ區域外）ニ於テ職務又ハ業務ニ從事中ナルベキコト

二　前號ニ掲グルモノヲ除クノ外選擧人已ムコトヲ得ザル用務又ハ事故ノ爲其ノ屬スル投票區所在ノ郡市ノ區域外ニ於テ旅行中又ハ滯在中ナルベキコト

三　前號ニ掲グルモノヲ除クノ外選擧人疾病、負傷、妊娠若ハ不具ノ爲又ハ産褥ニ在ル爲歩行著シク困難ナルベキコト

第四十七條　議員候補者ハ各開票區ニ於ケル選擧人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得テ開票立會人タルベキ者一人ヲ定メ選擧ノ期日前三日迄ニ開票管理者ニ屆出ヅルコトヲ得但シ同一人ヲ屆出ヅルコトヲ妨ゲズ

前項ノ規定ニ依リ屆出アリタル者（議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シ若ハ第六十七條第八項ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ屆出ニ係ル者ヲ除ク以下之ニ同ジ）十人ヲ超エザルトキハ直ニ其ノ者ヲ以テ開票立會人トシ十人ヲ超ユルトキハ屆出アリタル者ニ於テ開票立會人十人ヲ互選スベシ

前項ノ規定ニ依ル互選ハ投票ニ依リ之ヲ行ヒ得票最多數ノ者ヲ以テ開票立會人トス得票數同ジキトキハ開票管理者抽籤シテ之ヲ定ム

同一ノ政黨其ノ他ノ團體ニ屬スル議員候補者ノ屆出ニ係ル者ハ三人以上開票立會人ト爲ルコトヲ得ズ

第一項ノ規定ニ依リ屆出アリタル者ニシテ同一ノ政黨其ノ他ノ團體ニ屬スル議員候補者ノ屆出ニ係ルモノ三人以上アルトキハ第二項及第三項ノ規定ニ拘ラズ屆出ニ依リ直ニ開票立會人ヲ定メ得ル場合ニ在リテハ其ノ者ノ中ニ就キ開票管理者ニ於テ抽籤ニ依リ定メタル者二人、互選ニ依リ開票立會人ヲ定ムベキ場合ニ在リテハ得票最多數ノ者二人（二人ヲ定ムルニ當リ得票數同ジキトキハ開票管理者ニ於テ抽籤ニ依リ定メタル者）以外ノ者ハ開票立會人ト爲ルコトヲ得ズ

第二項、第三項又ハ前項ノ規定ニ依リ開票立會人定リタル後同一ノ政黨其ノ他ノ團體ニ屬セル議員候補者ノ屆出ニ係ル開票立會人三人以上ト爲リタルトキハ開票管理者ニ於テ抽籤ニ依リ定メタル者二人以外ノ者ハ其ノ職ヲ失フ

第二項ノ規定ニ依ル互選又ハ第五項ノ規定ニ依ル抽籤ハ選擧ノ期日前二日ニ之ヲ行フ

第二項ノ規定ニ依ル互選又ハ第五項若ハ第六項ノ規定ニ依ル抽籤ヲ以テ豫メ之ヲ告示スベシ

議員候補者死亡シ又ハ議員候補者タルコトヲ辭シ若ハ第六十七條第八項ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ屆出ニ係ル開票立會人ハ其ノ職ヲ失フ

第二項ノ規定ニ依ル開票立會人三人ニ達セザルトキ若ハ三人ニ達セザルニ至リタルトキ又ハ開票立會人ニシテ參會スル者開票所ヲ開クベキ時刻ニ至リ三人ニ達セザルトキ若ハ其ノ後三人ニ達セザルニ至リタルトキハ開票管理者ハ其ノ開票區ニ於ケル選擧人名簿ニ記載セラレタル者ノ中ヨリ三人ニ達スル迄ノ開票立會人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知シ開票ニ立會ハシムベシ但シ第二項ノ規定ニ依ル開票立會人ヲ屆出タル議員候補者ノ屬シ又ハ開票管理者ニ於テ選任シタル開票立會人ノ屬スル政黨其ノ他ノ團體ト同一ノ政黨其ノ他ノ團體ニ屬スル者ハ當該議員候補者ノ屆出ニ依ル開票立會人又ハ開票管理者ノ選任ニ係ル開票立會人ト通ジ三人以上之ヲ選任スルコトヲ得ズ

議員候補者ハ開票立會人ト爲ルコトヲ得ズ

開票立會人ハ正當ノ事故ナクシテ其ノ職ヲ辭スルコトヲ得ズ

第六十一條中「第二十四條を」「第四十七條」に改める。

第六十七條第一項中「七日」を「十日」に改め、同條第三項中「二日」を「三日」に改め、同條第四項の次に次の二項を加える。

法律ノ定ムル所ニ依リ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ザル國又ハ地方公共團體ノ公務員ニ係ル第一項乃至第三項ノ屆出ハ其ノ者ガ公務員タルコトヲ辭シタル後ニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

法律ノ定ムル所ニ依リ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ザル國又ハ地方公共團體ノ公務員ニシテ議員候補者タラントスル者公務員タルコトヲ辭スル旨ノ申出ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ申出ノ日ヨリ十日以内ニ公務員タルコトヲ辭スルコトヲ得ザルトキハ當該公務員ノ退職ニ關スル法令ノ規定ニ拘ラズ其ノ申出ノ日後十日ニ相當スル日ニ公務員タルコトヲ辭シタルモノト看做ス

同條第五項の次に次の一項を加える。

第一項乃至第三項ノ屆出アリタル者法律ノ定ムル所ニ依リ衆議院議員ト相兼ヌルコトヲ得ザル國又ハ地方公共團體ノ公務員ト爲リタルトキハ議員候補者タルコトヲ辭シタルモノト看做ス

同條第六項中「前項」を「第七項」に、「議員候補者ノ死亡シタルコト」を「議員候補者死亡シ若ハ前項ノ規定ニ該當スルニ至リタルコト」に改める。

第六十八條第一項中「五千圓」を「三萬圓」に改め、同條第二項中「十分ノ一」を「五分ノ一」に改め、同條第三項但書中「議員候補者タルコトヲ辭シタルトキ」の下に「又ハ前條第八項ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキ」を加える。

第六十九條第五項中「第七十四條」を「第七十三條第一項」に改める。

第七十二條　當選人定リタルトキハ選擧長ハ直ニ當選人ノ住所氏名及得票數、其ノ選擧ニ於ケル各議員候補者ノ得票總數其ノ他選擧ノ顚末ヲ都道府縣ノ選擧管理委員會ニ報告スベシ

都道府縣ノ選擧管理委員會ハ前項ノ報告アリタルトキハ直ニ當選人ニ當選ノ旨ヲ告知シ且當選人ノ住所氏名ヲ告示スベシ

當選人ナキトキ又ハ當選人其ノ選擧ニ於ケル議員ノ定數ニ達セザルトキハ選擧長ハ直ニ其ノ旨ヲ都道府縣ノ選擧管理委員會ニ報告スベシ

都道府縣ノ選擧管理委員會ハ前項ノ報告アリタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ告示スベシ

第七十三條　當選人其ノ當選ヲ辭セントスルトキハ當選ノ告示ヲ受ケタル日ヨリ十日以内ニ其ノ旨ヲ都道府縣ノ選擧管理委員會ニ屆出ヅベシ

當選人前項ノ期間内ニ當選ヲ辭スル旨ノ屆出ヲ爲サザルトキハ當選ヲ承諾シタルモノト看做ス

第七十四條　削除

第七十五條第一項第五号中「第八十四條」の下に「又ハ政治資金規正法第四十五條第二項」を、第六号中「第百三十六條」の下に「又ハ政治資金規正法第四十四條」を加え、同條第三項中「若ハ第百四十三條」を「、第百四十三條若ハ政治資金規正法第四十六條」に改める。

第七十六條　當選人當選ヲ承諾シタ

ルトキ又ハ第七十三條第一項ノ期間ヲ經過シタルトキハ都道府縣ノ選擧管理委員會ハ直ニ當選人ニ當選證書ヲ付與シ其ノ住所氏名ヲ告示シ且都道府縣知事ヲ經テ之ヲ全國選擧管理委員會ニ報告スベシ

第七十七條中「又ハ當選人第百三十六條」を「、當選人第百三十六條又ハ政治資金規正法第四十四條若ハ第四十五條」に改める。

第七十九條第三項中「第七十四條」を「第七十三條第一項」に改める。

第八十三條第一項中「第一項及第二項」を「第二項及第四項」に改める。

第八十四條第一項中「第一項」を「第二項」に改める。

第八十六條第一項及び第二項中「都議會議員選擧管理委員會又ハ關係都道府縣會議員選擧管理委員會」を「當該都道府縣ノ選擧管理委員會」に改める。

第百條ノ二　何人ト雖選擧ノ期日後ニ於テ當選又ハ落選ニ關シ選擧人ニ挨拶スルノ目的ヲ以テ左ノ各號ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

一　選擧人ニ對シテ戸別訪問ヲ爲スコト

二　自筆ノ信書及當選又ハ落選ニ關スル祝辭、見舞等ノ答禮ノ爲ニスル信書ヲ除クノ外文書圖畫ヲ頒布シ又ハ掲示スルコト

三　新聞紙又ハ雜誌ヲ利用スルコト

四　當選祝賀會其ノ他ノ集會ヲ開催スルコト

五　自動車ヲ連ネ又ハ隊伍ヲ組ミテ往來スル等氣勢ヲ張ルノ行爲ヲ爲スコト

六　當選ニ關スル答禮ノ爲當選人ノ氏名又ハ政黨其ノ他ノ團體ノ名稱ヲ連呼スルコト

第百四條及び第百十條中「支出責任者」を「出納責任者」に改める。

第百三十三條　第百條ノ二ノ規定ニ違反シタル者ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス

第百三十七條第一項中「第百三十條及第百三十二條」を「第百三十條、第百三十二條及第百三十三條」に改め、「禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者ニ付其ノ」を削る。

第百四十條ノ二　都道府縣及市町村ノ選擧管理委員會ハ投票ノ方法、選擧違反其ノ他選擧ニ關シ特ニ必要ト認ムル事項ヲ選擧人ニ周知セシムルト共ニ棄權防止ニ付適切ナル措置ヲ講ズベキモノトス

第百四十條ノ三　檢察官、警察官、都道府縣及市町村ノ公安委員會ノ委員並ニ警察吏員ハ選擧ノ取締ニ關スル規定ヲ嚴格ニ執行シ選擧ノ公正ヲ確保スベキモノトス

第百四十三條中「都議會議員選擧管理委員會又ハ關係道府縣會議員選擧管理委員會」を「當該都道府縣ノ選擧管理委員會」に改める。

第百四十四條　本法ノ適用ニ付テハ全部事務組合及役場事務組合ハ之ヲ一町村、其ノ組合役場ハ之ヲ町村役場ト看做ス

第百四十四條ノ二　別表ニ掲グル郡ノ區域又ハ支廳ノ所管區域ニ變更アルモ選擧區ニ關シテハ仍從前ノ區域ニ依ル但シ市町村ノ境界ノ變更アリタル爲又ハ町村ガ市ト爲サ若ハ市ガ町村ト爲リタル爲郡ノ區域ニ變更アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百四十四條ノ三　削除

第百四十五條第一項中「東京都ノ區」を「特別區に、「並ニ市制第六條及第八十二條第一項」を「及地方自治法第百五十五條第二項」に「市ニ關スル規定ハ區」を「市ニ關スル規定ハ特別區又ハ區」に「市會議員選擧管理委員會及市會議員選擧管理委員」を「市ノ選擧管理委員會及選擧管理委員」に「區會議員選擧管理委員會及區會議員選擧管理委員」を「特別區若ハ區ノ選擧管理委員會及選擧管理委員」に「其ノ區內」を「其ノ特別區又ハ區ノ區域內」に改め、同條第二項を削る。

第百四十八條　選擧ニ關スル政令ハ全國選擧管理委員會ノ立案スル所ニ依リ之ヲ定ムベキモノトス

第百五十條中「北海道廳」を「北海道」に改める。

附　則

第一條　この法律は、次の総選挙から、これを施行する。但し、衆議院議員選挙法第七十五條及び第七十七條の改正規定並びに附則第二條及び第三條の規定は、政治資金規正法施行の日から、これを施行する。

第二條　参議院議員選挙法の一部を次のように改正する。

第五十六條第六項中「第五号及び第六号」を「第五号乃至第七号」に改める。

第六十二條第一項第五号を第六号とし、同号中「当選人」を「又は政治資金規正法第四十五條第一項の規定により当選人」に改め、第六号を第七号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第七十四條第一項の規定による訴訟の結果、当選人の当選が無効となつたとき

同條第三項中「第七十五條」の下に「又は政治資金規正法第四十六條」を加える。

第六十九條中「第五号及び第六号」を「第五号乃至第七号」に改める。

第三條　地方自治法の一部を次のように改正する。

第六十二條第一項第六号中「当選人」を「又は政治資金規正法第四十五條第一項の規定により当選人」に改める。

〔竹谷源太郎君登壇〕

○竹谷源太郎君　ただいま議題と相なりました選挙運動等の臨時特例に関する法律案及び衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案について、提案の理由及び両案の要旨を御説明申し上げます。

まず最初に、両案に関する特別委員会における起草の経過について申し上げます。本委員会は、選挙法改正に関する法律案起草のため選挙法改正に関する小委員会を設置し、五月六日、第一回の小委員会を開き、不肖が小委員長に、栗山長次郎君、笹口晃君、長野重右エ門君、黒岩重治君、佐竹晴記君を理事に互選いたしました。その後十八回にわたり熱心なる論議を交しつつ本案の起草に当り、かつ六月十五日には一般から意見を聴取し、起草の参考に供したのでありますが、六月二十六日小委員会の成案を得、六月二十八日には、本委員会において小委員の成案について種々協議いたし、続いて各派代表から討論が行われました後、ここに成案を得、今回提出の運びとなつた次第であります。

まず、選挙運動等の臨時特例に関する法律案の要旨について申し上げます。

本案は、現下の経済事情に鑑みまして、選挙の公営を強化し、選挙の公平と適正を期し、もつて選挙の腐敗を防止することを目的とするものでありますが、一方、選挙公営のため選挙の自由をあまり抑圧し、低調なる選挙にならないようにとの考慮を拂つた次第であります。

第一に、立会演説会はすべて公営といたしハ市及び人口おおむね五千以上の町村で都道府縣の選挙管理委員会の指定するもの及びその他の町村で、人口・交通等を斟酌して選挙管理委員会の指定した所において行うものであり、なお市は、人口おおむね五万ごとに一箇所立会演説会を行うこととしたのであります。立会演説会は、候補者本人が行うことを原則とし、公務、病氣その他やむを得ない場合を考慮して、立会演説会の総回数の五分の一の回数を限り代理人の出演を認めたのであります。都道府縣の選挙管理委員会は、あらかじめ立会演説会のプログラムを、各政党またはその支部の代表者を集めて相談をして決定いたしまして、選挙の期日の公示または告示の日から三日以内にこれを告示せねばならぬこととしたいたして、候補者の選挙運動の予定計画の立つようにはかつた次第であります。立会演説会は、計画、施

設、周知方法等すべて一切公営でありまして、候補者は立会演説会出演の申請をし、日程のときに演説会場へ出向いて演説をするだけでよろしいのであります。

第二は個人演説会でありますが、候補者が、市町村の選挙管理委員会に対し、五日前に届出をいたしますれば、演説会の施設及び周知方法は委員会がこれを行い、それらに要する費用はすべて国庫で負担をいたすのであります。しかして、個人演説会においては候補者の代理演説を認めることといたしたのであります。

第三に、街頭演説は、候補者がまつたく自由に無制限に行うことができるものであり、候補者以外の演説も認めるのでありますが、候補者自身現在する間のみ行い得ることとなつておるのであります。

第四に、演説会その他の選挙運動を行いますために、候補者は自動車、拡声機及び船舶を使用することができますが、その使用は同時に一台あるいは一隻といたしまして、その濫用によつて費用のかさむことを防ぎ、その使用の際には、都道府縣選挙管理委員会の発行する証明書を常に携行せねばならぬとともに、使用する自動車、拡声機、船舶には、選挙管理委員会の定めるところの表示をしなければなりません。その他、選挙運動に従事する者が国有鉄道、私設鉄道、バス等の交通機関を利用するため、各議員候補者は通じて十五枚の特殊乗車券の無料交付を受けることができるのであります。自動車のために使用するガソリンその他の自動車用燃料に関しては、その配給または交付につき、国または地方公共團体においてこれを斡旋することとし、自動車の使用に要した費用は、これを選挙運動の費用に加算しないものとしたのであります。

第五に、その他の選挙運動といたしまして放送と新聞廣告があります。放送は三回以内において、議員候補者はその政見を放送できることとし、なお各政党も従来通り放送することができるのであります。その他日本放送協会は、議員候補者の氏名、年齢、党派別、主要な経歴等を関係区域の選挙人に周知させるため、各議員候補者について、おおむね十回放送することとしたのであります。新聞廣告は、議員候補者及び各政党は、日刊新聞に、議員候補者一人につき各一回だけ、国の負担によつて、選挙に関して廣告することができるものといたしました。

第六に、文書図画の掲示については、街頭演説会及び自動車、拡声機または船舶、あるいは選挙事務所を表示するための張札、立札、看板及びちようちん等は認めまするが、その他は一切これを認めないこととし、なお街頭演説の間は、立札等を認めるのであります。

第七に、選挙運動において禁止するものは飲食物の提供、メガホン隊、選挙当日の運動等であります。なお、選挙事務の連絡のため千枚のはがき、書状のほかは、郵便はがき、筆書した書状、名刺その他一切の文書図画を頒布することとはできないものといたしました。

第八に、公費分担金として、議員候補者一人につき二万円、またはこれに相当する額面の国債証書を国庫に納付することといたしたのであります。

なお本案は、次の総選挙から衆議院議員選挙のみに適用するのであります。

以上が、選挙運動等の臨時特例に関する法律案の要旨であります。

次に、衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案の要旨を述べます。

まず、投票立会人に関する規定であります。投票立会人の選任は、従来候補者の届出によつておりましたものを、その手続の煩を省くため、市町村の選挙管理委員会が選任することに改めました。

次に立候補に関する規定でありまして、その一つは、立候補届出締切期日のことでありますが、公営拡充による事務的必要に基き、従来選挙期日前七日でありましたものを、今回は十日前と改正したのであります。その二は、いわゆる衆議院禁止に関する規定であります。衆議院議員との兼職を禁ぜられている公務員は、その公務員を辞任した後でなければ立候補の届出ができないものといたしたのであります。その他、地方自治法の改正に準じまして代理投票を認め、不在投票の範囲を拡大したのであります。供託金は五千円から三万円に引上げ、その没収率を現行の十分の一から五分の一に引上げました。なお、政治資金規正法の制定と関連して、罰の程度の引上げ及び條文の整理を行つた点等であります。

以上、二法律案の要旨を御説明申し上げましたが、この両法案起草の過程において問題となりました重要なる数点について申し添えておきたいと思います。

第一に、選挙法改正の主眼点について申し述べます。本委員会は、さきに政治資金規正法を立案いたしました。この法律は、主として政治資金及び選挙費の届出及び公開の方法によつて政治を郭清しようとするものであつて、直接に選挙制度そのものを改善しようとするものではありませんから、自然選挙法自体を改正して選挙の公正を期し、かつ政治の腐敗は選挙に金のかかることから起る事実に鑑み、厖大なる選挙資金を要しない選挙法をつくる必要がある次第であります。この趣旨によりまして、今回の選挙法改正は、なるべく金のかからない選挙の実現を主たる目的とし、兼ねて選挙手続の合理化と民主化の見地から改正の必要ある事項及び他の法令の関係上改正を要する点に止めまして、全面的の改正は他の機会に譲ることといたしました。従つて、選挙区について、これが拡大または縮小の意見はありましたが、大勢は現行法通りとし、選挙法の別表を改正しないということにおちついたのであります。投票方法については、記号式投票の採用は時期尚早とせられ、また投票の単記か制限連記かの問題は、意見対立を見ましたが、単記説が多数でありまして、結局現行法通りとなつた次第であります。

第二に、選挙運動の自由に関する問題についてであります。選挙運動の公営の拡充強化は、候補者の選挙運動の費用を極力軽減することによつて、金のあるなしにかかわらず、立候補者に選挙運動の機会を均等に保障せんとするものであります。この案に対しまして、本来自由なるべき選挙運動を抑制し、言論の自由を奪い、新人の進出を阻害するものであるとの批判があるのであります。しかしながら、われ〳〵選挙運動の体験者から見まして、さきに述べました演説、放送及び文書による選挙運動は、すべての候補者にとつて力の許す最大限度でありまして、しかも、これらの選挙運動の機会は、政党の領袖たると、はたまた白面の新人たるとを問わず、すべての候補者に対して完全に均等に開放せられ、保障せられているのでありまして、殊に街頭演説のごときは、まつたく自由に一任せられており、これを目して新人の進出を阻むものとなすことは、まつたく当を失するものといわなければなりません。

また、集会及び言論の自由を保障する憲法の精神に反するものではないかとの論も聞くのでありますが、不必要に多数の第三者または労務者を利用し、あるいは多数の自動車等を濫用し、または文書図画を濫造使用して、自己の思想、政策等の表明以外の、すなわち自己の印象を選挙人に鮮明ならしめるための、あまり感心のできない、しかも金のかかる方法を禁じたにすぎないのであります。今回の改正法案におきましても、候補者みずから思想、信條、主義、政策を選挙民に訴え、その批判を請う機会は、十分保障せられているのであります。すなわち、何千人と聴衆の集まるであろう二、三十回の公営立会演説会、三十回の個人演説会、無制限にどこででも開ける街頭演説会において獅子吼することができるのであります。また、ラジ

オによる数回の政見の放送、選挙公報、新聞廣告、いずれも公営でありますが、これらによつて主義政見の発表ができるのであります。なお、金のかかる私営ポスターの代りに、内容の改善されたる公営の氏名掲示を、一投票区当り三ないし五個所にこれを行い、また物と金の浪費のはなはだしいメガホン隊、自動車隊による氏名連呼の代りに、ラジオによつて、選挙期間中十回も、氏名、党派、経歴等のニュースとしての放送が行われるのであります。

かくして、選挙資金を有しないため、または選挙に関して特別な地盤や支持團体をもたないために、対等に自己の抱負経綸を選挙民に理解せしめることのできない優秀なる人材にとつては、選挙の公営によつて眞の意味の選挙の自由が保障せられるのであつて、形式的な選挙の自由よりも、実質的自由を尊重することこそ憲法の精神に副うものであることを信ずる次第であります。

第三には、選挙公営で金がかからないということになりますると、泡沫候補の賣名的濫立によつて選挙界が攪乱せられ、公営に支障を来すことも予想せられますから、立候補の自由を保障しつつ、濫立に対して防止的措置を二、三採用したのであります。

第四に、個人の選挙運動費用の制限について。大部分の選挙運動は公営に移されましたが、街頭演説会を初め、個人としての運動の範囲も相当あるので、選挙運動費用の支出はこれを認めることが必要であります。しかし、その費用の制限額につきましては、現行政令は單價六十銭となつており、一候補者当り五万円前後の計算となります。來るべき総選挙の時期には、物價指数は昨年春の七倍ぐらいになると思われます。そうしますと、五万円が三十五万円と相なるのでありますが、公営拡充の結果、個人の選挙費用は、現行の五万円ないしその二、三割増の程度で制限することが妥当であると認められますが、これは政令に譲ることといたしたのであります。

第五に、公営に要する経費は、概算として、一候補者当り十五、六万円を要する見込みであります。しかして、この公営費十五、六万円中、候補者の分担する二万円という金は、十五枚の交通機関のパス代が一万円、二回の新聞廣告料一万円、計二万円となり、パスと廣告の費用にしか当らないのでありますから、二万円の分担はやむを得ないところと思うのであります。

第六に、選挙法規は守りやすく、守らせやすいという方向に規定いたしましたが、なお選挙は國民の監視のもとに公正に行うという趣旨から、選挙管理委員会は、投票方法、選挙違反その他選挙に関する重要事項を周知徹底させる方法をとらなければならない旨を規定したのであります。さらに、検察官その他選挙取締り機関は、選挙の公正を確保するため、選挙違反のないように取締りを励行すべき旨、特に一條項を設けた次第であります。

最後に、選挙運動等の臨時特例に関する法律案第三十條の「交通至難の島嶼その他の地」の「その他の地」とは、著しい山岳地帯、または冬季積雪すこぶる多量で、交通きわめて困難な地方も含むものでありますから、從つて、政令で特別の規定を設けることができる次第であります。

なお、お手もとに配付しました両法律案は仮刷であつて、ミスプリントもあるかと思いますが、この点、御了承を願つておきます。

以上をもちまして、選挙に関する両法律案の起草の経過並びに結果の報告を終ります。

○議長(松岡駒吉君)　討論の通告があります。これを許します。北二郎君。

〔北二郎君登壇〕

○北二郎君　私は、農民党その他小会派を代表いたしまして、今議題となつております選挙運動等の臨時特例に関する法律案並びに衆議院議員選挙法の一部を改正する法律案に反対いたすものであります。時間が非常に制約されておりますので、ごく簡單に二、三の点を指摘いたしまして、反対の理由といたします。

まず第一点といたしましては、予納金と供託金であります。予納金と供託金を計算いたしますなれば、立候補するだけに、すでに五万円の多額の金が要るのであります。また、その他に十万円という多額の金を許しておるのであります。かかることになりますれば、要するに金持しか立候補することができなくなつてくるのであります。いかにりつぱな人がおりましても、金がないために立候補することができなくなるのであります。これでは、まつたく民主選挙には逆行であることは明らかであります。

第二点といたしましては、演説会の極端な制限である。これは明らかに憲法違反である。憲法第二十一條には、集会、結社及び言論出版その他一切の表現の自由を保障するとありますが、この新憲法の趣旨にまつたく反するものであります。すなわち、組織的選挙活動を制限し、顔と地盤との温存でありまして、実力のある新人がまつたく当選することができなくなつてくるのであります。いわゆる、あまりに現議員の当選主義であるということが明らかであります。

第三点といたしましては、選挙違反に対する罰則であります。從來の例を見ますれば、選挙法はいかに改正されても、これは意味をなさないのであります。すなわち、違反をしても罰せられる機会が少いのであります。このたびの選挙法改正にあたりましても、從來の感覚と同じような観点に立つて作成しておるのであります。もし徹底した改正をやるつもりでありますれば、違反に対しては嚴罰主義で臨むべきであるが、かかるなまぬるいことでは、また〳〵やみ選挙が行われることは明らかである。いわゆる土建業者と結びつくとか、あるいは革やゴムのやみをして金をもうけた人でなければ当選ができないという結果になつてくるのであります。ゆえにわれ〳〵は、遺憾ながら本案は承服しがたいのであります。

以上三点を指摘いたしまして、本法案に反対するものであります。(拍手)

○議長(松岡駒吉君)　これにて討論は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両案を可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松岡駒吉君)　起立多数。よつて両案は可決いたしました。(拍手)

---

第五　電信電話料金法案(内閣提出)

第六　郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(松岡駒吉君)　日程第五、電信電話料金法案、日程第六、郵便法等の一部を改正する法律案、右両案は同一委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。通信委員長土井直作君。

---

電信電話料金法案

電信電話料金法

第一條　公衆通信の用に供する電信(無線電信を含む。以下同じ。)及び電話(無線電話を含む。以下同じ。)に関する料金は、この法律の定めるところによる。

第二條　電信に関する料金は、別表一の通りとし、電話に関する料金は、別表二の通りとする。

第三條　通信大臣は、船舶の遭難及び航行の安全に関する通報、火災報知その他公益上特に必要が

ある場合は、省令の定めるところにより、この法律に定める料金を減免することができる。

第四條　國際電信及び國際電話の料金は、この法律に定める場合を除く外、條約又は協定の定めるところによる。

2　條約において、最高限を定め又は主管廳の決定にゆだねた料金については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第三條の規定にかかわらず、内閣総理大臣及び通信大臣が、命令で、これを定める。

附　則

第五條　この法律は、昭和二十三年六月十五日から、これを施行する。

第六條　電信法（明治三十三年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第十七條中「電信又ハ電話ニ關スル料金及」を削る。

別表一　電信に関する料金

第一類　電報に関する料金

| 料金種別 | 単位 | 料金額 |
|---|---|---|
| 第一　電報料 | | |
| 一　普通電報 | | |
| （一）市内電報 | | |
| 基本料 | 和文十字、欧文五語以内 | 二十円 |
| 累加料 | 和文五字、欧文一語以内ごとに | 七円 |
| 名あて料 | 追加一名あてごとに | 七円 |
| （二）市外電報 | | |
| 基本料 | 和文十字、欧文五語以内 | 三十円 |
| 累加料 | 和文五字、欧文一語以内ごとに | 十円 |
| 名あて料 | 追加一名あてごとに | 十円 |
| 二　翌日配達電報 | | |
| 基本料 | 和文十字、欧文五語以内 | 二十円 |
| 累加料 | 和文五字、欧文一語以内ごとに | 七円 |
| 名あて料 | 追加一名あてごとに | 七円 |
| 三　無線電報 | | |
| （一）船舶又は航空機発着無線電報 | | |
| 基本料 | 和文十字、欧文五語以内 | 六十円 |
| 累加料 | 和文五字、欧文一語以内ごとに | 二十円 |
| 名あて料 | 追加一名あてごとに | 二十円 |
| （二）陸地間無線電報 | | |
| 基本料 | 和文十字、欧文五語以内 | 三十円 |
| 累加料 | 和文五字、欧文一語以内ごとに | 十円 |
| 四　医療無線電報 | | 普通電報料と同額 |
| 五　新聞電報 | | |
| 基本料 | 和文五十字、欧文十語以内 | 七円 |
| 累加料 | 和文十字、欧文五十字以内ごとに | 五円 |
| 六　新聞無線電報 | | |
| （一）船舶又は航空機発着新聞無線電報 | | |
| 基本料 | 和文五十字、欧文十語以内 | 十五円 |
| 累加料 | 和文十字、欧文五十字以内ごとに | 十二円 |
| （二）陸地間新聞無線電報 | | 新聞電報料と同額 |
| 七　予約新聞電報 | | |
| （一）予約字語数に対する料金 | 一予約につき和文五百字、欧文百語以内ごとに | （年額）一万二千円 |
| （二）超過字語数に対する料金 | 一日放送字語数和文一千字、欧文二百語以内ごとに | 一般新聞電報の料金と同額 |
| 八　放送無線電報 | | （月額）三千二百円 |
| 九　同報無線電報 | | |
| （一）予約字数に対する | 一日予約総字数一千字以内ごとに | （月額）三千二百円 |
| 送信料 | 一受信人につき一日予約総字数一千字以内ごとに | 百円 |
| 受信料 | | 但し受信人が受信施設の設備及び運用をするときは、受信料は課さない。 |
| （二）超過字数に対する | | |
| 送信料 | 一日超過字数一千字以内ごとに | （日額）二百円 |
| 受信料 | 一受信人につき一日超過字数一千字以内ごとに | （日額）五円 |
| | | 但し受信人が受信施設の設備及び運用をするときは、受信料は課さない。 |

| | | |
|---|---|---|
| 十　氣象通知電報 | | |
| (一)　全般天氣予報　符号 | | (月額)二百円 |
| 訳文 | | 二百六十円 |
| (二)　全般氣象特報　符号 | | 八十円 |
| 訳文 | | 百円 |
| (三)　全國暴風警報 | | 七十円 |
| (四)　地方天氣予報　符号 | | 百五十円 |
| 訳文 | | 二百円 |
| (五)　地方氣象特報　符号 | | 七十円 |
| 訳文 | | 八十円 |
| (六)　地方暴風警報 | | 五十円 |
| 十一　写眞電報 | | |
| 甲号 | | 八百円 |
| 乙号 | | 五百二十円 |
| 丙号 | | 四百円 |
| 十二　模写電報 | | 二百円 |
| 十三　慶弔電報 | | 普通電報、翌日配達電報又は船舶若しくは航空機発着無線電報の基本料及び名あて料と同額 |
| (一)　例文電報 | | |
| (二)　任意文電報 | | 普通電報料、翌日配達電報料又は船舶若しくは航空機発着無線電報料と同額 |
| 十四　船舶通報 | | |
| (一)　通過報料 | 登記料を納付した場合 | 一通ごとに |
| | 臨時請求の場合 | 一通ごとに |
| (二)　信号報料 | | 一通ごとに |
| 信号料 | | 七十五円 |
| 電報料又は郵便料 | | 実費 |
| (三)　海難報料 | | 普通電報料と同額 |

| | | |
|---|---|---|
| 第二　特殊取扱の料金 | | |
| 一　至急料 | | 電報料（同文電報については電報料及び同文料）と同額但し船舶又は航空機発着無線電報及び同新聞無線電報については二分の一 |
| 二　照校料 | | 電報料（同文電報については電報料及び同文料）の二分の一 |
| 三　電報受信報知料 | | 普通電報の基本料と同額 |
| 四　郵便受信報知料 | | 二十グラムまでの第一種郵便物の料金と同額 |
| 五　追尾電報の追送に関する料金 | | 新たに電報を差し出した場合の料金と同額 |
| 六　再送電報の再送に関する料金 | | 新たに電報を差し出した場合の料金と同額 |
| 七　同文料 | | 原信電報料の二分の一 |
| 八　別便配達料 | | 八十円 |
| (一)　島しょあて以外の場合 | | 二十円 |
| (二)　島しょあての場合 | | 八十円但し配達実費がこれをこえるときはその実費 |
| 九　はしけ配達料 | | 八十円但し配達実費がこれをこえるときはその実費 |
| 十　特使配達料 | | 八十円 |
| 第三　その他の料金 | | |
| 一　受取証書料 | | 四円 |
| 二　送信前返還料 | | 四円 |
| 三　電線託送料 | | 四円 |
| 四　略号登記料 | | (年額)二百四十円 |
| 五　配達先登記料 | | (年額)九百六十円 |
| 六　閲覧料 | | 四円 |
| 七　正写料 | | 八円 |
| | 和文百字欧文二十五語以内ごとに | 追送一回ごとに |
| | | 再送一回ごとに |
| | | 原信を除き一通ごとに |
| | 十六キロメートル以内 | |
| | 十六キロメートルをこえるときは四キロメートル以内ごとに | |

| | | |
|---|---|---|
| 八　尋問、改正又は停止に関する料金 | 各種別ごとに | 普通電報又は無線電報の料金と同額 |
| 九　船舶通報に関する料金 | | |
| (一)　登記料 | | (年額)百円 |
| (二)　電報による通過報請求通知料 | | 実費 |

第二類　電信回線専用に関する料金

| 料金種別 | 単位 | 料金額 | |
|---|---|---|---|
| | | 下記以外の場合(年額) | 新聞社又は通信社の専用する場合(年額) |
| 第一　電信回線専用料 | | | |
| 一　長期専用の場合 | | | |
| (一)　線路専用料 | | | |
| 陸上線路 | 一キロメートルごとに | 千八百三十円 | 千二百円 |
| 海底線路 | 一キロメートルごとに | 一万二千九百六十円 | 八千四百円 |
| (二)　機械専用料 | | | |
| 音響単信機 | 一座ごとに | 一万六千三百二十円 | 八千百六十円 |
| 音響二重機 | 一座ごとに | 三万七百二十円 | 一万五千三百六十円 |
| 印刷単信機 | 一座ごとに | 十一万二千八百円 | 五万六千四百円 |
| 印刷二重機 | 一座ごとに | 二十二万五千六百円 | 十一万二千八百円 |
| (三)　移轉料 | | 実費 | |
| 二　設備費負担長期専用の場合 | | | |
| (一)　線路専用料 | | | |
| 陸上線路 | 一キロメートルごとに | (年額)七百七十円 | |
| (二)　機械専用料 | | | |
| 調音単信機 | 一座ごとに | 一万四千四百円 | |
| 調音集信機 | 一座ごとに | 二万六千四百円 | |
| 印刷単信機 | 一座ごとに | 六万七千二百円 | |
| 印刷二重機 | 一座ごとに | 十三万四千四百円 | |
| 電話機 | 一座ごとに | 六千二百四十円 | |
| (三)　移轉料 | | 実費 | |
| 三　短期専用の場合 | | | |
| (一)　線路専用料 | | | |
| 陸上線路 | 一キロメートルごとに | (日額)六円 | |
| 海底線路 | 一キロメートルごとに | 四十三円 | |
| (二)　機械専用料 | | | |
| 音響単信機 | 一座ごとに | 五十円 | |
| 音響二重機 | 一座ごとに | 百円 | |
| 印刷単信機 | 一座ごとに | 三百七十五円 | |
| 印刷二重機 | 一座ごとに | 七百五十円 | |
| (三)　移轉料 | | 実費 | |
| 第二　写真電信回線専用料及び模写電信回線専用料 | | | |
| 一　長期専用又は短期専用の場合 | | | |
| (一)　線路専用料 | | | 市外専用電話回線の市外線専用料と同額 |
| 市外線専用料 | | | 市内専用電話の回線設備料及び回線維持料と同額 |
| 市内線専用料 | | | 実費 |
| (二)　機械専用料、機械設備料(短期専用に限る。)及び移轉料 | | | |
| 二　臨時専用の場合 | | | |
| 線路専用料 | | | 専用区間及び専用時間に相当する至急通話料と同額 |
| 市外線専用料 | | | |
| 市内線専用料 | | | 市内専用電話の回線設備料及び回線維持料と同額 |
| 常時使用する場合 | | | (日額)二百四十円 |
| 専用の都度作成する場合 | | | 実費 |
| 第三　無線電信設備専用料及び特殊装置専用料 | | | |

第三類　外國電報に関する料金

| 料金種別 | 料金額 |
|---|---|
| 國際放送電報料 | |
| 一　対外放送電報 | |
| （一）一箇の周波数による放送の場合 | |
| 一日総放送時間三十分以内 | （月額）四千二百円 |
| 一日総放送時間一時間以内 | 六千三百円 |
| 一日総放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すごとに | 三千五百円 |
| （二）二箇の周波数による放送の場合 | |
| 一日総放送時間三十分以内 | 八千円 |
| 一日総放送時間一時間以内 | 一万二千円 |
| 一日総放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すごとに | 六千七百円 |
| 二　外國放送電報 | |
| 一日総放送時間三十分以内 | （月額）一千二百円 |
| 一日総放送時間一時間以内 | 一千八百円 |
| 一日総放送時間一時間をこえるときは一時間以内を増すごとに | 一千円 |

別表二　電話に関する料金

第一類　加入電話に関する料金

| 料金種別 | 単位 | 料金額 | |
|---|---|---|---|
| 第一　加入料 | 三百円 | | |
| 第二　電話使用料 | | | |
| 一　度数料金制施行局 | | | |
| （一）基本料 | | | |
| 単独加入 | | 住宅用 | 事務用 |
| 一級局 | | （月額）三百円 | （月額）四百八十円 |
| 二級局 | | 二百六十円 | 四百円 |
| 三級局 | | 二百二十円 | 三百四十円 |
| 四級局 | | 百八十円 | 二百八十円 |
| 共同加入 | | | |
| 一級局 | | 二百二十円 | 三百四十円 |
| 二級局 | | 百八十円 | 二百八十円 |
| 三級局 | | 百四十円 | 二百四十円 |
| 四級局 | | 百二十円 | 二百円 |
| （二）度数料 | 市内通話一度数ごとに | | |
| 二　均一料金制施行局 | | | |
| 単独加入 | | 住宅用 | 事務用 |
| 三級局 | | （月額）五百八十円 | （月額）九百六十円 |
| 四級局 | | 五百円 | 八百四十円 |
| 五級局 | | 四百四十円 | 七百二十円 |
| 六級局 | | 三百六十円 | 六百円 |
| 七級局 | | 二百円 | 五百円 |
| 共同加入 | | | |
| 三級局 | | 四百二十円 | 七百円 |
| 四級局 | | 三百六十円 | 六百円 |
| 五級局 | | 三百円 | 五百二十円 |
| 六級局 | | 二百六十円 | 四百四十円 |
| 七級局 | | 二百二十円 | 三百六十円 |
| 三　加入区域の設定のない局 | | | |
| 基本 | | 住宅用（月額）四十八円 | 事務用（月額）八十円 |
| 加算額 | 普通加入区域とみなされる区域内の関係電話線路百メートルまでごとに | 十八円 | 三十円 |
| 四　甲種増設電話機及び交換機による接続電話機を接続する加入電話に対する加算額 | | （月額）電話使用料（度数料を除く。）の二分の一 | |
| 第三　附加使用料 | | | |
| 一　普通加入区域外加入 | | 住宅用 | 一　事務用 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （一）特別加入区域内 | 関係電話線路百メートルまでごとに | 十八円 | 三十円 | |
| （二）加入区域外 | | 二十四円 | 四十円 | |
| 他局の加入区域内にあるものに対する加算額 | | （月額）電話使用料（度数料金制を施行する自動式局においては自動接続市外通話方式による市外通話料を含む。）と同額 | | |
| 二　増設機械 | 一箇ごとに | | | |
| （一）電話機 | | 住宅用（月額）九十六円 | 事務用（月額）百六十円 | |
| 局設備維持 | | 四十八円 | 八十円 | |
| 加入者設備維持 | | | | |
| （二）受話機 | | 三十六円 | 六十円 | |
| 局設備維持 | | 二十四円 | 四十円 | |
| 加入者設備維持 | | | | |
| （三）電鈴 | | | | |
| 局設備維持 | | 三十六円 | 六十円 | |
| 加入者設備維持 | | 二十四円 | 四十円 | |
| （四）附属交換機 | | | | |
| 局設備維持 | | 実費 | 実費 | |
| （五）加入者以外の者の使用する増設電話機に対する加算額 | | 四十八円 | 八十円 | |
| （六）二箇の加入回線に共通に接続する乙種増設電話機に対する加算額 | | | | |
| 局設備維持 | | 四十八円（月額）千円 | 八十円（月額）三十円 | |
| 三　接続電話機 | 一箇ごとに | 住宅用（月額）四十八円 | 事務用（月額）八十円 | |
| 四　特別市外通話装置 | | 十八円（月額） | 三十円（月額） | |
| 五　甲種増設電話機又は接続電話機を市外専用電話回線に接続する場合の附加使用料 | 市外専用電話回線一回線につき接続一箇所ごとに | | | |
| 第四　電話線設備料 | | | | |
| 一　特別加入区域内 | 関係電話線路百メートルまでごとに | 千四百四十円 | | |
| 二　加入区域外 | | 千九百二十円 | | |
| 第五　直通連絡回線の料金 | | | | |
| 一　回線設備料 | 関係電話線路百メートルまでごとに | 千四百四十円 | | |
| 創設 | | 九百六十円 | | |
| 移轉 | | （月額）十二円 | | |
| 二　回線使用料 | 関係電話線路百メートルまでごとに | （月額） | | |
| 三　附加専用料 | | | | |
| （一）加入区域内 | | 九百円 | | |
| 度数料金制施行局 | | 三百六十円 | | |
| 均一料金制施行局 | | 千八百円 | | |
| （二）加入区域外 | | | | |
| 第六　装置料 | | | | |
| 一　加入申込受理の場合 | 一加入ごとに | 千五百円 | | |
| 二　増設電話機装置の場合 | | 実費 | | |
| 三　構内移轉又は一時撤去の場合 | 一箇ごとに | | | |
| （一）電話機 | | 七百円 | | |
| （二）増設電鈴 | | 四百円 | | |
| （三）附属物品（電話機、電鈴、附属交換機の移轉又は一時撤去の場合を除く。） | | 四百円 | | |
| （四）附属交換機及びその附属物品 | | 実費 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 四　構外移轉の場合 | | |
| (一)　電話機 | | |
| 同一建造物内の移轉で加入者が電話線を建設供給する場合 | 一箇ごとに | 千五百円 |
| | | 七百円 |
| (二)　增設機械 | | |
| 五　加入の所属変更の場合 | 一加入ごとに | 三と同額 |
| 六　災害電話の復旧の場合 | 一箇ごとに | 千五百円 |
| | | 四と同額 |
| 第七　名義変更料 | | 三百円 |
| 第八　電話番号簿掲載料 | 一掲載ごとに | 二百四十円 |
| 第九　職時電話に関する料金 | | |
| 一　裝置料 | | |
| (一)　加入申込受理の場合 | | 千二百円 |
| (二)　電話機械移轉の場合 | 一箇ごとに | 第六の三及び四と同じ |
| 二　電話使用料 | | |
| (一)　度数料金制施行局 | | |
| 基本料 | 市内通話一度ごとに | (日額)百四十円 |
| 度数料 | | 二円 |
| (二)　均一料金制施行局 | | (日額)二百円 |
| 三　附加使用料 | | |
| 乙種增設電話機 | 一箇ごとに | 四百八十円 |

第二類　通話に関する料金

| 料金種別 | 單位 | 料金額 |
|---|---|---|
| 第一　市内通話料 | 一度数ごとに | 一円 |
| 第二　市外通話料 | | |
| 一　普通通話料 | | |
| 市外通話区域 | 一通話時ごとに | 四円 |
| 八キロメートル以内 | | |
| 十二キロメートル以内 | | 六円 |
| 四十キロメートル以内 | | 十二円 |
| 八十キロメートル以内 | | 二十円 |
| 百二十キロメートル以内 | | 三十四円 |
| 百六十キロメートル以内 | | 四十二円 |
| 二百キロメートル以内 | | 五十円 |
| 二百四十キロメートル以内 | | 五十八円 |
| 二百八十キロメートル以内 | | 六十六円 |
| 三百二十キロメートル以内 | | 七十四円 |
| 三百八十キロメートル以内 | | 八十六円 |
| 四百七十キロメートル以内 | | 百四円 |
| 五百九十キロメートル以内 | | 百二十八円 |
| 七百十キロメートル以内 | | 百五十二円 |
| 八百三十キロメートル以内 | | 百七十六円 |
| 九百五十キロメートル以内 | | 二百円 |
| 千百キロメートル以内 | | 二百三十円 |
| 千二百五十キロメートル以内 | | 二百六十円 |
| 千五百キロメートル以内 | | 二百八十八円 |
| 千八百キロメートル以内 | | 三百三十円 |
| 二千百キロメートル以内 | | 三百七十二円 |
| 二千四百キロメートル以内 | | 四百十四円 |
| 二千四百キロメートルをこえるもの | | 四百五十六円 |
| 二　至急通話料 | | 普通通話料の二倍 |
| 三　特別至急通話料 | | 普通通話料の三倍 |
| 四　定時通話料 | | 普通通話料の四倍 |
| 第三　通話取消料 | 一回ごとに | 二円 |
| 一　定時通話以外の通話 | | |
| 市外通話区域 | | |
| 八十キロメートル以内 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 二百四十キロメートル以内五百九十キロメートル以内千五百キロメートル以内千五百キロメートルをこえるもの | | 十円<br>二十円<br>三十円<br>四十円 |
| 二　定時通話 | | 一の三倍 |
| 第四　予約通話料 | | （月額）普通通話料の九十倍と同額 |
| 第五　予約新聞電話料 | | （年額）普通通話料の百八十倍と同額 |

第三類　岸壁電話に関する料金

| 料金種別 | 単位 | 料金額 |
|---|---|---|
| 一　使用料 | 一回線ごとに | （日額）二百四十円 |
| 局設備維持の場合の加算額 | | 七十二円 |
| 二　市外通話料 | | 第二類第二と同じ |
| 三　通話取消料 | | 第二類第三と同じ |

第四類　専用電話に関する料金

| 料金種別 | 単位 | 料金額 | |
|---|---|---|---|
| 第一　市内専用電話料 | | | |
| 一　設備料 | | | |
| （一）電話機 | 一箇ごとに | 三千六百円 | 九百六十円 |
| （二）構外よりの引込線不要のものに対する料金減額 | | 二百四十円 | 百二十円 |
| 増設受話器 | 一箇ごとに | 六百円 | 百二十円 |
| （三）増設電鈴 | 一箇ごとに | 九百六十円 | 二百四十円 |
| （四）交換機又は轉換器 | 関係電話線路百メートルまでごとに | 実費 | 実費 |
| （五）回線 | | 千四百四十円 | 四百八十円 |
| 二　維持料 | | | |
| （一）電話機 | 一箇ごとに | （年額）五百八十円 | |
| （二）増設受話器 | 一箇ごとに | （年額）百四十四円 | |
| （三）増設電鈴 | 一箇ごとに | （年額）百四十四円 | |
| （四）交換機 | 一箇ごとに | （年額）二千四百円 | |
| 接続五回線をこえるときの回線累増に対する加算額 | 一回線ごとに | （年額）二百四十円 | |
| （五）轉換器 | 一箇ごとに | （年額）百四十四円 | |
| （六）回線 | 関係電話線路百メートルまでごとに | （年額）百四十四円 | |
| （七）臨時中継放送のため市内電話線を短期専用させる場合 | 一回線ごとに | （日額）二百四十円 | |
| 三　附加専用料 | | | |
| 同時通報用電話機 | 一箇ごとに | （年額）千九百二十円 | |
| 四　移轉料 | | | |
| （一）電話機 | 一箇ごとに | 四百二十円 | |
| 構内移轉の場合 | | 六百円 | |
| 構外移轉の場合 | | 百八十円 | |
| （二）引込線不要のものに対する減額 | | 二百四十円 | |
| 増設電鈴 | 一箇ごとに | 実費 | |
| （三）交換機又は轉換器 | | | |
| （四）附属物品（電話機、交換機若しくは轉換器の移轉又は一時撤去に伴う場合を除く。） | 一箇ごとに | 二百四十円 | |
| （五）回線（單に短縮する場合を除く。） | 関係電話線路百メートルまでごとに | 九百六十円 | |

五　機械種類変更料

交換機又は轉換器

第二　市外專用電話料

一　市外線專用料

（一）長期專用の場合

（1）一般專用

（2）官廳專用

（警察事務、刑事訴訟事務及び鉄道事業の用に供するものに限る。）

專用区間

市外通話区域

八十キロメートル以内

二百キロメートル以内

四百七十キロメートルを超えるもの

（3）新聞社、通信社及び日本放送協会の專用

（イ）一般

基本

搬送電話方式を採用しうる市外線を專用させる場合において專用周波帶域四千サイクル（一方向につき）をこえるときその超過周波帶域に対する加算額

（ロ）その他

專用線建設のための所要物品労力経費を專用

関係電話線路一キロ

四千サイクル（一方向）までごとに

実費

（年額）

当該專用区間の一通話時の普通通話料の二百倍の三百六十倍

一通話時の普通通話料の二十倍の三百六十倍

一通話時の普通通話料の二十四倍の三百六十倍

一通話時の普通通話時の三十倍の三百六十倍

一通話時の普通通話時の四十二倍の三百六十倍

当該專用区間の一通話時の普通通話料の五十三倍の三百六十倍

当該專用区間の一通話時の普通通話料の二十六倍の三百六十倍

者が提供したものに対するもの

（二）短期專用の場合

（1）一般專用

（2）官廳專用

（警察事務、刑事訴訟事務及び鉄道事業の用に供するものに限る。）

專用区間

市外通話区域

八十キロメートル以内

二百キロメートル以内

四百七十キロメートル以内

四百七十キロメートルをこえるもの

（3）新聞社、通信社及び日本放送協会の專用

（4）新聞社、通信社及び日本放送協会の時間專用

二　分岐引込料

（一）同一加入区域内に專用電話機設置場所二箇以上ある場合

（二）市外通話区域四十キロメートル以内の区間を專用区間とする場合

（三）市外通話区域二百キロメートル以内の区間を專用区間とする場合

（四）市外通話区域二百キロメートルをこえる区間を專用区間とする場合

三　端末設備料

（新聞社、通信社及び日本放送協会の短期時間專用の場合を除く。）

メートルまでごとに

千二百円

（日額）

当該專用区間の一通話時の普通通話料の二百四十倍

一通話時の普通通話料の二十五倍

一通話時の普通通話料の三十倍

一通話時の普通通話料の三十六倍

一通話時の普通通話料の五十一倍

当該專用区間の一通話時の普通通話料の百六十倍

專用時間に應じ專用区間の普通通話料の二倍

（年額）

七千二百円

一箇所を除く他の一箇所ごとに

七千二百円

一箇所ごとに

三万三千六百円

一箇所ごとに

八万六千四百円

| | | |
|---|---|---|
| （一）専用者が専用電話機器の設備をなす場合 | 一箇ごとに | 四万三千二百円 |
| （二）電話官署が専用機器の設備をなす場合 | 一箇ごとに | 五万二千八百円 |
| 四　端末維持料 | | |
| （一）（二）及び（三）以外の場合 | | （年額） |
| （1）専用者が専用電話機器の維持をなすとき | 一箇ごとに | 四千八百円 |
| （2）電話官署が専用電話機器の維持をなすとき | | 七千二百円 |
| （二）電話官署から専用電話機設置場所までの市内線路を専用者の提供した線路によらせる場合 | 関係電話線百メートルまでごとに | （年額）百二十円 |
| （三）新聞社、通信社及び日本放送協会の短期時間専用の場合 | 一回線ごとに | （日額）二百四十円 |
| 五　市外専用電話回線に転換器により市内専用電話機を随時接続するものに対する接続料 | 一回線ごとに | （年額）七千二百円 |
| 六　移轉料 | | 市内専用電話の移轉料に同じ |
| 七　特殊装置料 | | 実費 |
| 第三　無線電話設備専用料及び特殊装置専用料 | | 実費 |

第五類　鉱業特設電話に関する料金

| 料金種別 | 単位 | 料金額 |
|---|---|---|
| 電話専用料 | 一箇ごとに | （月額）四十八円 |

電信電話料金法案（内閣提出）に関する報告書

（都合により最終号の附録に掲載）

郵便法等の一部を改正する法律案

郵便法等の一部を改正する法律

第一條　郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一條第二項中「一円二十銭」を「五円」に改める。

第二十二條第二項中「五十銭」を「二円」に、「一円」を「四円」に改める。

第二十三條第四項中「五十銭」を「二円」に「十五銭」を「五十銭」に、同條第五項中「二百円」を「八百円」に改める。

第二十五條第二項中「百円」を「四百円」に、「百五十円」を「六百円」に改める。

第二十六條第二項中「一円二十銭」を「四円」に、「十五銭」を「五十銭」に改める。

第二十七條第二項中「十五銭」を「五十銭」に改める。

第三十一條第一項中「五円」を「二十円」に、「三円」を「十二円」に改める。

第三十四條第二項中「百円」を「四百円」に改める。

第四十三條第二項中「二円五十銭」を「十円」に、「五円」を「二十円」に、「四十円」を「百六十円」に、「三十円」を「百二十円」に改める。

第四十八條第一項中「三百六十円」を「千四百四十円」に、「三百円」を「千二百円」に、「二百四十円」を「九百六十円」に、「二十円」を「九十円」に改める。

第五十條第二項中「二百円」を「七百二十円」に「百二十円」を「四百八十円」に、「八十円」を「三百円」に、同條第三項中「二十円」を「七十二円」に改める。

第五十八條第三項中「五円」を「二十円」に改める。

第五十九條第四項中「十五円」を「六十円」に、「十円」を「四十円」に改める。

第六十條第三項中「四円」を「十五円」に改める。

第六十一條第三項中「十円」を「三十円」に改める。

第六十二條第四項を次のように改める。

配達証明料は、三十円とし、前項の規定による取扱をするときは、十五円を増す。

第六十三條第三項中「十円」を「三十円」に、「五円」を「十五円」に改める。

第六十四條第四項及び第六十六條第三項中「十円」を「三十円」に改める。

第六十八條第二項中「百円」を「四百円」に改める。

第二條　郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十八條第二項及び第三十九條第二項中「一円」を「四円」に改める。

第六十七條第一項中「千分の二」を「百分の一」に、同條第二項中「一銭」を「五銭」に改める。

第三條　郵便爲替法（昭和二十三年法律第　号）の一部を次のように改正する。

第十六條第一項中「五千円以下」を「一万円以下」に、「千円以下」を「二千円以下」に改める。

第十七條第一項第一号から第三号までを次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一　通常爲替 | |
| 爲替金額千円以下の場合 | 四十円 |
| 同　三千円以下の場合 | 六十円 |
| 同　五千円以下の場合 | 八十円 |
| 同　一万円以下の場合 | 百二十円 |
| 二　電信爲替 | |
| 爲替金額五百円以下の場合 | 百円 |
| 同　千円以下の場合 | 百二十円 |
| 同　三千円以下の場合 | 百五十円 |
| 同　五千円以下の場合 | 二百円 |
| 同　一万円以下の場合 | 二百五十円 |
| 三　小爲替 | |

爲替金額百円以下の場合　十円
同　五百円以下の場合　十五円
同　千円以下の場合　二十五円
同　二千円以下の場合　三十五円

第二十一條第二項、第三十二條第三項及び第三十三條第二項中「一円」を「四円」に改める。

第二十六條第二項中「千円以下」を「二千円以下」に改める。

第四條　郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第　　号）の一部を次のように改正する。

第十八條第一項第一号から第三号までを次のように改める。

一　拂込
通常拂込
拂込金額五百円以下の場合　十円
同　五百円を超える場合　二十円
電信拂込
拂込金額五百円以下の場合　七十円
同　千円以下の場合　九十円
同　五千円以下の場合　百二十円
同　一万円以下の場合　百五十円
同　一万円を超える場合　一万円を超える一万円又はその端数ごとに七十円を百五十円に加えた額

二　振替
通常振替　四円
電信振替
同一口座所管廳に屬する口座間の振替の場合　七十円
異なる口座所管廳に屬する口座間の振替の場合　百円

三　拂出
通常現金拂
拂出金額百円以下の場合　十円
同　五百円以下の場合　十五円
同　千円以下の場合　二十円
同　五千円以下の場合　二十五円
同　一万円以下の場合　三十円
同　一万円を超える場合　一万円を超える五千円又はその端数ごとに十円を三十円に加えた額
小切手拂
拂出金額五百円以下の場合　十円
同　一万円以下の場合　二十円
同　一万円を超える場合　一万円を超える五千円又はその端数ごとに十円を二十円に加えた額
電信現金拂
拂出金額五百円以下の場合　七十円
同　千円以下の場合　九十円
同　五千円以下の場合　百二十円
同　一万円以下の場合　百五十円

第十九條第一項但書中「十円」を「七十円」に、同條第三項中「二円」を「八円」に改める。

第二十七條第四項、第三十五條第六項、第四十六條第二項及び第四十九條第二項中「一円」を「四円」に改める。

第六十二條第一項中「一円五十銭」を「二円」に、「二円」を「八円」に改める。

第五條　金融緊急措置令に基く封鎖支拂の取扱に関する件（昭和二十一年閣令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二條第一号中「千円」を「二千円」に、「五百円」を「千円」に、「二円」を「十円」に、同條第二号中「五千円」を「一万円」に、「三千円」を「五千円」に、「二十五円」を「百円」に改める。

附　則

この法律は、昭和二十三年六月十五日から、これを施行する。

郵便法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の附録に掲載〕

〔土井直作君登壇〕

○土井直作君　ただいま議題となりました電信電話料金法案並びに郵便法等の一部を改正する法律案に関しまして、一括して委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず両法律案の提案理由でありますが、現行通信関係料金は、昭和二十二年度の初めにおきまして、千二百円の給與水準と、昭和二十一年十月当時の物價水準とを基礎として改訂されたものでありまして、その後給與水準は再三改訂され、物價水準も大幅の引上げを見たにもかかわらず、通信料金はそのまますえおきになつておりますので、昭和二十三年度通信特別会計損益勘定の收支の見込みは、現行料金をもつていたしましては、現在の給與、物價水準によりましても、差引百五十一億余円の不足を生ずることになつております。その上、近く改訂を予想せられる新給與並びに物價水準をも考慮に入れますときには、差引不足見込額はさらに莫大な数字に上り、この收入不足額を補塡する財源は、もつぱら一般会計よりの繰入金または借入金によるほかはなく、かくては独立採算制の基礎を脅かし、インフレを助長し、健全財政の建前を没却する結果になりますので、一般会計からの繰入金は五十億円程度に止めまして、できるだけ事業收支の均衡をはかるために、現行通信料金を、おおむね現行の四倍に引上げることを目的として、政府は両法律案を提出するに至つたものであります。

次に、法案の要点について説明申し上げます。電信電話料金法案は、現在省令で定めている電氣通信料金を、財政法第三條の規定に従いまして、料金改正の機会に法律をもつて規定したものでありまして、取扱制度そのものは、新たに低額電報制度として市内電報及び翌日配達電報制度を設けるとともに、現行の時間外電報の制度を廃止したほかは、著しい変化はございません。料金の引上率は、大体現行の四倍引上を建前としておるのでありますが、個々の場合は、必ずしも一様に四倍にはなつておりません。おもなものを二、三申し上げますれば、電信関係におきましては、至急電報、市内電報及び翌日配達電報の料金をそれぞれ一般電報料の二倍または三分の二程度に止める一方、普通電報料を現行の五倍に引上げているのでございます。電話関係におきましては、加入電話関係料金は大体現行の四倍引上げでありますが、公衆電話にかかる市外通話料は二倍に止め、予約新聞通話料は、一般と著しく不均衡な低率料額を若干是正する程度に止めております。

次に、郵便法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案でその一部を改正しようと

している法律等は、郵便法、郵便貯金法、郵便爲替法、郵便振替貯金法及び閣令金融緊急措置令に基く封鎖支拂の取扱に関する件でありまして、主として現行料金の引上げを内容とするものでありますが、これとともに、亡失または毀損した書留郵便物の損害賠償額及び郵便爲替証書一枚の金額の最高限を引上げているのでございます。

次に、改正料金中おもなものを申し上げますれば、郵便法関係におきましては、一種ないし三種及び小包郵便物を通じ、現行の四倍に引上げておるのでありますが、ただ第一種郵便物である封書は、料金徴收上の便宜から一円二十銭を五円に引上げ、第三種の一部、第四種、第五種の料金及び運賃等の特殊取扱料金中おもなものは、料金政策上または取扱手数、利用價値等の見地から、倍率を三倍ないし三・七五倍程度に止めているのでございます。なお、亡失または毀損した書留郵便物の損害賠償額は、これを百円から四百円に引上げております。郵便爲替法及び郵便振替貯金法関係におきましては、小口の送金制度である点を考慮し、郵便爲替については平均引上倍率を一・八三倍に、郵便振替貯金については三・八四倍といたしておりますほか、通常爲替、電信爲替及び小爲替証書一枚の金額の最高限は、これをそれぞれ一万円、一万円及び二千円に引上げているのでございます。

以上、両法律案の概要につき御説明申し上げたのでありますが、両案は、去る六月五日委員会に付託、委員会は、その重要性に鑑み、数次にわたつて会議を開催し、政府の提案理由並びに内容の説明を聽取した後、政府との間に詳細にわたつて質疑應答を重ねたのであります。その細部については会議錄に讓ることにいたします。以下、二、三につき要点をかいつまんで申し上げます。

まず、料金の借上げは物價及び生計費に悪影響を及ぼし、インフレの原因にならぬかという質疑に対しましては、政府の調査によれば、國民所得中通信料金の占める割合は一・五六%であり、都市家計費の内訳によれば、通信運搬費は総額の〇・二%を占めるにすぎないから、影響はきわめて僅少であると思うが、心理的な影響は認めざるを得ない旨の答弁がありました。

次に、値上げに伴う利用減の程度はどうか、利用減に伴つて收入の確保は困難にならないかという質疑に対しましては、値上げに伴う取扱量の減少は一割ないし二割を見込んでいるが、これは一時的現象でもあり、現在の通信需要に鑑み、これ以上の減少は予想されない旨の答弁がありました。

次に、赤字の主要原因が人件費及び物件費の高騰である以上、事業全般にわたり、さらに一層の合理化を要すると思うが、所見はどうかという質問に対しましては、既往においても人件費及び物件費にわたり相当程度の節減を実施してきたのであつて、これ以上人員の整理等の余地はないのであるが、政府は將來においても事業の合理化については極力努力する旨の答弁がありました。

次に、独立採算制をとるならば、むしろ過去における一般会計への繰入れ並びに戰災による施設の荒廢等の実情に鑑み、現在の通信事業の收支の赤字は一般会計において負担することが相当と思うがどうかという質疑に対しましては、國家財政の現状に照らして、通信事業の赤字をすべて一般会計の負担とすることは至難であるのみならず、企業体として、その收支はできる限り特別会計において相償うことを原則とすべきものと考える旨答弁しております。

次に、審議の慎重を期するために、六月十四日公聽会を開催したのでありますが、出席の公述人九名のうち、全面的に反対する者二名、値上げに賛成する者一名ございましたが、他の者はいずれも條件付賛成者でありまして、現行通信料金が比較的低廉であり……

〔発言する者多し〕

○議長（松岡駒吉君）　静粛に願います。

○土井直作君（続）　その値上げの生計費及び生産原價に及ぼす影響も著しくないから、財政の現狀等から見て、ある程度の値上げはやむを得ないものであるという立場をとつておるのであります。しかしながら、公述人の多くは、値上げをする反面、サービスの改善が全体に必要であることを主張いたしておるのであります。

かくして委員会は、六月三十日、両法案に対する質疑を終了し、引続き討論を行つたのでありますが、討論の際、民主自由党を代表して白井佐吉君より、平均値上倍率を二・五倍とし、はがきを一円、封書を三円程度に止めたいという修正意見を述べられ、日本社会党を代表して村尾薩男君より、原案に賛成の意見を述べられ、ついで民主党を代表して田島房邦君より、四倍値上案に賛成の意見とともに、両法案の施行期日を昭和二十三年七月十日に改める修正意見を述べられ、最後に日本共産党を代表して林百郎君より、赤字は一般会計の負担とすべきもので、本値上法案はインフレを促進し、追加予算の上程を必至ならしめるから、原案に反対である旨の意見を述べられたのであります。

次いで委員会は採決に入り、まず民主自由党提出の修正案に対し賛否を諮りましたところ、小数を以つて否決、次に民主党提出の、原案に六月十五日とある施行期日を七月十日に改める修正案を上程、多数をもつてこれを可決、引続き、右民主党提出の修正案を除く残余の原案は、これを多数をもつて可決いたしたのであります。よつて両法律案は修正議決を見た次第でございます。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（松岡駒吉君）　両案に対しては、白井佐吉君より成規の賛成を得て修正案が提出されております。その趣旨弁明を許します。白石佐吉君。

---

電信電話料金法案に対する修正案

（白井佐吉君提出）

郵便法等の一部を改正する法律案に対する修正案（白井佐吉君提出）

〔都合により最終号の附錄に掲載〕

〔白井佐吉君登壇〕

○白井佐吉君　私は、民主自由党を代表いたしまして、ここに修正案に対する趣旨弁明を行いたいと思う次第であります。ただいま提出されましたところの修正案の要旨をまず申し上げたいと思うものであります。

郵便法等の一部を改正する法律案及び電信電話料金法案修正案

一、郵便法等の一部を改正する法律案

第一條の一部を次のように改める。

第二十一條第二項中「一円二十銭」を「五円」にとあるを「三円」に改める。

第二十二條第二項中「五十銭」を「二円」にとあるを「一円」、「四円」にとあるを「二円」に改める。

二、郵便法等の一部を改正する法律案及び電信電話料金法案中、前号を除く各種料金の値上額は、現行料金の二・五倍を十銭位において四捨五入したものに改める。但し、原案値上額の倍率が現行料金の二・五倍に達せざるものは原案の倍率による値上額に止める。

以上であります。これに対しまして、いささか趣旨の弁明を試みたいと思うものであります。

御承知のごとく、本年二月三日、総司令部民政局代表が、当時片山内閣によつて計画せられておりましたところの運賃及び通信料金値上問題に対しまして、その國会のあり方に関し、内閣は予算のバランスをとるという方針をとつておる、いかにバランスをとるかは、國会が最善と思う方法で実行すべきだが、それは必ず國民の声を反映しなければならないと言つております。このことはすなわち國民世論の動向を正しく見究めて、よつてもつて政治の基本的要件とすべきことを示唆しておるのでございます。この場合におきまして、現政府が計画いたしました今回の郵便電信電話その他各種料金四倍引上げは、はたして國民の世論の

現状に副うておるかどうかということに対しまして、多くの疑問を有するものでございます。

私どもは、委員会における審議の過程におきまして、この問題が一般國民大衆に與える心理的影響の甚大なる点に鑑みまして、最も慎重を期するために、あるときは公聽会を開き、各階層の有識者の声を聽き、あるときは参考人を招致してその所見を質し、これらを法案審議の参考資料といたしたのでありますが、ただいまの委員長の報告に比較いたしまして、私は、その公聽人及び参考人のほとんどが反対であつたと認識いたしておるのでございます。(拍手)おそらくことごとくが、その値上げの不当を鳴らしておつたと思うのであります。おそらく政府当局も、與党の諸君も、それらの痛切なる意見を聽取して、いかにこの値上案の倍率に対する國民大衆の不服の声の大なるかを承知せられたことであろうと思うのであります。すなわちある者は、この値上げによつてインフレの助長を促進せしめ、物價高を招來し、私的経済の破綻を憂え、ある者は文化國家建設の一大障害をなすものであると言い、またある者は独立採算制の不当を鳴らす等、いずれも痛烈なる批判を加えられたことは、御承知の通りであります。私は、通信業務の独占的官業の性格と使命に鑑みまして、納得し得られる方法において官業の根本を改変し、そして、その企業性を極度に発揮せしめて、もつて産業の復興と國民生活の実体に寄與すべきであると痛感する次第であります。(拍手)

申すまでもなく、輸送力及び通信力は、経済産業の発展と國民所得の原動力であるのみならず、國民生活の簡素、便益化の最大要素であります。従つて、これが利用度の多い少いということは、ただちに國力の消長に至大の関係をもたらすことは、申すまでもありません。しからば、今日におけるところの利用状況はいかがであるかと見ますのに、通常郵便物は、昭和九年当時を一〇〇%として、昭和二十二年度におきましては、実にその五一%であります。小包郵便物は同じく五五%にすぎません。かくのごとき状態にあると、しかも國家再建途上にある今日、無謀なる料金改訂を行わんとすれば、その帰するところ、公私経済の上にさらに一層の困難を加えることは、まことに当然と言わなければなりません。

殊に政府は、本法案提案の説明にいわく、業務收入の減少はインフレの高進による、人件費及び物件費が急激に上昇したことによると言つており、また設備の復旧とサービスの改善に努めておるが、戰前の水準に到達するには、今後なお相当の努力と年月を要するであろうと言つておるのであります。従來において、すでにしかりであります。今日大幅なる値上げを実現すれば、インフレはさらに高進し、人件費及び物件費の上昇に拍車を加えるのでありまして、設備復旧の財源もますます枯渇するに至るのであります。従つて、戰前の水準に回復し得るための忠実なる施策では断じてあり得ないと思うのであります。

政府は、その資料において、國民所得中に占むる通信費の割合、あるいは公定物價と通信費の比較を発表しております。すなわち、昭和八年の百に対して、昭和二十三年は百三十倍強となつております。当時一銭五厘のはがきは今日二円になつている。計算の上からすれば、これは当然であるのでありますが、これは、あたかも何ら責任を意識しておらぬところの状態を示しておるのでございます。私は、通信事業の公益性とその使命を果すために、かくのごとき手段ははなはだ欲せざるところでありまして、通信料金なるものは他の物價の下位に厳存して、むしろ他の物價を抑制する役割を果すべき立場に置くべきが至当と申すべきであろうと思うのであります。

近時、官業における赤字対策は、常に料金値上げ、給與の改善、借入金、予算の財源捻出等の循環を繰返して、いわゆる急場しのぎに終始してきておるのであります。今回の計画は、その最も大きな無謀なるものの代表的なものであるのであります。すなわち、通信事業における財政收支を最も安易なる料金の値上げに求めんといたしますることは、実に不当もはなはだしきものであり、これでは、鉄道、通信の二大官業は、再建どころか、遂に崩壊に瀕するに至るであろうことを憂うるものであります。(拍手)

今や、新給與三千七百円ベースの実施を見ようとしておりますが、これによつて物價の高騰は必然であります。この國民生活の極端なる危機に際しまして、一般物價と比肩して百倍の値上げは極力避くべきでありまして、この際二・五倍の程度こそ、暫定的措置として最も妥当なりと信ずるものであります。(拍手)これをもつて私の趣旨弁明といたします。(拍手)

○議長(松岡駒吉君)　討論の通告があります。これを許します。林百郎君。

〔林百郎君登壇〕

○林百郎君　私は、日本共産党その他の小会派を代表して、左の五つの理由によつて料金値上げに絶対反対するものであります。

第一に、郵便料金の四倍値上げは、これが経済に及ぼす複雑な作用によつて、インフレーションを激化する要因となるのであります。政府は、この点について、昭和二十三年度の國民所得が一兆九千億であり、通信料金の所得は二百九十六億円であつて、國民所得中に通信料金の占むる比率はわずか一・五六%にすぎないのであるから、これはインフレの要因にはならないと言うのであります。しかるに通信料金は、價格の形成に直接不可避的に影響をもつものであつて、一般商品の宣傳費のごとく自由に斟酌し得るものではないのであります。物價体系の一環としてこの四倍の値上げは、すべての物價に最も強力に、不可避的に作用すると思うのであります。

また政府は、郵便の利用状況に関して、國民一人当り年間の利用度は、普通通常郵便が、一年にわずか一一・三通にすぎない。金額にして一年に八円五十銭である。特殊通常郵便は、わずか〇・四通しか利用しない。これに対する一年の料金は三円九十四銭である。小包に至つては、一人平均一年に一・八箇しか利用しない。これに対する費用は一円八十六銭にすぎないから、これを四倍にしても、少しも生活費に影響かないし、インフレーションにも影響しないと言つているのであります。この数字自体が問題でありますけれども、しかし、かりにこの数字通りとしても、すでに局限に達している國民生活にとつて、わずかとは言え郵便料金の値上は、いかに致命的にわれ〳〵の日常生活に影響を及ぼしたくるかということは明らかであります。

また、政府の提出の資料によりますと、普通通常郵便、特殊通常郵便、小包郵便等の個人の利用度は、わずか四割に過ぎない。個人の利用度がわずか四割であるから、これを値上してもインフレーションに影響がないと言つているのでありますが、このことは、裏から言いますと、平均六割程度のものを会社またはその他の重要團体が利用しているということになるのであります。しからば、これの値上はただちに商品に轉嫁され、大衆の負担になるということは、明らかだと思うのであります。

また、政府の値上の理由には、戰前より物價が上つているのであるから、通信料金も当然上るのであると言いますけれども、しかし、この際考えてみなければならないことは、戰爭によつて極端に破壊されたところの機械の破滅によつて、現在のサービスが約戰前の三分の一にも達しておらないのであります。一例を申しますと、昭和十一年に東京・札幌間の普通電話が二十四分であつたのが、昭和二十二年五月には百二十七分かかる。東京・福岡が十九分で通じたのが、現在は百八十六分であります。昭和二十二年度の不完全の通話は、半分の五三%である。特別通信の、いわゆる特急通話の待合時間

が、昭和十二年には東京・仙台が十四分であるのが、昭和二十二年には二百二十二分となつておるのであります。こうして、戦争による施設の破壊によつて、通信のサービスが非常に落ちているのでありますから、結局四倍の値上ということは、十二倍の値上に該当することになるのであります。

政府の考えている財政政策の基本方針として、今会計年度は、物価は七割しか上げない、やみは三・六%に止めると言つているのでありますけれども、通信料金を四倍に、運賃を二・五倍、その他の基礎物資を二・六倍以上に値上いたしておる今日、この物價七割値上り、やみを三・六%上げるということは、絶対に不可能なのであります。しからば、これが影響はただちに三千七百円ベースの実質的な切下げとなつて、勤労大衆にとつて言語に絶する大きな負担となるのであります。これが、加藤労働大臣が三千七百円ベースに自信がないと言う根拠になるのであります。（拍手）

第二として、しかもこのことは、政府が強調しているところの健全財政の維持、追加予算の提出は絶対しないという政府の方針を、みずから裏切つているのであります。今年度も昨年と同様に、厖大な追加予算が提出されることは必至であると思うのであります。いかなる顔をして芦田総理と北村大蔵大臣がこの追加予算を提出するか、見ものだと思うのであります。しかも、この四倍の値上げによつて、無謀な大衆課税の形において大衆収奪を行うことになり、この負担の一切が労働者、農民、勤労大衆、中小商工業者に轉嫁されていくと思うのであります。

第三は、政府は料金値上の理由として、通信事業の独立採算制を絶対至上命令のごとく主張しているのでありますが、この独立採算制とは、独立金融資本によつて行われた無謀な戦争による犠牲の負担を、一切日本の勤労大衆に轉嫁させることであります。すなわち、昭和十三年から十九年の間にわたつて、すなわち戦争前はもちろん、戦争中においても、通信事業特別会計は一般会計へその収益を補塡していたのであります。通信特別会計は黒字であつて、その利益を一般会計に補塡しておつたのであります。しかるに、通信事業の赤字の大きな原因は、明らかに通信施設、郵便、電信、電話の約四割から五割に及ぶ、戦争による惨憺たる被害の結果であります。しかも、その後の復興の完全なるサボタージュによることと、機械施設の酷使によることは明瞭なのであります。従つてわれわれは、この赤字の補塡策としては、当然一般会計によつて補塡すべきものであり、しかも独占資本の犠牲により、いわゆる資本家的支出であるところの價格調整費あるいは終戦処理費等によつて、この緊縮化によつて当然補塡すべきだと思うのであります。

すなわち、このたびの四倍値上によつて政府がねらつているのは、約百五十億円程度の赤字を埋めようとするのであります。わずか百五十億円程度の特別会計の赤字は、終戦処理費一千億円のわずか一割五分であります。また價格調整費五百十五億円のわずか三割にすぎないのであります。郵便料金値上のごとく最も大衆の生活に切実な影響を及ぼすがごとき方法によることは、絶対に反対なのであります。

なおわれ〳〵は、通信事業特別会計の範囲内においても、多くの再検討を要するものがあると思うのであります。すなわち簡単に申しますと、たとえば進駐軍関係の経費のごとく、四千人の人員のうち、わずか一割の入件費しかとつておらないのであります。政府提出資料によりましても、進駐軍関係の経費を十四億円とるべきものを、まだ四億円未収であるということが、はつきり示されておるのであります。また、電氣通信施設の民間土建業者に対する請負、たとえば大安株式会社、日本土木工事株式会社、日本電話設備株式会社以下四十件にわたるところの下請土木業者に対する請負金の緊縮、その他物品購入費等の節約、終戦以來の不要品拂下の節約等多くの財源が、かりに独立採算制のわくの中においても、たくさん見つけられるのであります。

以上のごとく、わずか百五十億円程度の財源は、あえて郵便料金、電信電話料金の四倍値上のごとく、安直ではあるが最も危険であり、大衆の負担を過重にし、インフレーションを激化するような方法をとるべきではないと思うのであります。このことは、ひとり共産党のみならず、四十万全逓従業員諸君を初め、日本の全人民大衆が絶対に反対を唱えておるのであります。すなわち、この反対の署名は二千五百万名に及んでおるのであります。

以上私は、全逓全従業員並びに日本全人民の名において、かかる無謀な郵便料金値上げには絶対反対するものであります。

○議長（松岡駒吉君）　林君に注意いたします。ただいま林君の「その他の小会派を代表して」という言葉は、これを明らかにされませんと――それを取消されるか訂正されるかしないと、迷惑する小会派があるだろうと思います。

○林百郎君（続）　その他の小会派とは、農民党の北君から申出がありまして、日本共産党だけではなくして、その他の小会派と特に入れてくれという頼みがあつたのであります。そこで私はこれを入れたのであります。

〔発言する者多し〕

○議長（松岡駒吉君）　静粛に願います。

○林百郎君（続）　しからば訂正いたします。その他の小会派とは日本農民党を指します。

○議長（松岡駒吉君）　これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。まず日程第五、電信電話料金法案に対する白井佐吉君提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡駒吉君）　起立少数。よつて白井佐吉君提出の修正案は否決されました。

本案について採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡駒吉君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り修正議決いたしました。（拍手）

次に、日程第六、郵便法等の一部を改正する法律案に対する白井佐吉君提出の修正案につき採決いたします。本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡駒吉君）　起立少数。よつて白井佐吉君提出の修正案は否決されました。

本案について採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡駒吉君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り修正議決いたしました。（拍手）

第七　港域法案（内閣提出）

○議長（松岡駒吉君）　日程第七、港域法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸及び交通委員長川野芳滿君。

港域法案

港域法

1　港の区域を別表の通り定める。

2　海上保安廳法（昭和二十三年法律第二十八号）第一條第二項の港と河川との境界及び港則法（昭和二十三年法律第　号）第二條の港の区域は、この法律の定めるところによる。

附　則

この法律は港則法施行の日から、これを施行する。

別　表

| 都道府縣 | 港名 | 港の区域 |
|---|---|---|
| 北海道 | 紋別 | 弁天岬から九十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 網走 | 天測点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び網走川網走橋下流の河川水面 |
| | 根室 | 根室弁天島燈台（北緯四十三度二十分二十九秒東径百四十五度三十四分五十六秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面アイカップ埼からビンナイ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 厚岸 | 釧路埼燈台（北緯四十二度五十八分二秒東径百四十四度二十二分三十八秒）から二百七十度三千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに釧路川の別府川流入口下流の河川水面 |
| | 釧路 | 廣尾港燈台（北緯四十二度十六分五十九秒東径百四十三度十九分二十八秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 廣尾 | 浦河燈台（北緯四十二度九分三十六秒東径百十二度四十六分五十四秒）中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 浦河 | エンルム埼から大黒島を経てホテイシ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 室蘭 | 穴澗岬から百八十度九百五十メートルの地点から六十九度に引いた線、同地点から有川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 函館 | 南防波堤東端を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 江差 | 岩埼を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 鹿都 | 天測点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 岩内 | 尻場岬から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 余市 | 平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 小樽 | 増毛燈台（北緯四十三度五十一分七秒東径百十一度三十一分五十八秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 増毛 | 留萌埼から三百三十度二千七百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 留萌 | 野塞岬から百間埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 稚内 | 太郎兵衛埼を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 天寶 | クッカンタ埼から二十三度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 沓形 | 入前埼から行合埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 青森 | 深浦 | 弁天埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び中村川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 鰺ヶ沢 | 鼻繰埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堤川最下流鉄橋下流の河川水面 |
| | 青森 | 安井埼から金附埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 小湊 | 野辺地町と東平内村の境界海岸から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに野辺地川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 野辺地 | 芦埼を中心として三千六百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 大湊 | 細間埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 大間 | 大畑港南防波堤燈柱（北緯四十一度二十四分三十秒東径百四十一度十分十六秒）を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び大畑川最下流鉄橋下流の河川水面 |
| | 大畑 | 日出岩（三・三メートル）から百八十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに新井田川及び馬淵川各最下流鉄橋下流の河川水面 |
| | 八戸 | 牛島三角点（六三・三メートル）から三百十五度に引いた線、同三角点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに久慈川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 岩手 | 久慈 | 坂下三角点（六六・五メートル）から十度五百メートルの地点を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 八木 | 測候所暴風標（北緯三十九度三十八分十五秒東経百四十一度五十八分十三秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び閉伊川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 宮古 | 小島東端から傳作鼻及び熊ヶ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに十沢川及び関口川各最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 山田 | 七戸埼から雀島外端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに大槌川及び小槌川各最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 大槌 | 鷲ノ巣埼から鎌ヶ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大渡川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 釜石 | |

| | |
|---|---|
| 大船渡 | 珊湖島北端から九十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに盛川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 廣田 | 大森山三角点(一四七・二メートル)を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 宮城 | |
| 氣仙沼 | 鹿折村南端海岸から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 志津川 | 弁天埼から荒島南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに水尻川水尻橋、八幡川汐見橋及び新井田川本浜橋各下流の河川水面 |
| 女川 | 赤根埼から大貝埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 鮎川 | 清埼から黒埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 荻浜 | 狐穴埼から割石埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 渡波 | 尾埼から石巻市と渡波町の境界海岸まで引いた線、万石橋及び陸岸により囲まれた海面 |
| 石巻 | 石巻港東防波堤燈台(北緯三十八度二十四分二十一秒東経百四十一度十九分)を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び北上川開北橋下流の河川水面 |
| 塩釜 | 花淵埼から唐戸島南端まで引いた線、同島三角点(三六メートル)から寒風沢島長浜天測点を経て腕埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに三九高地から二百七十度に引いた線以北の貞山運河水面 |
| 秋田 | |
| 象潟 | 小潤埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び象潟川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 金浦 | 暴風信号標(北緯三十九度十五分十三秒東経百三十九度五十四分五十八秒)を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 平沢 | 芹田岬から二十三度三千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 本荘 | 野尻田三角点(一五・一メートル)から二百三十度千百五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び子吉川由利橋下流の河川水面 |
| 秋田 | 秋田港燈台(北緯三十九度四十五分二十九秒東経百四十度三分十七秒)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び雄物川放水路水門下流の河川水面 |
| 船川 | 根ノ埼三角点(四〇メートル)から二十五度千三百メートルの地点を中心として四千四百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 北浦 | 八斗埼から九十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに賀茂川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 能代 | 天測点を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面 |
| 山形 | |
| 酒田 | 酒田燈台(北緯三十八度五十五分二十八秒東経百三十九度四十八分五十五秒)を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面及び同燈台を中心として四千メートルの半径を有する円内の最上川の河川水面 |
| 鼠ヶ関 | トヤ埼からカノ島北端を経て沖平島北端まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに鼠ヶ関川蕊束橋下流の河川水面 |
| 賀茂 | 立岩埼を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 福島 | |
| 松川浦 | 鵜ノ尾岬を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 四倉 | 水潟標(三・四二メートル)を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 江名 | 折戸山三角点(八三・四メートル)を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 小名浜 | 三崎から八埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 茨城 | |
| 平潟 | 鵜子岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| 大津 | 大津三角点(五五メートル)を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 日立 | 三角点(二九・八メートル)から二百六度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面 |
| 久慈 | 久慈港北防波堤燈柱(北緯三十六度三十九分三十四秒東経百四十度三十七分三十秒)を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の久慈川の河川水面 |
| 磯崎 | 三角点(二五・八メートル)から零度千七百メートルの地点を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 那珂湊 | 大名鼻から百八十度に引いた線、祝町三角点(七一メートル)から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに東経百四十度二十五分十秒の子午線以東の那珂川及び涸沼川の河川水面 |
| 磯浜 | 三角点(二九・一メートル)から百八十度八百メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 波崎 | 銚子港道燈の低燈(北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度五十一分十七秒)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び海上村三角点(五七メール)から十二度に引いた線以東の利根川の河川水面中茨城縣地先部分 |

| | | |
|---|---|---|
| 千葉 | 銚子 | 銚子港導燈の低燈（北緯三十五度四十四分九秒東経百四十度五十一分十七秒）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び海上村三角点（五七メートル）から十二度引いた線以東の利根川の河川水面中千葉縣地先部分 |
| | 勝浦 | 黒鼻から八幡岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 白浜 | 西防波堤突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 館山 | 暴風信号標（北緯三十四度五十九分十四秒東経百三十九度五十一分三十八秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び矢那川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 木更津 | 善光寺三角点（四九・一一メートル）から二百六十度二千二百五十メートルの地点を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 千葉 | 登戸三角点（二二メートル）から百八十度四千二百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに都川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 船橋 | 船橋市と行徳町の境界海岸から百七十度四千メートルの地点まで引いた線、船橋市と津田沼町の境界海岸から百八十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに海老川海老川橋下流の河川水面 |
| 東京 | 岡田 | 勝崎から零度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から小口岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 波浮 | 赤八ツ埼から龍王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 元村 | 元村三角点（一三・三メートル）から百八十度五百五十メートルの地点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 新島 | 新島三角点（四二八・五メートル）からナダラネ東端を見透した線、鳥ケ島西端から鵜ノ根を見透した線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 大久保 | 北風平三角点（一一九・二メートル）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 神湊 | 横石鼻から零度三百メートルの地点まで引いた線、同地点から垂戸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 八重根 | 前崎ケ鼻を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| 東京<br>神奈川 | 京浜 | 荒川放水路口右岸突端から百九十三度に引いた線、本牧鼻から四十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに隅田川永代橋及びその他各河川最下流鉄橋各下流の河川水面 |
| 神奈川 | 横須賀 | 小柴崎、同地点から九十度三千メートルの地点、観音崎燈台（北緯三十五度十五分十二秒東経百三十九度四十四分四十八秒）から九十度千メートルの地点、同地点から海獺島燈標（北緯三十五度十二分三十秒東経百三十九度四十四分十八秒）を見透し七千メートルの地点を順次連結した線、同地点から二百九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 三崎 | 歌舞島ノ鼻から城ケ島西北端まで引いた線、同島東端から同線に平行に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 眞鶴 | 磯埼鼻から眞鶴埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 新潟 | 能生 | 鱗埼三角点（七二・三メートル）から五十四度千八百五十メートルの地点を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 直江津 | 直江津港第五号導燈（北緯三十七度十分四十九秒東経百三十八度十五分十二秒）を中心として千六百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の荒川の河川水面 |
| | 柏崎 | 勝願寺三角点（四二・一メートル）から九十度四百メートルの地点を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 寺泊 | 寺泊海水浴場駅東方三角点（一四九・五メートル）から零度二千メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 新潟 | 新潟港防波堤燈台（北緯三十七度五十七分十九秒東経百三十九度四分十八秒）から二百五度二千百メートルの地点を中心として四千五百メートルの半径を有する円内の海面及び信濃川万代橋下流の河川水面 |
| | 岩船 | 諸上寺山三角点（七三・四メートル）から九十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び石川明神橋下流の河川水面 |
| | 〃 | 金剛山三角点（九六五メートル）から百四十九度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 夷（両津） | 市振埼から五十度千二百五十メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び羽茂川羽茂川橋下流の河川水面 |
| | 羽茂 | 城山山頂を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 小木 | 魚津燈台（北緯三十六度四十八分四十二秒東経百三十七度二十三分四十八秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面 |
| 富山 | 魚津 | 岩埼三角点（六一メートル）から百二度に引いた線、大村三角点（六・八メートル）から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小矢部川城光寺橋、庄川新庄川橋、内川東橋（法土寺橋）、神通川萩浦橋及び富岩運河萩浦小橋各下流の河川水面 |
| | 伏木東岩瀬 | 唐島三角点（一二メートル）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び余川川、土庄川及び新川各最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 氷見 | 須曾ノ屏風南端から石崎ノ屏風西北端まで引いた線、能登島松ケ埼 |
| 石川 | 七尾 | |

| | |
|---|---|
| 穴水 | （宮埼）から久木まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 宇出津 | イナヘヅミ鼻からタケガ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小又川城山橋下流の河川水面 |
| 飯田 | エビス埼から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 輪島 | 直村三角点（五八・五メートル）から二百十度六百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び若山川吾妻橋下流の河川水面 |
| 福浦 | 龍ケ埼からヒカク山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに輪島川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 瀧 | 藻ノ埼を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| 金石 | 瀧港第二防波堤燈台（北緯三十六度五十五分二十三秒東経百三十六度四十五分二十五秒）を中心として八百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 金石燈台（北緯三十六度三十六分東経百三十六度三十五分三十六秒）を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに犀川及び野川各最下流道路橋下流の河川水面 |
| 福井 | |
| 和田 | 赤埼から九十度に引いた線、宮ケ埼から城山まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 小浜 | 鹿兒島埼（辰ノ口鼻）から波懸鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 敦賀 | 赤埼から蛭子埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旧笙ノ川笙ノ橋下流の河川水面 |
| 三國 | 三國港防波堤燈台（北緯三十六度十三分十七秒東経百三十六度七分四十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び九頭龍川新保橋下流の河川水面 |
| 静岡 | |
| 網代 | 赤根埼から立岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 伊東 | 伊東港第二防波堤燈台（北緯三十四度五十八分二十秒東経百三十九度六分三十六秒）から二百七十度千五百メートルの地点を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 稲取 | 稲取岬から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 下田 | 赤根埼から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに稲生沢川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 松崎 | アジホガ鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 宇久須 | 小峯三角点（一四九・八メートル）から百七十四度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 土肥 | 涌埼から二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 沼津 | 牛臥山三角点（六二一メートル）を中心として千八百メートルの半径を有する円弧、同三角点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに狩野川永代橋下流の河川水面 |
| 清水 | 興埼から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに巴川千歳橋下流の河川水面 |
| 焼津 | 浜当目三角点（一七二・九メートル）から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 相良 | 波津三角点（七二・二メートル）を中心として二千八百メートルの半径を有する円弧、同三角点から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに萩間川新橋下流の河川水面 |
| 御前埼 | 元根鼻三角点（七メートル）から零度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 舞阪 | 弁天島駅を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに同円内の河川及び湖水面 |
| 愛知 | |
| 福江 | 向山三角点（六・四メートル）から百七十度千二百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| 泉 | 西防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 田原 | 船倉橋東橋台を中心として二千八百メートルの半径を有する円内の海面及び汐川船倉橋下流の河川水面 |
| 豊橋 | 十間川口右岸突端を中心として四千五百メートルの半径を有する円弧、梅田川右岸堤防突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに豊川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 三谷 | 府相三角点（三五・六メートル）から竹島東南端まで引いた線、同島南端から三谷ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 蒲郡 | 蒲郡港防波堤燈台（北緯三十四度四十八分四十二秒東経百三十七度十三分三十秒）を中心として千メートルの半径を有する円弧、府相三角点（三五・六メートル）から竹島東南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 形原 | 古城港東防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円弧、形原町と西浦町の境界海岸から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 西浦 | 東蜊蛎防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円弧、西浦村海岸北端から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 吉田 | 矢崎川口燈柱（北緯三十四度四十七分東経百三十七度四分五十一秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び矢崎川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 一色 | 一色燈台（北緯三十四度四十七分二十秒東経百三十七度一分二十 |

三重

武豊
師崎
篠島
豊浜
常滑
名古屋
桑名
四日市
千代崎
津
松阪
宇治山田

鼻）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
布土村元標から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小垣江港燈柱（北緯三十四度五十八分東経百三十六度五十九分五十四秒）から二百七十度に引いた線以南の河川水面
鳶ヶ埼から九十度に引いた線、羽豆岬から九十度五百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
東山鼻及び蛭子ヶ鼻からそれぞれ零度六百メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線並びに陸岸により囲まれた海面
豊浜港西防波堤燈台（北緯三十四度四十二分二秒東経百三十六度五十六分二十秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面
常滑港南防波堤燈台（北緯三十四度五十二分三十二秒東経百三十六度五十分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
名古屋港西突堤燈台（北緯三十五度二分三秒東経百三十六度五十一分三十秒）を中心として七千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに荒子川樋門、山崎川忠治橋、大江川港東橋、天日川千鳥橋、堀川景雲橋及び新堀川記念橋各下流の河川水面及び中川運河水面
小貝須三角点（〇・〇メートル）から白鷺三角点（三・七メートル）まで引いた線と伊勢大橋との間の河川水面
朝明川口左岸突端から百三十五度二千メートルの地点まで引いた線、楠町と鈴鹿市の境界海岸から九十度三千メートルの地点まで引いた線、同地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに朝明川、海蔵川、三滝川、鹿化川、内部川、鈴鹿川及び各その支流各最下流道路橋下流の河川水面
㊟沢川右岸堤防突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び㊟沢川最下流道路橋下流の河川水面
贄埼燈台（北緯三十四度四十二分五十六秒東経百三十六度三十一分三十六秒）を中心として千四百メートルの半径を有する円内の海面及び岩田川最下流道路橋下流の河川水面
松阪港東防波堤燈柱（北緯三十四度三十六分五十秒東経百三十六度三十三分四十八秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
伊勢大湊西燈柱（北緯三十四度三十一分十八秒東経百三十六度四十五分四秒）から二百十五度千七百メートルの地点を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面
西崎、日向島北端、答志島島ヶ埼、阪手島丸山埼及び加布良古埼を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面
波切港防波堤燈台（北緯三十四度十六分四十八秒東経百三十六度五十四分十五秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
城山埼を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面
止埼から田曾埼（三埼）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
長島町南方三角点（一三七メートル）から大石を経て千島鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
尾南曾鼻から佐波留島東端まで引いた線、同島北端から裸島（投石）を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに船津川左岸の船津村と相賀町の境界から三百十五度に引いた線以南の船津川及び銚子川銚子橋下流の河川及び湖水面
モト山鼻から佐波留島南端まで引いた線、同島北端から裸島（投石）を経て猪ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
鬼ヶ城三角点（一五九メートル）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面
湊村三角点（一七三・五メートル）から零度千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面
三角点（二八五・七メートル）から四十五度二千百メートルの地点を中心として三百メートルの半径を有する円内の海面
鳶口岬を中心として千メートルの半径を有する円内の海面
大呂岬から友ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
林ノ下突端から甲埼鶴礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
城山鼻から青島南端を経て鋤埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
片島鼻から日置埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大手川大手橋下流の河川水面
金ヶ埼から零度に引いた線、博奕岬から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに高野川、伊佐津川、寺川、伊保良川、祖母谷川及び志樂川各最下流道路橋下流の河川水面
コットイ埼から三ツ礁鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
小埼から椎埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面
市内城址三角点（二〇メートル）から三百三十九度千メートルの地点

鳥羽
波切
浜島
五箇所
長島
引本
尾鷲
木本

京都

久美浜
浅茂川
間人
中浜
本庄
伊根
宮津
舞鶴
野原
田井

大阪

岸和田

| | | |
|---|---|---|
| | 堺 | を中心として千メートルの半径を有する円内の海面<br>石津川口右岸突端から大阪港南突堤燈台（北緯三十四度三十八分九秒東経百三十五度二十四分）を見透した線、大阪港南境界線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 大阪 | 神崎川口左岸突端から二百十四度に引いた線、大和川口左岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに木津川大浪橋、尻無川岩崎橋、安治川船津橋及び新淀川最下流鉄橋各下流の河川水面及び船津橋南端と大浪橋東端を結んだ線以西の運河水面 |
| 兵庫 | 尼崎 | 武庫川口右岸突端から二百度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線、大阪港北境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに庄下川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 西宮 | 夙川口右岸突端から百五十八度に引いた線、申川口左岸突端から二百二十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 神戸 | 妙法寺川口左岸突端から九十三度に引いた線、芦屋川口左岸突端から二百二十七度三十分に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 明石 | 明石港突堤燈台（北緯三十四度三十八分二十三秒東経百三十四度五十九分三十四秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 二見 | 瀬戸川口左岸突端から二百四十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 別府 | 別府港防波堤燈台（北緯三十四度四十二分四十二秒東経百三十四度五十分五十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 高砂 | 高砂港突堤燈台（北緯三十四度四十三分五十秒東経百三十四度四十七分五十二秒）を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面 |
| | 伊保 | 伊保港燈台（北緯三十四度四十五分二秒東経百三十四度四十六分十五秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び洗川千鳥橋下流の河川水面 |
| | 八木 | 木場三角点（一〇六・一メートル）から二百三十度千百メートルの地点を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び八家川三橋下流の河川水面 |
| | 飾磨 | 市川口右岸突端から百八十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度五千九百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに夢前川廣栄橋及び船場川思案橋各下流の河川水面<br>飾磨港西境界線、同線南端から二百七十度に引いた線、中川口右岸突端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中川、揖保川、大津茂川各最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 網干 | 釜崎から金ヶ崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面<br>岡山縣と兵庫縣の境界海岸から取鍋島北端及び御前岩を経て御崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大津川石ヶ崎橋、野々内澪樋門、千種川赤穂大橋及び御崎澪元禄橋各下流の河川水面<br>津居山島猿ヶ城から赤島を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに羽子山三角点（七八メートル）から三百四十五度に引いた線以北の円山川の河川水面<br>白石島北端からそれぞれ黒島北端及び弁天島北端を見透した線並びに陸岸により囲まれた海面<br>コヤガ谷鼻から白ヶ浦島南端まで引いた線、同島鷹ガ巣鼻から大島北端まで引いた線、同島南端から大山山頂を見透した線及び陸岸により囲まれた海面<br>岩屋港東突堤燈台（北緯三十四度三十五分十四秒東経百三十五度一分二十秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面<br>洲本港燈台（北緯三十四度二十分三十八秒東経百三十四度五十四分三秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び洲本川最下流道路橋下流の河川水面<br>釣島鼻から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面<br>北防波堤突端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面<br>西防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び都志川大橋下流の河川水面<br>南防波堤突端を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面及び郡家川大川橋下流の河川水面 |
| | 相生 | |
| | 赤穂 | |
| | 津居山 | |
| | 香住 | |
| | 柴山 | |
| | 岩屋 | |
| | 洲本 | |
| | 福良 | |
| | 湊 | |
| | 都志 | |
| | 郡家 | |
| 和歌山 | 新居 | 熊野川口両岸突端を結んだ線と熊野川鉄橋との間の河川水面中和歌山縣地先部分 |
| | 勝浦 | 太石原鼻からシケ島鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 宇久井 | 宇久井鼻から駒崎まで引いた線、狐島東端から中山北端まで引いた線、同地点から百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長野川最下流鉄橋下流の河川水面 |
| | 三輪崎 | 磯崎から鈴島北端まで引いた線、同島東端から孔島東端まで引いた線同島南端から二百八十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 浦神 | 懐山山頂から耳ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 古座 | 狼烟山山頂から二百三十五度四百五十メートルの地点を中心として |

| | | |
|---|---|---|
| 鳥取 | 串本 | 七百メートルの半径を有する円内の海面並びに古座川大橋及び小橋各下流の河川水面 |
| | 箕島 | 橋杭水準点（二・四四メートル）から百九十二度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面<br>宮崎鼻から荊藻島西端まで引いた線、同島東端から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに有田川安諦橋下流の河川水面 |
| | 日置 | 日置川口両岸突端を結んだ線と日置川鉄橋との間の河川水面 |
| | 田辺 | 番所鼻から齋田崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに会津川会津橋下流の河川水面 |
| | 御坊 | 櫨現崎から二百九十五度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から三十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに日高川天田橋、西川大橋及び小橋各下流の河川水面 |
| | 由良 | 神谷崎から巌島北端まで引いた線、同島南端から長崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに由良川由良橋下流の河川水面 |
| | 湯浅廣 | タタキノ鼻から天王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣川廣橋及び山田川栖川橋各下流の河川水面 |
| | 和歌山下津 | 地ノ島鹿ノ首から田倉崎及び目取鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに紀ノ川北島橋、加茂川硯橋及び女良川旭橋各下流の河川水面 |
| 境 | 米子 | 外ノ江西端から金比羅山山頂まで引いた線、同線に接続する同線以東の陸岸及び境港導燈の前燈（北緯三十五度三十三分四十秒東経百三十度十四分三十秒）を中心として四千メートルの半径を有する円弧により囲まれた海面 |
| | 赤碕 | 八尋鼻から三百十五度及び二百二十五度に引いた線並びに陸岸により囲まれた海面 |
| | 鳥取 | 西防波堤電燈（北緯三十五度三十分三十四秒東経百三十三度三十九分三十七秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面<br>賀露港防波堤燈柱（北緯三十五度三十二分三十三秒東経百三十四度十一分十二秒）から百三十二度二百七十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面 |
| | 網代 | 鷄島から二百七十度に引いた線、大岩村と福部村の境界海岸から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに蒲生川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 島根 | 石見 | 吉田町と高津町の境界海岸を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面及び高津川高角橋下流の河川水面 |

| | | |
|---|---|---|
| | 浜田 | 黒崎から馬島水島鼻まで引いた線、同島千畳敷鼻から入道鼻まで引いた線及び陸岸より囲まれた海面並びに浜田川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 江津 | 源津村三角点（一三八・八メートル）から二百七十度千四百メートルの地点を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び江川江川橋下流の河川水面 |
| | 仁万 | 荒布場鼻から菱島西端まで引いた線、同島東端から廣出鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 久手 | 久手町と島井村の境界海岸を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 大社 | 神戸川口右岸突端から笹子島北西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 七類 | 尾戸（猿渡）東端から九島西端まで引いた線、同島東端から青木島北端まで引いた線、同島南端から鈴原まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 惠雲 | 生洲鼻から男島北端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 美保関 | 石燈籠を中心として五百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 松江 | 大海崎鼻から意宇川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに末次鼻から嫁ケ島西端を見透した線以東の宍道湖及び大橋川の河川水面 |
| | 安來 | 油壺鼻から亀山北端まで引いた線、同地点から伯太川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 西郷 | 高瀬崎から鳥貝崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 浦郷 | 白崎鼻からニグ鼻まで引いた線、獅子鼻から島根鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 岡山 | 日生 | 松ケ鼻からツブロ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに中州川新橋下流の河川水面 |
| | 片上 | 伊里川口右岸突端から前島東端まで引いた線、同島北端から生崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 鶴海 | 鵜尾鼻から高目鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 牛窓 | 馬立鼻から前島荒崎まで引いた線、同島城ケ崎から大鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 西大寺 | 九幡西突堤突端から外波崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに吉井川永安橋下流の河川水面 |
| | 小串 | 東山東端から外波崎まで引いた線、九幡西突堤基点から大浦礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面中小串村地先部分 |
| | 岡山 | 高島北端から零度に引いた線、同島南端から百八十度に引いた線、松尾鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに旭川京 |

| | | |
|---|---|---|
| | 宇野 | 橋、中橋及び小橋各下流の河川水面<br>高辺岬から下鳥島西端及び飛州を経て蛸埼まで引いた線並びに陸岸により囲まれた海面 |
| | 日比 | 貝掛鼻から松ヶ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 琴浦 | 和井田三角点(九一・九メートル)から四十度千二百メートルの地点から鵜石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 味野 | 和井田三角点(九一・九メートル)から五十度千メートルの地点から百八十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに大川大正橋下流の河川水面 |
| | 下津井 | 基本水準標から祇園鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 水島 | 玉島山三角点(九三・七メートル)から二百七十度千九百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに龍島三角点(九一・一メートル)から九十度に引いた線以南の旧東高梁川の河川水面 |
| | 玉島 | 端山三角点(三〇・六メートル)から九十度六百メートルの地点を中心として五百メートル半径を有する円内の海面 |
| | 笠岡 | 古山城三角点(六八・八メートル)を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 廣島 | 福山 | 釈迦ヶ端から牛ノ首まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 鞆 | 要害鼻から玉津島防波堤突端まで引いた線、同島南端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 尾道糸崎 | 犬吠山山頂から岩子島三角点(一三一メートル)まで引いた線、同島鶏小島から向島布刈鼻まで引いた線、同島大磯鼻から戸埼まで引いた線、向島松ヶ鼻を中心として千五百メートルの半径を有する円弧及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 忠海 | 宮床ノ鼻から冠ヶ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 竹原 | 月見鼻から的場ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 吳 | 豆倉鼻から小麗女島西南端を経て鍋舞々尻鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 廣島 | 絣晉崎、峠島南端、似島東南端、同島地獄鼻、大カタマ島南端、津々根島南端及び八幡川口左岸突端を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面 |
| | 廿日市 | 住吉新開南東端を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 鯛崎 | 鯛埼鼻から佐組島東端まで引いた線、同島西端から生野島馬取鼻まで引いた線、同島榎迫鼻から小琴ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面<br>高山鼻から宝崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面<br>馬目ノ鼻から小島南東端を見透した線、蒲野鼻から観音埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面<br>水晶山東突端から小名切岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 山口 | 木ノ江 | |
| | 御手洗 | |
| | 嚴島 | |
| | 岩國 | 阿多田島長蒲鼻から今津川口右岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに今津川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 久賀 | 久賀町と蒲野村の境界海岸から大崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 安下庄 | 安下埼から龍埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 小松 | 津長鼻から十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに屋代川屋代川橋下流の河川水面 |
| | 柳井 | 柳井町地先三角点(二一・七メートル)から百三十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面並びに片野川最下流鉄橋下流の河川水面 |
| | 室津 | 尾國南西端三角点(一八・七メートル)から奈古屋埼まで引いた線、赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関港に属さない部分 |
| | 上関 | 尾國南西端三角点(一八・七メートル)から奈古屋埼まで引いた線、赤石鼻から横島大石鼻まで引いた線、同地点から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面中上関村の地先部分 |
| | 室積 | 鼓ヶ浦鼻から赤岩まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 徳山下松 | 茶臼山山頂から笠戸島鎌石岬まで引いた線、同島亀岩から大馬島金埼まで引いた線、大津島丸山埼から四十鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 三田尻 | 瀧宮岬から翁埼まで引いた線、同島郷ヶ崎から間屋口突堤基点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 中関 | 中関港湾燈柱(北緯三十三度五十九分四十五秒東経百三十一度三十二分四十秒)から牛ヶ頸まで引いた線、向島郷ヶ崎から間屋口突堤基点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 秋穂 | 千石岩から岩屋ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 宇部 | 宇部岬から二百六十度に引いた線、本山鼻から百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに眞締川(新川)最下流鉄橋及び厚東川大橋各下流の河川水面 |
| | 小野田 | 小野田港防波堤燈台(北緯三十三度五十八分十二秒東経百三十一度十分二秒)を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面 |

| | | |
|---|---|---|
| | 厚狭 | 及び有穂川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 小串 | 宮崎から繩池ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに厚狭川下津橋下流の河川水面 |
| | 仙崎 | 湯玉村と小串町の境界海岸から龍宮島北端まで引いた線、同島南端から松谷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面<br>ヤカワ鼻から青海島千貫鼻まで引いた線、暴風標から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに三隅川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 特牛 | 特牛燈台（北緯三十四度十八分五十四秒東経百三十度五十三分三十六秒）から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 萩 | 大瀬鼻から笠山山頂まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松本川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 須佐 | 海苔石から天神島三角点（四六・一メートル）を見透した線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 江崎 | 宇生ケ埼から布鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 山口<br>福岡 | 関門 | 鳶ケ巣山山頂から三百二十度に引いた線、竹ノ子島合場鼻から和合良島島頂まで引いた線、同島頂から二百三十度に引いた線、根嶽山頂から太郎ケ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 徳島 | 撫養 | 妙見山三角点（六四・二メートル）を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び撫養川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 徳島 | 徳島港防波導水堤燈台（北緯三十四度二分五十一秒東経百三十四度三十五分五十九秒）から三百一度千五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに新町川、園瀬川及び各その支流各最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 小松島 | 和田ノ鼻から大埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに神代瀬川最下流鉄橋及び立江川最下流道路橋各下流の河川水面 |
| | 富岡 | 畭三角点（六六・一メートル）三十度千六百メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面並びに岡川富岡橋、那賀川及び旧那賀川各最下流道路橋各下流の河川水面 |
| | 橘 | 龍王埼を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面 |
| | 由岐 | 蹉跎埼から箆野島東北端を経て東由岐浦南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 日和佐 | 前寺三角点（八八・九メートル）から七十五度千三百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面 |
| | 牟岐 | 小張岬から佛埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに牟岐川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 香川 | 浅川 | 網代埼から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 豊浜 | 水準点（四・五七メートル）から三百五十五度七百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 仁尾 | 古江岬から大蔦島北東端まで引いた線、同島南端から小蔦島北西端まで引いた線、同島南端から百三十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 観音寺 | 観音寺港南防波堤燈台（北緯三十四度七分二十六秒東経百三十三度八分六秒）から七十二度四百四十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面並びに財田川及び一ノ谷川各最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 多度津 | 多度津港燈台（北緯三十四度十六分七秒東経百三十三度四十四分四十三秒）から三十度二百六十メートルの地点を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 丸亀 | 土器川口左岸突端、上真島三角点（三六・六メートル）下真島三角点（三一・七メートル）及び金倉川口右岸突端を順次連結した線並びに陸岸により囲まれた海面 |
| | 坂出 | 蛸埼から沙彌島ママコ鼻まで引いた線、同鼻から総社川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 高松 | 高松港西防波堤燈台（北緯三十四度二十一分七秒東経百三十四度三分九秒）から二百三十度四百メートルの地点を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 志度 | 房前鼻から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 三本松 | 寺町三角点（三・八メートル）から二百七十度千二百メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 引田 | 城山東端から馬宿川口左岸突端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに小海川御幸橋下流の河川水面 |
| | 坂手 | 碁石山三角点（四三四・七メートル）から二百四十七度千八百五十メートルの地点を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 愛媛 | 草壁 | 赤埼から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 土庄 | 宮ノ鼻から百八十度に引いた線、永代橋及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 深浦 | 荷路石鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 宇和島 | 戎鼻から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 吉田 | 君ケ浦水準点（三・五九メートル）から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |

| | | |
|---|---|---|
| 高知 | 三腐 | 御手洗鼻から龍王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 八浜 | 浜城ケ浦から三百四十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 川之石 | 松ケ鼻から丸岩鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 三崎 | オミ岬から大島井鷺を経て大島井まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 三机 | 横鼻から走手鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 長浜 | 長浜港防波堤燈台（北緯三十三度三十六分五十一秒東経百三十二度二十九分十二秒）から二百四十九度四百メートルの地点を中心として九百メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 郡中 | 栄町水準点（二・八八メートル）から零度三百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 松川 | 大可賀新田西北端から興居島黒埼まで引いた線、同島神埼から白石鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 北條 | 北條港燈柱（北緯三十三度五十八分二十一秒東経百三十二度四十六分二十四秒）を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 今治 | 蒼社川口右岸突端から零度に引いた線、大浜燈台（北緯三十四度五分十二秒東経百三十二度五十九分四十八秒）から百二十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 菊間 | 菊間港防波堤突端燈台（北緯三十四度二分東経百三十二度五十分二十秒）を中心として七百メートルの半径を有する円内の海面及び菊間川予讃本線鉄橋下流の河川水面 |
| | 中生川 | 大明神川口三角点（四・七メートル）を中心として四千メートルの半径を有する円弧、同三角点から六十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 西條 | 三角点（四・四メートル）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 新居浜 | 御代島三角点（七五メートル）から百三十五度千メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 三島 | 三島港防波堤燈台（北緯三十三度五十九分東経百三十三度三十二分四十二秒）から二百三度三百五十メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 川之江 | 城山三角点（六二・二メートル）から三十一度六百メートルの地点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 岡村 | 観音埼から龍神岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 宮浦 | 御串山泊ケ鼻から道明ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 甲浦 | 唐人ケ鼻から葛島西端まで引いた線、同島東端から零度に引いた線、高知縣と徳島縣の境界海岸から二子島南端まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 室戸岬鷺 | 手斧岬鷺南端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 室津 | 馬鷺南西端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面及び室津川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 高知 | 龍頭埼燈台（北緯三十三度二十九分三十七秒東経百三十三度三十四分三十秒）から九十度千八百メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 宇佐 | 白ノ鼻（龍埼）から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 須崎 | 角谷ノ岬からコーギノ鼻まで引いた線及び地岸により囲まれた海面 |
| | 久礼 | 並びに櫻川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 上ノ加江 | 小草鼻から雙名南島南端まで引いた線、同地点から雙名北島南端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 上川口 | 加江埼から押岡埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 奈半利 | 三角点（四七・五メートル）を中心として千百メートルの半径を有する円内の海面及び蜷川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 下田 | 羽根岬から二百七十度二千メートルの地点まで引いた線、同地点から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに奈半利川最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 清水 | 道崎三角点（五五メートル）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面並びに四万十川山路渡船場から零度に引いた線以東の後川及び四万十川の河川水面 |
| | 片島 | 大浦鼻から遠見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 福岡 | 大島東端及び西端からそれぞれ零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 加布里 | 鷺ノ首から配埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| | 博多 | 満切から残島北端まで引いた線、同島浜埼から妙見岬（小戸鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに石堂川及び那珂川各最下流道路橋下流の河川水面 |
| | 芦屋 | 魚見山三角点（四三・五メートル）を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面 |
| | 苅田 | 神島三角点（五六・九メートル）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面 |
| | 宇島 | 八幡町三角点（一二・三メートル）から三十度八百メートルの地点を中心として二千五百メートルの半径を有する円内の海面及び桂齋川最下流道路橋下流の河川水面 |

| | |
|---|---|
| 東吉富 | 中津市大江新開三角点(四・三メートル)を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び山口川山國橋下流の河川水面 |
| 三池 | 三池ノ燈頂北緯三十三度六秒東経百三十度二十三分四十二秒)を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面(船きよを含む) |
| 大牟田 | 四ツ山山頂から八度千九百メートルの地点を中心として四千五百メートルの半径を有する円弧、三池港境界線及び陸岸により囲まれた海面並びに諏訪川最下流鉄橋下流の河川水面 |
| 若津 | 浜武村三角点(七・一メートル)を中心として二千七百メートルの半径を有する円内の海面及び筑後川大中島北東端から百三十五度に引いた線以南の筑後川の河川水面中福岡縣地先部分 |
| 佐賀 伊万里 | 佐賀縣と長崎縣の境界海岸から福島石岩鼻まで引いた線、煤屋埼から三百十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに伊万里川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 呼子 | 友埼から加部島東端まで引いた線、同島北西端から波戸岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 唐津 | 高島北端から二百九十三度に引いた線、同島南東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに松浦川松浦橋下流の河川水面 |
| 住ノ江 | 船津川口右岸突端から二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに住ノ江川の牛津川流入口下流の河川水面 |
| 諸富 | 掘三角点(四・八メートル)から百八十度に引いた線、大中島南西端から百三十五度に引いた線、太堂川口左岸突端から百三十五度に引いた線及び同地点から三百十五度に引いた線により囲まれた河川水面中佐賀縣地先部分 |
| 長崎 島原 | 梶掛瀬から二百七十度に引いた線、同地点から上鳥帽子瀬、子持島及び鷹島を経て龍宮島東端まで引いた線、同島北端から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 口ノ津 | 宮埼鼻から百八十度に引いた線、臼間埼から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 小浜 | 高石から小田鼻石まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 茂木 | 汐見埼を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面 |
| 長崎 | 小瀬戸浦南東端から鼠島外端を経て蔭ノ尾島長刀埼まで引いた線、同島三角点(四六・二メートル)から百八十度に香焼島まで引いた線、同島石燈籠ノ鼻から堂ノ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦上川及び中島川各最下流道路橋下流の河川水面 |
| 式見 | 端埼から神樂島立標まで引いた線、同標から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 瀬戸 | 結神北西端から　埼西端まで引いた線、同地点から福島西端まで引いた線、同島南端から唐芋埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 〃 | 新城南端から白島北端まで引いた線、同島南端から玖島埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 大村 | 鶴埼から崎戸島北西端まで引いた線、同島南端から宇島北端まで引いた線、同地点から折瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 崎戸 | 向後埼から水尻鼻まで引いた線、猪首ノ鼻から朽木埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 佐世保 | 大埼から三百四十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 相浦 | 魚見埼からコゴ瀬まで引いた線、同瀬から黒島を見透した線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 臼浦 | 銭立鼻から高槻島西端を見透した線及び陸岸により囲まれた海面並びに江迎川江迎橋下流の河川水面 |
| 江迎 | 波戸埼から南龍埼まで引いた線、同埼から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 田平 | 天神埼から三十度千メートルの地点まで引いた線、同地点から石切鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 福江 | 和島北端から三百十五度に引いた線、同島東端から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 富江 | 野埼から麗尾鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 今福 | 小浦北端から島山島西端まで引いた線、同島黒瀬崎から九十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 玉ノ浦 | 埼埼から首曲鼻まで引いた線、三角から白浜まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 岐宿 | 掛リ先鼻から末津島西端まで引いた線、同島南端から鳴神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 奈留島 | 丸瀬鼻から福見埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 奈良尾 | 野首埼から榎津三角点(一二二・六メートル)まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 有川 | 一本松鼻からエビス鼻まで引いた線、穴ノ口から内ノ雷鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 笛吹 | 山姥埼から黒子島東端を経て坊主瀬ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 平戸 | 鳥瀬埼から九十度千五百メートルの地点まで引いた線、同地点から百八十度に引いた線、呼埼から潮見埼まで引いた線及び陸岸により |
| 生月 | |

| | |
|---|---|
| 津吉 | 囲まれた海面 |
| 大島 | 坊山埼から待鹿埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面<br>曲鼻から百八十度六百メートルの地点まで引いた線、同地点から九十度に引いた線、ツルノサガリ鼻から百八十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 芦辺 | 若宮埼から龍神岬（龍神鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 郷浦 | 細埼から烏帽子埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 勝本 | 勝本北東端から名烏島（名烏巣島）北東端まで引いた線、同島北端から若宮島北東端まで引いた線、同島西端から烏屋鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 比田勝 | 尉殿埼から礪ノ埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 佐須奈 | 立場埼からトロク埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに浦之浜川及び大戸川各最下流道路橋下流の河川水面 |
| 嚴原 | 虎埼から耶良埼（蹉釈迦鼻）まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 豆酘 | 豆酘埼から小母埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| **熊本** | |
| 水俣 | 明神埼を中心として千七百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 佐敷 | 鶴木山番所ノ鼻惠比須岩から唐船岩を経て京泊鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに湯浦川右岸の湯浦村と佐敷町の境界から二百二十五度に引いた線以北の湯浦川及び佐敷川最下流鉄橋下流の河川水面 |
| 八代 | 加賀島三角点（二八・七メートル）を中心として五千メートルの半径を有する円内の海面並びに前川及び球磨川各最下流道路橋下流の河川水面 |
| 三角 | 瀬戸ノ鼻から大矢野島金比羅鼻まで引いた線、同島塔ケ埼から千束島六四郎鼻まで引いた線、黒埼から百八十度に引いた線、戸馳島燈台（北緯三十二度三十四分二十四秒東経百三十度二十九分二十七秒）から二百十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 百貫 | 白川口左岸突端から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに権現山三角点（二七三・二メートル）から百八十度に引いた線以西の白川及び坪井川の河川水面 |
| 長洲 | 暴風信号標を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 本渡 | 茂木根埼から百三十五度に引いた線、五色島三角点（一七・八メートル）から九十度及び二百七十度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣瀬川今釜橋、舟橋川小松原橋、町山口川昭和橋、南川昭南橋及び亀川明亀橋各下流の河川水面 |

| | |
|---|---|
| 牛深 | 宮崎三角点（五二メートル）を中心として二千二百メートルの半径を有する円弧、下亀須島天附三角点（四三メートル）から零度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 冨岡 | 巴埼から志岐村と冨岡町の境界海岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 鬼池 | 鬼池港防波堤燈台（北緯三十二度三十二分三十八秒東経百三十度一分三十一秒）を中心として八百メールの半径を有する円内の海面 |
| **大分** | |
| 中津 | 大江新開三角点（四・三メートル）を中心として三千メートルの半径を有する円内の海面及び山國川最下流鉄橋下流の河川水面 |
| 竹田津 | 琵琶埼から太郎岩を経て亀埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 守江 | 権現鼻（崩レ鼻）から四十五度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに八坂川錦江橋及び高山川永代橋各下流の河川水面 |
| 別府 | 高崎山山頂から松ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 大分 | 大分港北突堤燈台（北緯三十三度十四分五十四秒東経百三十一度三十五分二十四秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 鶴崎 | 水準点（三・三四メートル）を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面並びに大野川及び乙津川各最下流鉄橋下流の河川水面 |
| 佐賀関 | 流泉鼻から馬ノ礁まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 臼杵 | 天神ケ鼻から三百三十七度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 津久見 | 千怒埼から横浦埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに青江川最下流鉄橋下流の河川水面 |
| 佐伯 | 番匠川口右岸突端から東島東端まで引いた線、下り松鼻から大入島守後鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに長島川海運橋、中江川及び番匠川各最下流道路橋各下流の河川水面 |
| 浦江 | 米搗鼻から雀ケ瀬鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| **宮崎** | |
| 延岡 | 九ケ島三角点（二・八メートル）から四十度千八百五十メートルの地点を中心として二千三百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面 |
| 土々呂 | ヨボ埼から鯛名岬前面岩礁を経て同岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 細島 | 細島埼から松ケ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 宮崎 | 今村三角点（二・一メートル）を中心として四千メートルの半径を有する円内の海面及び大淀川高松橋下流の河川水面 |
| 内海 | 内海港防波堤燈台（北緯三十一度四十五分七秒東経百三十一度二十 |

| | |
|---|---|
| 油津 | 八分三十八秒）を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び内海川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 外浦 | 尾伏鼻から長崎鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに堀川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 福島 | 御菅埼から祇園埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面<br>隠現鼻を中心として千三百メートルの半径を有する円内の海面及び同円内の河川水面 |
| 鹿児島 志布志 | 志布志港導燈の低燈（北緯三十一度二十八分十二秒東経百三十一度六分四十一秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 内之浦 | 火ノ埼から高埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに廣瀬川内之浦橋下流の河川水面 |
| 大泊 | 波山鼻を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 大根占 | 城ヶ崎突端を中心として千五百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 垂水 | 垂水三角点（八三・八メートル）から三百四十度五百メートルの地点を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び本城川垂水橋下流の河川水面 |
| 鹿屋 | 北防波堤基点を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| 鹿児島 | 鹿児島新波止場北燈社（北緯三十一度三十五分四十一秒東経百三十度三十四分三秒）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面 |
| 山川 | 大山埼から金比羅ノ鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面<br>赤崩鼻から山立神鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面 |
| 枕崎 | 山神鼻を中心として千メートルの半径を有する円内の海面 |
| 野間池 | 串木野港北防波堤燈台（北緯三十一度四十二分二十五秒東経百三十度十五分四十秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び五反田川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 串木野 | 黒瀬岩北端を中心として千メートルの半径を有する円内の海面並びに川内川鹿児島本線鉄橋下流の河川水面 |
| 川内 | 阿久根港防波堤燈台（北緯三十二度五十二秒東経百三十度十一分四十二秒）を中心として二千メートルの半径を有する円内の海面及び高松川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 阿久根 | 米ノ津港北防波堤燈台（北緯三十二度七分三十六秒東経百三十度二十分三十六秒）を中心として千九百メートルの半径を有する円内の海面及び米ノ津川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 米ノ津 | 洲ノ埼から箱埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面<br>倉妻埼から串埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面<br>平松山三角（一六四メートル）を中心として千八百メートルの半径を有する円内の海面及び一湊川最下流道路橋下流の河川水面 |
| 西之表 | |
| 中甑 | |
| 一湊 | |

港域法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の末尾に掲載〕

〔川野芳滿君登壇〕

**○川野芳滿君**　ただいま議題となりました港域法案について、運輸及び交通委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本案は、六月十日、本委員会に付託され、十四日、政府より提案理由の説明を聴取したのでありますが、その要旨は、さきに制定されました海上保安廳法第一條におきまして、河川の口にある港と河川との境界は別に法律でこれを定めることになつており、また本法案と同時に今回提案されました港則法案第二條におきましても、港の区域は別に法律でこれを定めることになつておりますので、直接には、これらの法律の要請に應ずるとともに、港の区域が法令によつて從來とかく不統一でありましたので、本法によつて港の区域を統一せんとするものであります。

本案においては、別表によつて、四百十八の港についてその区域を定めておるのでありますが、船員法との関係上、その適用について適当でない場合も生じますので、本委員会においては、慎重に審議した結果、各派共同による次のような修正案を得たのであります。すなわち、附則に次の一項を加える。

運輸大臣は、政令の定めるところにより、船員法（昭和二十二年法律第百号）第一條第二項第二号の適用について、当分の間特に港を指定し、この法律の定める港の区域と異なる区域を定めることができる。

爾余の点については格別問題とすることもありませんので、詳細は会議録に譲ることにいたします。

しかして本委員会としては、二十九日質疑を終了し、昨三十日、各派共同による右修正案及び原案について採決の結果、本案を修正議決した次第であります。

以上、はなはだ簡單でありますが、御報告申し上げます。（拍手）

**○議長（松岡駒吉君）**　採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（松岡駒吉君）**　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。（拍手）

---

第八　刑事訴訟法を改正する法律案（内閣提出）

第九　人身保護法案（参議院提出）

**○議長（松岡駒吉君）**　日程第八、刑事訴訟法を改正する法律案、日程第九、人身保護法案、右両案は同一の委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。司法委員長井伊誠一君。

刑事訴訟法を改正する法律案

刑事訴訟法目次

第一編　総則
第一章　裁判所の管轄
第二章　裁判所職員の除斥及び忌避
第三章　訴訟能力
第四章　弁護及び補佐
第五章　裁判
第六章　書類及び送達
第七章　期間
第八章　被告人の召喚、勾引及び勾留
第九章　押收及び捜索

第十章　検証
第十一章　証人尋問
第十二章　鑑定
第十三章　通訳及び飜訳
第十四章　証拠保全
第十五章　訴訟費用
第二編　第一審
第一章　捜査
第二章　公訴
第三章　公判
第一節　公判準備及び公判手続
第二節　証拠
第三節　公判の裁判
第三編　上訴
第一章　通則
第二章　控訴
第三章　上告
第四章　抗告
第四編　再審
第五編　非常上告
第六編　略式手続
第七編　裁判の執行

刑事訴訟法

第一編　総則

第一條　この法律は、刑事事件につき、公共の福祉の維持と個人の基本的人権の保障とを全うしつつ、事案の眞相を明らかにし、刑罰法令を適正且つ迅速に適用実現することを目的とする。

第一章　裁判所の管轄

第二條　裁判所の土地管轄は、犯罪地又は被告人の住所、居所若しくは現在地による。

國外に在る日本船舶内で犯した罪については、前項に規定する地の外、その船舶の船籍の所在地又は犯罪後その船舶の寄泊した地による。

第三條　事物管轄を異にする数個の事件が関連するときは、上級の裁判所は、併せてこれを管轄することができる。

高等裁判所の特別権限に属する事件と他の事件とが関連するときは、高等裁判所は、併せてこれを管轄することができる。

第四條　事物管轄を異にする数個の関連事件が上級の裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、上級の裁判所は、決定で管轄権を有する下級の裁判所にこれを移送することができる。

第五條　数個の関連事件が各別に上級の裁判所及び下級の裁判所に係属するときは、事物管轄にかかわらず、上級の裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。

高等裁判所の特別権限に属する事件が高等裁判所に係属し、これと関連する事件が下級の裁判所に係属するときは、高等裁判所は、決定で下級の裁判所の管轄に属する事件を併せて審判することができる。

第六條　土地管轄を異にする数個の事件が関連するときは、一個の事件につき管轄権を有する裁判所は、併せて他の事件を管轄することができる。但し、他の法律の規定により特定の裁判所の管轄に属する事件は、これを管轄することができない。

第七條　土地管轄を異にする数個の関連事件が同一裁判所に係属する場合において、併せて審判することを必要としないものがあるときは、その裁判所は、決定で管轄権を有する他の裁判所にこれを移送することができる。

第八條　数個の関連事件が各別に事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、各裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定でこれを一の裁判所に併合することができる。

前項の場合において各裁判所の決定が一致しないときは、各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で事件を一の裁判所に併合することができる。

第九條　数個の事件は、左の場合に関連するものとする。

一　一人が数罪を犯したとき。

二　数人が共に同一又は別個の罪を犯したとき。

三　数人が通謀して各別に罪を犯したとき。

犯人藏匿の罪、証憑湮滅の罪、僞証の罪、虛僞の鑑定通訳の罪及び贓物に関する罪とその本犯の罪とは、共に犯したものとみなす。

第十條　同一事件が事物管轄を異にする数個の裁判所に係属するときは、上級の裁判所が、これを審判する。

上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で管轄権を有する下級の裁判所にその事件を審判させることができる。

第十一條　同一事件が事物管轄を同じくする数個の裁判所に係属するときは、最初に公訴を受けた裁判所が、これを審判する。

各裁判所に共通する直近上級の裁判所は、検察官又は被告人の請求により、決定で後に公訴を受けた裁判所にその事件を審判させることができる。

第十二條　裁判所は、事実発見のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十三條　訴訟手続は、管轄違の理由によつては、その効力を失わない。

第十四條　裁判所は、管轄権を有しないときでも、急速を要する場合には、事実発見のため必要な処分をすることができる。

前項の規定は、受命裁判官にこれを準用する。

第十五條　検察官は、左の場合には、関係のある第一審裁判所に共通する直近上級の裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

一　裁判所の管轄区域が明らかでないため管轄裁判所が定まらないとき。

二　管轄違を言い渡した裁判が確定した事件について他に管轄裁判所がないとき。

第十六條　法律による管轄裁判所がないとき、又はこれを知ることができないときは、検事総長は、最高裁判所に管轄指定の請求をしなければならない。

第十七條　検察官は、左の場合には、直近上級の裁判所に管轄移轉の請求をしなければならない。

一　管轄裁判所が法律上の理由又は特別の事情により裁判権を行うことができないとき。

二　地方の民心、訴訟の状況その他の事情により裁判の公平を維持することができない虞があるとき。

前項各号の場合には、被告人も管轄移轉の請求をすることができる。

第十八條　犯罪の性質、地方の民心その他の事情により管轄裁判所が審判をするときは公安を害する虞があると認める場合には、検事総長は、最高裁判所に管轄移轉の請求をしなければならない。

第十九條　裁判所は、適当と認めるときは、検察官若しくは被告人の請求により又は職権で、決定を以て、その管轄に属する事件を事物管轄を同じくする他の管轄裁判所に移送することができる。

移送の決定は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることができない。

移送の決定又は移送の請求を却下する決定に対しては、その決定により著しく利益を害される場合に限り、その事由を疎明して、即時抗告をすることができる。

第二章　裁判所職員の除斥及び忌避

第二十條　裁判官は、左の場合には、職務の執行から除斥される。

一　裁判官が被害者であるとき。

二　裁判官が被告人又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。

三　裁判官が被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人又は保佐人であるとき。

四　裁判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五　裁判官が事件についた被告人の代理人、弁護人又は補佐人となつたとき。

六　裁判官が事件について検察官又は司法警察員の職務を行つたとき。

七　裁判官が事件について第二百六十六條第二号の決定、略式命令、前審の裁判、第三百九十八條乃至第四百條、第四百十二條若しくは第四百十三條の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となつた取調に関與したとき。但し、受託裁判官として関與した場合は、この限りでない。

第二十一條　裁判官が職務の執行から除斥されるべきとき、又は不公平な裁判をする虞があるときは、検察官又は被告人は、これを忌避することができる。

弁護人は、被告人のため忌避の申立をすることができる。但し、被告人の明示した意思に反することはできない。

第二十二條　事件について請求又は陳述をした後には、不公平な裁判をする虞があることを理由として裁判官を忌避することはできない。但し、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

第二十三條　合議体の構成員である裁判官が忌避されたときは、その裁判官所属の裁判所が、決定をしなければならない。この場合においてその裁判所が地方裁判所であるときは、合議体で決定をしなければならない。

地方裁判所の一人の裁判官が忌避されたときはその裁判官所属の裁判所が、簡易裁判所の裁判官が忌避されたときは管轄地方裁判所が、合議体で決定をしなければならない。但し、忌避された裁判官が忌避の申立を理由があるものとするときは、その決定があつたものとみなす。

忌避された裁判官は、前二項の決定に関與することができない。

裁判所が忌避された裁判官の退去により決定をすることができないときは、直近上級の裁判所が、決定をしなければならない。

第二十四條　訴訟を遅延させる目的のみでされたことの明らかな忌避の申立は、決定でこれを却下しなければならない。この場合には、前條第三項の規定を適用しない。

第二十二條の規定に違反し、又は裁判所の規則で定める手続に違反してされた忌避の申立を却下する場合も、同様である。

前項の場合には、忌避された受命裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立を却下する裁判をすることができる。

第二十五條　忌避の申立を却下する決定に対しては、即時抗告することができる。

第二十六條　この章の規定は、第二十條第七号の規定を除いて、裁判所書記にこれを準用する。

決定は、裁判所書記所属の裁判所がこれをしなければならない。但し、第二十四條第一項の場合には、裁判所書記の附属する受命裁判官が、忌避の申立を却下する裁判をすることができる。

## 第三章　訴訟能力

第二十七條　被告人又は被疑者が法人であるときは、その代表者が、訴訟行爲についてこれを代表する。数人が共同して法人を代表する場合にも、訴訟行爲については、各自が、これを代表する。

第二十八條　刑法第三十九條乃至第四十一條の規定を適用しない罪にあたる事件について、被告人又は被疑者が意思能力を有しないときは、その法定代理人（親権者が二人あるときは、各自。以下同じ。）が、訴訟行爲についてこれを代理する。

第二十九條　前二條の規定により被告人を代表し、又は代理する者がないときは、検察官の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

前二條の規定により被疑者を代表し、又は代理する者がない場合において、検察官、司法警察員又は利害関係人の請求があつたときも、前項と同様である。

特別代理人は、被告人又は被疑者を代表し又は代理して訴訟行爲をする者ができるまで、その任務を行う。

## 第四章　弁護及び補佐

第三十條　被告人又は被疑者は、何時でも弁護人を選任することができる。

被告人又は被疑者の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、独立して弁護人を選任することができる。

第三十一條　弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

簡易裁判所又は地方裁判所においては、裁判所の許可を得たときは、弁護士でない者を弁護人に選任することができる。但し、地方裁判所においては、他に弁護士の中から選任された弁護人がある場合に限る。

第三十二條　公訴の提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有する。公訴の提起後における弁護人の選任は、審級ごとにこれをしなければならない。

第三十三條　被告人に数人の弁護人があるときは、裁判所の規則の定めるところにより、その一人を主任弁護人とする。但し、地方裁判所においては、弁護士でない者を主任弁護人とすることはできない。

第三十四條　主任弁護人は、裁判所の規則の定めるところにより、弁護人に対する訴訟行爲又は弁護人のする訴訟行爲について他の弁護人を代表する。但し、第二百九十三條第二項に規定する陳述については、この限りでない。

第三十五條　裁判所は、特別の事情があるときは、弁護人の数を各被告人について三人までに制限することができる。

被疑者の弁護人の数は、各被疑者について三人を超えることができない。

第三十六條　被告人が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判所は、その請求により、被告人のため弁護人を附しなければならない。但し、被告人以外の者が選任した弁護人がある場合は、この限りでない。

第三十七條　左の場合に被告人に弁護人がないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

一　被告人が未成年者であるとき。

二　被告人が年齢七十年以上の者であるとき。

三　被告人が耳の聞えない者又は口のきけない者であるとき。

四　被告人が心神喪失者又は心神耗弱者である疑があるとき。

五　その他必要と認めるとき。

第三十八條　この法律の規定に基いて裁判所又は裁判長が附すべき弁護人は、弁護士の中からこれを選任しなければならない。

前項の規定により選任された弁護人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第三十九條　身体の拘束を受けている被告人又は被疑者は、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者（弁護士でない者にあつては、第三十一條第二項の許可があつた後に限る。）と立会人なくして接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。

前項の接見又は授受については、法令（裁判所の規則を含む。以下同じ。）で、被告人又は被疑者の逃亡、罪証の隠滅又は戒護に支障のある物の授受を防ぐため必要な措置を規定することができる。

検察官、検察事務官又は司法警察職員（司法警察員及び司法巡査をいう。以下同じ。）は、捜査のため必要があるときは、公訴の提起前に限り、第一項の接見又は授受に関し、その日時、場所及び時間を指定することができる。但し、その指定は、被疑者が防禦の準備をする権利を不当に制限するようなものであつてはならない。

第四十條　弁護人は、公訴の提起後は、裁判所において、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、証拠物を謄写するについては、裁判長の許可を受けなければならない。

第四十一條　弁護人は、この法律に特別の定のある場合に限り、独立して訴訟行為をすることができる。

第四十二條　被告人の法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹は、何時でも補佐人となることができる。

補佐人となるには、審級ごとにその旨を届け出なければならない。

補佐人は、被告人の明示した意思に反しない限り、被告人がすることのできる訴訟行為をすることができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

## 第五章　裁判

第四十三條　判決は、この法律に特別の定のある場合を除いては、口頭弁論に基いてこれをしなければならない。

決定又は命令は、口頭弁論に基いてこれをすることを要しない。

決定又は命令をするについて必要がある場合には、事実の取調をすることができる。

前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

第四十四條　裁判には、理由を附しなければならない。

上訴を許さない決定又は命令には、理由を附することを要しない。但し、第四百二十八條第二項の規定により異議の申立をすることができる決定については、この限りでない。

第四十五條　判決以外の裁判は、判事補が一人でこれをすることができる。

第四十六條　被告人その他訴訟関係人は、自己の費用で、裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本の交付を請求することができる。

## 第六章　書類及び送達

第四十七條　訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。但し、公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合は、この限りでない。

第四十八條　公判期日における訴訟手続については、公判調書を作成しなければならない。

公判調書には、裁判所の規則の定めるところにより、公判期日における審判に関する重要な事項を記載しなければならない。

公判調書は、各公判期日後できる限り速やかに、これを整理しなければならない。

第四十九條　被告人に弁護人がないときは、公判調書は、裁判所の規則の定めるところにより、被告人も、これを閲覧することができる。被告人は、読むことができないとき、又は目の見えないときは、公判調書の朗読を求めることができる。

第五十條　公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人の供述の要旨を告げなければならない。この場合において、請求をした検察官、被告人又は弁護人が証人の供述の要旨の正確性につき異議を申し立てたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

第五十一條　検察官、被告人又は弁護人は、公判調書の記載の正確性につき異議を申し立てることができる。異議の申立があつたときは、その旨を調書に記載しなければならない。

前項の異議の申立は、遅くとも当該審級における最終の公判期日後十四日以内にこれをしなければならない。但し、最終の公判期日後に整理された公判調書については、整理ができた日から十四日以内にこれをすることができる。

被告人及び弁護人の出頭なくして開廷した公判期日の公判調書が、次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所書記は、次回の公判期日において又はその期日までに、出頭した被告人又は弁護人に前回の公判期日における審理に関する重要な事項を告げなければならない。

第五十二條　公判期日における訴訟手続で公判調書に記載されたものは、公判調書のみによつてこれを証明することができる。

第五十三條　何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる。但し、訴訟記録の保存又は裁判所若しくは検察廳の事務に支障のあるときは、この限りでない。

弁論の公開を禁止した事件の訴訟記録又は一般の閲覧に適しないものとしてその閲覧が禁止された訴訟記録は、前項の規定にかかわらず、訴訟関係人又は閲覧につき正当な理由があつて特に訴訟記録の保管者の許可を受けた者でなければ、これを閲覧することができない。

日本國憲法第八十二條第二項但書に掲げる事件については、閲覧を禁止することはできない。

訴訟記録の保管及びその閲覧の手数料については、別に法律で、これを定める。

第五十四條　書類の送達については、裁判所の規則に特別の定のある場合を除いては、民事訴訟に関する法令の規定（公示送達に関する規定を除く。）を準用する。

## 第七章　期間

第五十五條　期間の計算については、時で計算するものは、即時からこれを起算し、日、月又は年で計算するものは、初日を算入しない。但し、時効期間の初日は、時間を論じないで一日としてこれを計算する。

月及び年は、暦に従つてこれを計算する。

期間の末日が日曜日、一月一日、二日四日、十二月二十九日三十日三十一日又は一般の休日として指定された日にあたるときは、これを期間に算入しない。但し、時効期間については、この限りでない。

第五十六條　法定の期間は、裁判所の規則の定めるところにより、訴訟行為をすべき者の住居又は事務所の所在地と裁判所又は検察廳の所在地との距離及び交通通信の便

否に従い、これを延長することができる。

前項の規定は、宣告した裁判に対する上訴の提起期間には、これを適用しない。

## 第八章　被告人の召喚、勾引及び勾留

第五十七條　裁判所は、裁判所の規則で定める相当の猶予期間を置いて、被告人を召喚することができる。

第五十八條　裁判所は、左の場合には、被告人を勾引することができる。

一　被告人が定まつた住居を有しないとき。

二　被告人が、正当な理由がなく、召喚に應じないとき、又は應じない虞があるとき。

第五十九條　勾引した被告人は、裁判所に引致した時から二十四時間以内にこれを釈放しなければならない。但し、その時間内に勾留状が発せられたときは、この限りでない。

第六十條　裁判所は、被告人が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、これを勾留することができる。但し、五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる事件については、被告人が定まつた住居を有しない場合に限る。

第六十一條　被告人の勾留は、被告人に対し被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ、これをすることができない。但し、被告人が逃亡した場合は、この限りでない。

第六十二條　被告人の召喚、勾引又は勾留は、召喚状、勾引状又は勾留状を発してこれをしなければならない。

第六十三條　召喚状には、被告人の氏名及び住居、罪名、出頭すべき年月日時及び場所並びに正当な理由がなく出頭しないときは勾引状を発することがある旨その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條　勾引状又は勾留状には、被告人の氏名及び住居、罪名、公訴事実の要旨、引致すべき場所又は勾留すべき監獄、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長又は受命裁判官が、これに記名押印しなければならない。

被告人の氏名が明らかでないときは、人相、体格その他被告人を特定するに足りる事項で被告人を指示することができる。

被告人の住居が明らかでないときは、これを記載することを要しない。

第六十五條　召喚状は、これを送達する。

被告人から期日に出頭する旨を記載した書面を差し出し、又は出頭した被告人に対し口頭で次回の出頭を命じたときは、召喚状を送達した場合と同一の効力を有する。口頭で出頭を命じた場合には、その旨を調書に記載しなければならない。

裁判所に近接する監獄にいる被告人に対しては、監獄官吏に通知してこれを召喚することができる。この場合には、被告人が監獄官吏から通知を受けた時に召喚状の送達があつたものとみなす。

第六十六條　裁判所は、被告人の現在地の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に被告人の勾引を嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

嘱託又は移送を受けた裁判官は、勾引状を発しなければならない。

第六十四條の規定は、前項の勾引状についてこれを準用する。この場合においては、勾引状に嘱託によつてこれを発する旨を記載しなければならない。

第六十七條　前條の場合には、嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人が人違でないかどうかを取り調べなければならない。

被告人が人違でないときは、速やかに且つ直接これを指定された裁判所に送致しなければならない。この場合には、嘱託によつて勾引状を発した裁判官は、被告人が指定された裁判所に到着すべき期間を定めなければならない。

前項の場合には、第五十九條の期間は、被告人が指定された裁判所に到着した時からこれを起算する。

第六十八條　裁判所は、必要があるときは、指定の場所に被告人の出頭又は同行を命ずることができる。被告人が正当な理由がなくこれに應じないときは、その場所に勾引することができる。この場合には、第五十九條の期間は、被告人をその場所に引致した時からこれを起算する。

第六十九條　裁判長は、急速を要する場合には、第五十七條乃至第六十二條、第六十五條、第六十六條及び前條に規定する処分をし、又は合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十條　勾引状又は勾留状は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、急速を要する場合には、裁判長、受命裁判官又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官は、その執行を指揮することができる。

監獄にいる被告人に対して発せられた勾留状は、検察官の指揮によつて、監獄官吏がこれを執行する。

第七十一條　検察事務官又は司法警察職員は、必要があるときは、管轄区域外で、勾引状を執行し、又はその地の検察事務官若しくは司法警察員にその執行を求めることができる。

第七十二條　被告人の現在地が判らないときは、裁判長は、検事長にその捜査及び勾引状の執行を嘱託することができる。

嘱託を受けた検事長は、その管内の検察官に捜査及び勾引状の執行の手続をさせなければならない。

第七十三條　勾引状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された裁判所その他の場所に引致しなければならない。第六十六條第四項の勾引状については、これを発した裁判官に引致しなければならない。

勾留状を執行するには、これを被告人に示した上、できる限り速やかに且つ直接、指定された監獄に引致しなければならない。

勾引状又は勾留状を所持しない場合においても、急速を要するときは、前二項の規定にかかわらず、被告人に対し公訴事実の要旨及び令状が発せられている旨を告げて、その執行をすることができる。但し、令状は、できる限り速やかにこれを示さなければならない。

第七十四條　勾引状又は勾留状の執行を受けた被告人を護送する場合において必要があるときは、仮に最寄の監獄にこれを留置することができる。

第七十五條　勾引状の執行を受けた

被告人を引致した場合において必要があるときは、これを監獄に留置することができる。

第七十六條　被告人を勾引したときは、直ちに被告人に対し、公訴事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨並びに貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前項の告知は、合議体の構成員又は裁判所書記にこれをさせることができる。

第六十六條第四項の規定により勾引状を発した場合には、第一項の告知は、その勾引状を発した裁判官がこれをしなければならない。但し、裁判所書記にその告知をさせることができる。

第七十七條　逮捕又は勾引に引き続き勾留する場合を除いて被告人を勾留するには、被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により自ら弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を告げなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、公訴事実の要旨を告げれば足りる。

前條第二項の規定は、前二項の告知についてこれを準用する。

七十八條　勾引又は勾留された被告人は、裁判所又は監獄の長若しくはその代理者に弁護士又は弁護士会を指定して弁護人の選任を申し出ることができる。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

前項の申出を受けた裁判所又は監獄の長若しくはその代理者は、直ちに被告人の指定した弁護士又は弁護士会にその旨を通知しなければならない。被告人が二人以上の弁護士又は二以上の弁護士会を指定して前項の申出をしたときは、そのうちの一人の弁護士又は一の弁護士会にこれを通知すれば足りる。

第七十九條　被告人を勾留したときは、直ちに弁護人にその旨を通知しなければならない。被告人に弁護人がないときは、被告人の法定代理人、補佐人、配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹のうち被告人の指定する者一人にその旨を通知しなければならない。

第八十條　勾留されている被告人は、第三十九條第一項に規定する者以外の者と、法令の範囲内で、接見し、又は書類若しくは物の授受をすることができる。勾引状により監獄に留置されている被告人も、同様である。

第八十一條　裁判所は、逃亡し又は罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるときは、検察官の請求により又は職権で、勾留されている被告人と第三十九條第一項に規定する者以外の者との接見を禁じ、又はこれと授受すべき書類その他の物を検閲し、その授受を禁じ、若しくはこれを差し押えることができる。但し、糧食の授受を禁じ、又はこれを差し押えることはできない。

第八十二條　勾留されている被告人は、裁判所に勾留の理由の開示を請求することができる。

勾留されている被告人の弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族、兄弟姉妹その他利害関係人も、前項の請求をすることができる。

前二項の請求は、保釈、勾留の執行停止若しくは勾留の取消があつたとき、又は勾留状の効力が消滅したときは、その効力を失う。

第八十三條　開示の手続は、公開の法廷でこれをしなければならない。

法廷は、裁判官及び裁判所書記が列席してこれを開く。

被告人及びその弁護人が出頭しないときは、開廷することはできない。但し、被告人の出頭については、被告人が病氣その他やむを得ない事由によつて出頭することができず且つ被告人に異議がないとき、弁護人の出頭については、被告人に異議がないときは、この限りでない。

第八十四條　法廷においては、裁判長は、勾留の理由を告げなければならない。

被告人及び弁護人並びにこれらの者以外の請求者は、意見を述べることができる。検察官も、同様である。

第八十五條　開示の手続は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第八十六條　同一の勾留について第八十二條の請求が二以上ある場合には、開示の手続は、最初の請求についてこれを行う。その他の請求は、開示の手続が終つた後、決定でこれを却下しなければならない。

第八十七條　勾留の理由又は勾留の必要がなくなつたときは、裁判所は、検察官、勾留されている被告人若しくはその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消さなければならない。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十八條　勾留されている被告人又はその弁護人、法定代理人、保佐人、配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹は、保釈の請求をすることができる。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第八十九條　保釈の請求があつたときは、左の場合を除いては、これを許さなければならない。

一　被告人が死刑又は無期の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

二　被告人が前に死刑又は無期若しくは長期十年を超える懲役若しくは禁錮にあたる罪につき有罪の宣告を受けたことがあるとき。

三　被告人が常習として長期三年以上の懲役又は禁錮にあたる罪を犯したものであるとき。

四　被告人が罪証を隠滅する虞があるとき。

五　被告人の氏名及び住居が判らないとき。

第九十條　裁判所は、適当と認めるときは、職権で保釈を許すことができる。

第九十一條　勾留による拘禁が不当に長くなつたときは、裁判所は、第八十八條に規定する者の請求により、又は職権で、決定を以て勾留を取り消し、又は保釈を許さなければならない。

第八十二條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第九十二條　裁判所は、保釈を許す決定又は保釈の請求を却下する決定をするには、検察官の意見を聴かなければならない。

第九十三條　保釈を許す場合には、保証金額を定めなければならない。

保証金額は、犯罪の性質及び情状、証拠の証明力並びに被告人の性格及び資産を考慮して、被告人の出頭を保証するに足りる相当な金額でなければならない。

保釈を許す場合には、被告人の住居を制限しその他適当と認める

條件を附することができる。

第九十四條　保釈を許す決定は、保証金の納付があつた後でなければ、これを執行することができない。

裁判所は、保釈請求者でない者に保証金を納めることを許すことができる。

裁判所は、有價証券又は裁判所の適当と認める被告人以外の者の差し出した保証書を以て保証金に代えることを許すことができる。

第九十五條　裁判所は、適当と認めるときは、決定で、勾留されている被告人を親族、保護團体その他の者に委託し、又は被告人の住居を制限して、勾留の執行を停止することができる。

第九十六條　被告人が逃亡したとき、逃亡し若しくは罪証を隠滅すると疑うに足りる相当な理由があるとき、召喚を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は住居の制限その他裁判所の定めた條件に違反したときは、裁判所は、決定で保釈又は勾留の執行停止を取り消すことができる。

保釈を取り消す場合には、裁判所は、決定で保証金の全部又は一部を没取することができる。

保釈された者が、刑の言渡を受けその判決が確定した後、執行のため呼出を受け正当な理由がなく出頭しないとき、又は逃亡したときは、検察官の請求により、決定で保証金の全部又は一部を没取しなければならない。

第九十七條　上訴の提起期間内の事件でまだ上訴の提起がないものについて、勾留を取り消し、又は保釈若しくは勾留の執行停止をし、若しくはこれを取り消すべき場合には、原裁判所が、その決定をしなければならない。

上訴中の事件で訴訟記録が上訴裁判所に到達していないものについて前項の決定をすべき裁判所は、裁判所の規則の定めるところによる。

前二項の規定は、勾留の理由の開示をすべき場合にこれを準用する。

第九十八條　保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定があつたとき、又は勾留の執行停止の期間が満了したときは、検察事務官、司法警察職員又は監獄官吏は、検察官の指揮により、勾留状の謄本及び保釈若しくは勾留の執行停止を取り消す決定の謄本又は期間を指定した勾留の執行停止の決定の謄本を被告人に示してこれを收監しなければならない。

## 第九章　押收及び捜索

第九十九條　裁判所は、必要があるときは、証拠物又は没收すべき物と思料するものを差し押えることができる。但し、特別の定のある場合は、この限りでない。

裁判所は、差し押えるべき物を指定し、所有者、所持者又は保管者にその物の提出を命ずることができる。

第百條　裁判所は、被告人から発し、又は被告人に対して発した郵便物又は電信に関する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものを差し押え、又は提出させることができる。

前項の規定に該当しない郵便物又は電信に関する書類で通信事務を取り扱う官署その他の者が保管し、又は所持するものは、被告事件に関係があると認めるに足りる状況のあるものに限り、これを差し押え、又は提出させることができる。

前二項の規定により処分をしたときは、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。但し、通知によつて審理が妨げられる虞がある場合は、この限りでない。

第百一條　被告人その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第百二條　裁判所は、必要があるときは、被告人の身体、物又は住居その他の場所に就き、捜索をすることができる。

被告人以外の者の身体、物又は住居その他の場所については、押收すべき物の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、捜索をすることができる。

第百三條　公務員又は公務員であつた者が保管し、又は所持する物について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官廳の承諾がなければ、押收することはできない。但し、当該監督官廳は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四條　左に掲げる者が前條の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、押收をすることはできない。

一　衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者

二　内閣総理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者

前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百五條　医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理人、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため、保管し、又は所持する物で他人の秘密に関するものについては、押收を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、押收の拒絶が被告人のためのみにする權利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合をのぞく。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第百六條　公判廷外における差押又は捜索は、差押状又は捜索状を発してこれをしなければならない。

第百七條　差押状又は捜索状には、被告人の氏名、罪名、差し押えるべき物又は捜索すべき場所、身体若しくは物、有効期間及びその期間経過後は執行に着手することができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判長が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項の規定は、前項の差押状又は捜索状についてこれを準用する。

第百八條　差押状又は捜索状は、検察官の指揮によつて、検察事務官又は司法警察職員がこれを執行する。但し、裁判所が被告人の保護のため必要があると認めるときは、裁判長は、裁判所書記又は司法警察職員にその執行を命ずることができる。

裁判所は、差押状又は捜索状の執行に関し、その執行をする者に対し書面で適当と認める指示をすることができる。

前項の指示は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

第七十一條の規定は、差押状又は捜索状の執行についてこれを準用する。

第百九條　検察事務官又は裁判所書記は、差押状又は捜索状の執行について必要があるときは、司法警察職員に補助を求めることができる。

第百十條　差押状又は捜索状は、処分を受ける者に、これを示さなければならない。

第百十一條　差押状又は捜索状の執行については、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。公判廷で差押又は捜索をする場合も、同様である。

前項の処分は、押收物についても、これをすることができる。

第百十二條　差押狀又は捜索狀の執行中は、何人に対しても、許可を得ないでその場所に出入することを禁止することができる。

前項の禁止に從わない者は、これを退去させ、又は執行が終るまでこれに看守者を附することができる。

第百十三條　檢察官、被告人又は弁護人は、差押狀又は捜索狀の執行に立ち会うことができる。但し、身体の拘束を受けている被告人は、この限りでない。

差押狀又は捜索狀の執行をする者は、あらかじめ、執行の日時及び場所を前項の規定により立ち会うことができる者に通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示した場合及び急速を要する場合は、この限りでない。

裁判所は、差押狀又は捜索狀の執行について必要があるときは、被告人をこれに立ち会わせることができる。

第百十四條　公務所内で差押狀又は捜索狀の執行をするときは、その長又はこれに代るべき者に通知してその処分に立ち会わせなければならない。

前項の規定による場合を除いて、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内で差押狀又は捜索狀の執行をするときは、住居主若看守者又はこれらの者に代るべき者をこれに立ち会わせなければならない。これらの者を立ち会わせることができないときは、隣人又は地方公共團体の職員を立ち会わせなければならない。

第百十五條　女子の身体について捜索狀の執行をする場合には、成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

第百十六條　日出前、日没後には、令狀に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、差押狀又は捜索狀の執行のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。

日没前に差押狀又は捜索狀の執行に着手したときは、日没後でも、その処分を継続することができる。

第百十七條　左の場所で差押狀又は捜索狀の執行をするについては、前條第一項に規定する制限によることを要しない。

一　賭博、富くじ又は風俗を害する行爲に常用されるものと認められる場所

二　旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入することができる場所。但し、公開した時間内に限る。

第百十八條　差押狀又は捜索狀の執行を中止する場合において必要があるときは、執行が終るまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

第百十九條　捜索をした場合において証拠物又は没收すべきものがないときは、捜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

第百二十條　押收をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者に、これを交付しなければならない。

第百二十一條　運搬又は保管に不便な押收物については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。

危險を生ずる虞がある押收物は、これを廃棄することができる。

前二項の処分は、裁判所が特別の指示をした場合を除いては、差押狀の執行をした者も、これをすることができる。

第百二十二條　没收することができる押收物で滅失若しくは破損の虞があるもの又は保管に不便なものについては、これを賣却してその代價を保管することができる。

第百二十三條　押收物で留置の必要がないものは、被告事件の終結を待たないで、決定でこれを還付しなければならない。

押收物は、所有者、所持者、保管者又は差出人の請求により、決定で仮にこれを還付することができる。

前二項の決定をするについては、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。

第百二十四條　押收した贓物で留置の必要がないものは、被害者に還付すべき理由が明らかなときに限り、被告事件の終結を待たないで、檢察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、決定でこれを被害者に還付しなければならない。

前項の規定は、民事訴訟の手続に從い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

第百二十五條　押收又は捜索は、合議体の構成員にこれをさせ、又はこれをすべき地の地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

受命裁判官又は受託裁判官がする押收又は捜索については、裁判所がする押收又は捜索に関する規定を準用する。但し、第百條第三項の通知は、裁判所がこれをしなければならない。

第百二十六條　檢察事務官又は司法警察職員は、勾引狀又は勾留狀を執行する場合において必要があるときは、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、被告人の捜索をすることができる。この場合には、捜索狀は、これを必要としない。

第百二十七條　第百十一條、第百十二條、第百十四條及び第百十八條の規定は、前條の規定により檢察事務官又は司法警察職員がする捜索についてこれを準用する。但し、急速を要する場合は、第百十四條第二項の規定によることを要しない。

## 第十章　檢証

第百二十八條　裁判所は、事実発見のため必要があるときは、檢証をすることができる。

第百二十九條　檢証については、身体の檢査、死体の解剖、墳墓の発掘、物の破壊その他必要な処分をすることができる。

第百三十條　日出前、日没後には、住居主若しくは看守者又はこれらの者に代るべき者の承諾がなければ、檢証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることはできない。但し、日出後では檢証の目的を達することができない虞がある場合は、この限りでない。

日没前檢証に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

第百三十七條に規定する場所については、第一項に規定する制限によることを要しない。

第百三十一條　身体の檢査については、これを受ける者の性別、健康狀態その他の事情を考慮した上、特にその方法に注意し、その者の名誉を害しないように注意しなければならない。

女子の身体を檢査する場合には、医師又は成年の女子をこれに立ち会わせなければならない。

第百三十二條　裁判所は、身体の檢

査のため、被告人以外の者を裁判所又は指定の場所に召喚することができる。

第百三十三條　前條の規定により召喚を受けた者が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百三十四條　第百三十二條の規定により召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百三十五條　第百三十二條の規定による召喚に應じない者は、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

第百三十六條　第六十二條、第六十三條及び第六十五條の規定は、第百三十二條及び前條の規定による召喚について、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第六十七條、第七十條、第七十一條及び第七十三條第一項の規定は、前條の規定による勾引についてこれを準用する。

第百三十七條　被告人又は被告人以外の者が正当な理由がなく身体の検査を拒んだときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百三十八條　正当な理由がなく身体の検査を拒んだ者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百三十九條　裁判所は、身体の検査を拒む者を過料に処し、又はこれに刑を科しても、その効果がないと認めるときは、そのまま、身体の検査を行うことができる。

第百四十條　裁判所は、第百三十七條の規定により過料を科し、又は前條の規定により身体の検査をするにあたつては、あらかじめ、検察官の意見を聽き、且つ、身体の検査を受ける者の異議の理由を知るため適当な努力をしなければならない。

第百四十一條　検証をするについて必要があるときは、司法警察職員に補助をさせることができる。

第百四十二條　第百十二條乃至第百十四條、第百十八條及び第百二十五條の規定は、検証についてこれを準用する。

第十一章　証人尋問

第百四十三條　裁判所は、この法律に特別の定のある場合を除いては、何人でも証人としてこれを尋問することができる。

第百四十四條　公務員又は公務員であつた者が知り得た事実について、本人又は当該公務所から職務上の秘密に関するものであることを申し立てたときは、当該監督官庁の承諾がなければ証人としてこれを尋問することはできない。但し、当該監督官庁は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四十五條　左に掲げる者が前條の申立をしたときは、第一号に掲げる者についてはその院、第二号に掲げる者については内閣の承諾がなければ、証人としてこれを尋問することはできない。

一　衆議院若しくは参議院の議員又はその職に在つた者

二　内閣総理大臣その他の國務大臣又はその職に在つた者

前項の場合において、衆議院、参議院又は内閣は、國の重大な利益を害する場合を除いては、承諾を拒むことができない。

第百四十六條　何人も、自己が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

第百四十七條　何人も、左に掲げる者が刑事訴追を受け、又は有罪判決を受ける虞のある証言を拒むことができる。

一　自己の配偶者、三親等内の血族若しくは二親等内の姻族又は自己とこれらの親族関係があつた者

二　自己の後見人、後見監督人又は保佐人

三　自己を後見人、後見監督人又は保佐人とする者

第百四十八條　共犯又は共同被告人の一人又は数人に対し前條の関係がある者でも、他の共犯又は共同被告人のみに関する事項については、証言を拒むことはできない。

第百四十九條　医師、歯科医師、助産婦、看護婦、弁護士、弁理士、公証人、宗教の職に在る者又はこれらの職に在つた者は、業務上委託を受けたため知り得た事実で他人の秘密に関するものについては、証言を拒むことができる。但し、本人が承諾した場合、証言の拒絶が被告人のためのみにする権利の濫用と認められる場合（被告人が本人である場合を除く。）その他裁判所の規則で定める事由がある場合は、この限りでない。

第百五十條　召喚を受けた証人が正当な理由がなく出頭しないときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、出頭しないために生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百五十一條　証人として召喚を受け正当な理由がなく出頭しない者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百五十二條　召喚に應じない証人に対しては、更にこれを召喚し、又はこれを勾引することができる。

第百五十三條　第六十二條、第六十三條及び第六十五條の規定は、証人の召喚について、第六十二條、第六十四條、第六十六條、第六十七條、第七十條、第七十一條及び第七十三條第一項の規定は、証人の勾引についてこれを準用する。

第百五十四條　証人には、この法律に特別の定のある場合を除いて、宣誓をさせなければならない。

第百五十五條　宣誓の趣旨を理解することができない者は、宣誓をさせないで、これを尋問しなければならない。

前項に掲げる者が宣誓をしたときでも、その供述は、証言としての効力を妨げられない。

第百五十六條　証人には、その実験した事実により推測した事項を供述させることができる。

前項の供述は、鑑定に属するものでも、証言としての効力を妨げられない。

第百五十七條　検察官、被告人又は弁護人は、証人の尋問に立ち会うことができる。

証人尋問の日時及び場所は、あらかじめ、前項の規定により尋問に立ち会うことができる者にこれを通知しなければならない。但し、これらの者があらかじめ裁判所に立ち会わない意思を明示したときは、この限りでない。

第一項に規定する者は、証人の尋問に立ち会つたときは、裁判長に告げて、その証人を尋問することができる。

第百五十八條　裁判所は、証人の重要性、年齢、職業、健康状態その他の事情と事案の軽重とを考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、必要と認めるときは、裁判所外にこれを召喚し、

又はその現在場所でこれを尋問することができる。

前項の場合には、裁判所は、あらかじめ、検察官、被告人及び弁護人に、尋問事項を知る機会を與えなければならない。

検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問事項に附加して、必要な事項の尋問を請求することができる。

第百五十九條　裁判所は、検察官、被告人又は弁護人が前條の証人尋問に立ち会わなかつたときは、立ち会わなかつた者に、証人の供述の内容を知る機会を與えなければならない。

前項の証人の供述が被告人に予期しなかつた著しい不利益なものである場合には、被告人又は弁護人は、更に必要な事項の尋問を請求することができる。

裁判所は、前項の請求を理由がないものと認めるときは、これを却下することができる。

第百六十條　証人が正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだときは、決定で、五千円以下の過料に処し、且つ、その拒絶により生じた費用の賠償を命ずることができる。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百六十一條　正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、五千円以下の罰金又は拘留に処する。

前項の罪を犯した者には、情状により、罰金及び拘留を併科することができる。

第百六十二條　裁判所は、必要があるときは、決定で指定の場所に証人の同行を命ずることができる。

証人が正当な理由がなく同行に應じないときは、これを勾引することができる。

第百六十三條　裁判所外で証人を尋問すべきときは、合議体の構成員にこれをさせ、又は証人の現在地の地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。

受託裁判官は、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に轉嘱することができる。

受託裁判官は、受託事項について権限を有しないときは、受託の権限を有する他の地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官に嘱託を移送することができる。

受命裁判官又は受託裁判官は、証人の尋問に関し、裁判所又は裁判長に属する処分をすることができる。但し、第百五十條及び第百六十條の決定は、裁判所もこれをすることができる。

第百五十八條第二項及び第三項並びに第百五十九條に規定する手続は、前項の規定にかかわらず、裁判所がこれをしなければならない。

第百六十四條　証人は、旅費、日当及び宿泊料を請求することができる。但し、正当な理由がなく宣誓又は証言を拒んだ者は、この限りでない。

## 第十二章　鑑定

第百六十五條　裁判所は、学識経験のある者に鑑定を命ずることができる。

第百六十六條　鑑定人には、宣誓をさせなければならない。

第百六十七條　被告人の心神又は身体に関する鑑定をさせるについて必要があるときは、裁判所は、期間を定め、病院その他の相当な場所に被告人を留置することができる。

前項の留置は、留置状を発してこれをしなければならない。

勾留に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、第一項の留置についてこれを準用する。但し、保釈に関する規定は、この限りでない。

第百六十八條　鑑定人は、鑑定について必要がある場合には、裁判所の許可を受けて、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り、身体を検査し、死体を解剖し、墳墓を発掘し、又は物を破壊することができる。

裁判所は、前項の許可をするには、被告人の氏名、罰名及び立ち入るべき場所、検査すべき身体、解剖すべき死体、発掘すべき墳墓又は破壊すべき物並びに鑑定人の氏名その他裁判所の規則で定める事項を記載した許可状を発して、これをしなければならない。

裁判所は、身体の検査に関し、適当と認める條件を附することができる。

鑑定人は、第一項の処分を受ける者に許可状を示さなければならない。

前三項の規定は、鑑定人が公判廷でする第一項の処分については、これを適用しない。

第百三十一條、第百三十七條、第百三十八條及び第百四十條の規定は、鑑定人の第一項の規定によつてする身体の検査についてこれを準用する。

第百六十九條　裁判所は、合議体の構成員に鑑定について必要な処分をさせることができる。但し、第百六十七條第一項に規定する処分については、この限りでない。

第百七十條　検察官及び弁護人は、鑑定に立ち会うことができる。この場合には、第百五十七條第二項の規定を準用する。

第百七十一條　前章の規定は、勾引に関する規定を除いて、鑑定についてこれを準用する。

第百七十二條　身体の検査を受ける者が、鑑定人の第百六十八條第一項の規定によつてする身体の検査を拒んだ場合には、鑑定人は、裁判官にその者の身体の検査を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、第十章の規定に準じ身体の検査をすることができる。

第百七十三條　鑑定人は、旅費、日当及び宿泊料の外、鑑定料及び立替金の弁償を請求することができる。

第百七十四條　特別の知識によつて知り得た過去の事実に関する尋問については、この章の規定によらないで、前章の規定を適用する。

## 第十三章　通訳及び翻訳

第百七十五條　國語に通じない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせなければならない。

第百七十六條　耳の聞えない者又は口のきけない者に陳述をさせる場合には、通訳人に通訳をさせることができる。

第百七十七條　國語でない文字又は符号は、これを翻訳させることができる。

第百七十八條　前章の規定は、通訳及び翻訳についてこれを準用する。

## 第十四章　証拠保全

第百七十九條　被告人、被疑者又は弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第一回の公判期日前に限り、裁判官に押收、捜索、検証、証人の尋問又は鑑定の処分を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第百八十條　検察官及び弁護人は、裁判所において、前條第一項の処分に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。但し、弁護人が証拠物の謄写をするについては、裁判官の許可を受けなければならない。

被告人又は被疑者は、裁判官の許可を受け、裁判所において、前項の書類及び証拠物を閲覧することができる。但し、被告人又は被疑者に弁護人があるときは、この限りでない。

## 第十五章　訴訟費用

第百八十一條　刑の言渡をしたときは、被告人に訴訟費用の全部又は一部を負担させなければならない。

被告人の責に帰すべき事由によつて生じた費用は、刑の言渡をしない場合にも、被告人にこれを負担させることができる。

検察官のみが上訴を申し立てた場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下があつたときは、上訴に関する訴訟費用は、これを被告人に負担させることができない。

第百八十二條　共犯の訴訟費用は、共犯人に、連帶して、これを負担させることができる。

第百八十三條　告訴、告発又は請求により公訴の提起があつた事件について被告人が無罪又は免訴の裁判を受けた場合において、告訴人、告発人又は請求人に故意又は重大な過失があつたときは、その者に訴訟費用を負担させることができる。

第百八十四條　検察官以外の者が上訴又は再審の請求を取り下げた場合には、その者に上訴又は再審に関する費用を負担させることができる。

第百八十五條　裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、被告人に訴訟費用を負担させるときは、職権でその裁判をしなければならない。この裁判に対しては、本案の裁判についてのみ訴があつたときに限り、不服を申し立てることができる。

第百八十六條　裁判によつて訴訟手続が終了する場合において、被告人以外の者に訴訟費用を負担させるときは、職権で別にその決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百八十七條　裁判によらないで訴訟手続が終了する場合において、訴訟費用を負担させるときは、最終に事件の係属した裁判所が、職権でその決定をしなければならない。その決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第百八十八條　訴訟費用の負担を命ずる裁判にその額を表示しないときは、執行の指揮をすべき検察官が、これを算定する。

## 第二編　第一審

### 第一章　捜査

第百八十九條　警察官及び警察吏員は、それぞれ、他の法律又は国家公安委員会、都道府県公安委員会、市町村公安委員会若しくは特別区公安委員会の定めるところにより、司法警察職員として職務を行う。

司法警察職員は、犯罪があると思料するときは、犯人及び証拠を捜査するものとする。

第百九十條　森林、鉄道その他特別の事項について司法警察職員として職務を行うべき者及びその職務の範囲は、別に法律でこれを定める。

第百九十一條　検察官は、必要と認めるときは、自ら犯罪を捜査することができる。

検察事務官は、検察官の指揮を受け、捜査をしなければならない。

第百九十二條　検察官と都道府県公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会及び司法警察職員とは、捜査に関し、互に協力しなければならない。

第百九十三條　検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、その捜査に関し、必要な一般的指示をすることができる。この場合における一般的指示は、公訴を実行するため必要な犯罪捜査の重要な事項に関する準則を定めるものに限られる。

検察官は、その管轄区域により、司法警察職員に対し、捜査の協力を求めるため必要な一般的指揮をすることができる。

検察官は、自ら犯罪を捜査する場合において必要があるときは、司法警察職員を指揮して捜査の補助をさせることができる。

前三項の場合において、司法警察職員は、検察官の指示又は指揮に従わなければならない。

第百九十四條　検事総長、検事長又は検事正は、司法警察職員が正当な理由がなく検察官の指示又は指揮に従わない場合において必要と認めるときは、警察官又は警察吏員たる司法警察職員については、国家公安委員会、都道府県公安委員会又は特別区公安委員会に、警察官又は警察吏員たる者以外の司法警察職員については、その者を懲戒又は罷免する権限を有する者に、それぞれ懲戒又は罷免の訴追をすることができる。

国家公安委員会、都道府県公安委員会、市町村公安委員会、特別区公安委員会又は警察官若しくは警察吏員たる者以外の司法警察職員を懲戒し若しくは罷免する権限を有する者は、前項の訴追が理由のあるものと認めるときは、別に法律の定めるところにより、訴追を受けた者を懲戒し又は罷免しなければならない。

第百九十五條　検察官及び検察事務官は、捜査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

第百九十六條　検察官、検察事務官及び司法警察職員並びに弁護人その他職務上捜査に関係のある者は、被疑者その他の者の名誉を害しないように注意し、且つ、捜査の妨げとならないように注意しなければならない。

第百九十七條　捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない。

捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第百九十八條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者の出頭を求め、これを取り調べることができる。但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。

前項の取調に際しては、被疑者に対し、あらかじめ、供述を拒むことができる旨を告げなければならない。

被疑者の供述は、これを調書に録取することができる。

前項の調書は、これを被疑者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤がないかどうかを問い、被疑者が増減変更の申立をしたときは、その供述を調書に記載しなければならない。

被疑者が、調書に誤のないことを申し立てたときは、これに署名押印することを求めることができる。但し、これを拒絶した場合は、この限りでない。

第百九十九條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者が罪を犯したことを疑うに足りる相当な理由があるときは、裁判官のあらかじめ発する逮捕状により、これを逮捕することができる。但し、五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪については、被疑者が定まつた住居を有しない場合又は正当な理由がなく前條の規定による出頭の求めに応じない場合に限る。

前項の逮捕状は、検察官又は司法警察員の請求により、これを発する。

検察官又は司法警察員は、第一項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその

被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があつたときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

第二百條　逮捕状には、被疑者の氏名及び住居、罪名、被疑事実の要旨、引致すべき官公署その他の場所、有効期間及びその期間経過後は逮捕をすることができず令状はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項及び第三項の規定は、逮捕状についてこれを準用する。

第二百一條　逮捕状により被疑者を逮捕するには、逮捕状を被疑者に示さなければならない。

第七十三條第三項の規定は、逮捕状により被疑者を逮捕する場合にこれを準用する。

第二百二條　検察事務官又は司法巡査が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに、検察事務官はこれを検察官に、司法巡査はこれを司法警察員に引致しなければならない。

第二百三條　司法警察員は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から四十八時間以内に書類及び証拠物とともにこれを検察官に送致する手続をしなければならない。

前項の場合において、被疑者に弁護人の有無を尋ね、弁護人があるときは、弁護人を選任することができる旨は、これを告げることを要しない。

第一項の時間の制限内に送致の手続をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百四條　検察官は、逮捕状により被疑者を逮捕したとき、又は逮捕状により逮捕された被疑者（前條の規定により送致された被疑者を除く。）を受け取つたときは、直ちに犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができる旨を告げた上、弁解の機会を与え、留置の必要がないと思料するときは直ちにこれを釈放し、留置の必要があると思料するときは被疑者が身体を拘束された時から二十四時間以内に裁判官に被疑者の勾留を請求しなければならない。

前項の時間の制限は、被疑者が身体を拘束された時から七十二時間を超えることができない。

前二項の時間の制限内に公訴を提起したときは、勾留の請求をすることを要しない。

第一項及び第二項の時間の制限内に勾留の請求又は公訴の提起をしないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百六條　検察官又は司法警察員がやむを得ない事情によつて前三條の時間の制限に従うことができなかつたときは、検察官は、裁判官にその事由を疎明して、被疑者の勾留を請求することができる。

前項の請求を受けた裁判官は、その遅延がやむを得ない事由に基く正当なものであると認める場合でなければ、勾留状を発することができない。

第二百七條　前三條の規定による勾留の請求を受けた裁判官は、その処分に関し裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。但し、保釈については、この限りでない。

裁判官は、前項の勾留の請求を受けたときは、速かに勾留状を発しなければならない。但し、勾留の理由がないと認めるとき、及び前條第二項の規定により勾留状を発することができないときは、勾留状を発しないで、直ちに被疑者の釈放を命じなければならない。

第二百八條　前條の規定により被疑者を勾留した事件につき、勾留の請求をした日から十日以内に公訴を提起しないときは、検察官は、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

裁判官は、やむを得ない事由があると認めるときは、検察官の請求により、前項の期間を延長することができる。この期間の延長は、通じて十日を超えることができない。

第二百九條　第七十四條、第七十五條及び第七十八條の規定は、逮捕状による逮捕についてこれを準用する。

第二百十條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪を犯したことを疑うに足りる充分な理由がある場合で、急速を要し、裁判官の逮捕状を求めることができないときは、その理由を告げて被疑者を逮捕することができる。この場合には、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。逮捕状が発せられないときは、直ちに被疑者を釈放しなければならない。

第二百條の規定は、前項の逮捕状についてこれを準用する。

第二百十一條　前條の規定により被疑者が逮捕された場合には、第百九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

第二百十二條　現に罪を行い、又は現に罪を行い終つた者を現行犯人とする。

左の各号の一にあたる者が、罪を行い終つてから間がないと明らかに認められるときは、これを現行犯人とみなす。

一　犯人として追呼されているとき。

二　贓物又は明らかに犯罪の用に供したと思われる兇器その他の物を所持しているとき。

三　身体又は被服に犯罪の顕著な証跡があるとき。

四　誰何されて逃走しようとするとき。

第二百十三條　現行犯人は、何人でも、逮捕状なくしてこれを逮捕することができる。

第二百十四條　検察官、検察事務官及び司法警察職員以外の者は、現行犯人を逮捕したときは、直ちにこれを地方検察庁若しくは区検察庁の検察官又は司法警察職員に引き渡さなければならない。

第二百十五條　司法巡査は、現行犯人を受け取つたときは、速やかにこれを司法警察員に引致しなければならない。

司法巡査は、犯人を受け取つた場合には、逮捕者の氏名、住居及び逮捕の事由を聴き取らなければならない。必要があるときは、逮捕者に対しともに官公署に行くことを求めることができる。

第二百十六條　現行犯人が逮捕された場合には、第百九十九條の規定により被疑者が逮捕された場合に関する規定を準用する。

第二百十七條　五百円以下の罰金、拘留又は科料にあたる罪の現行犯については、犯人の住居若しくは氏名が明らかでない場合又は犯人が逃亡する虞がある場合に限り、第二百十三條乃至前條の規定を適用する。

第二百十八條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令狀により、差押、捜索又は検証をすることができる。この場合において身体の検査は、身体検査令狀によらなければならない。

前項の令狀は、検察官、検察事務官又は司法警察員の請求により、これを発する。

検察官、検察事務官又は司法警察員は、身体検査令狀の請求をするには、身体の検査を必要とする理由及び身体の検査を受ける者の性別、健康狀態その他裁判所の規則で定める事項を示さなければならない。

裁判官は、身体の検査に関し、適当と認める條件を附することができる。

第二百十九條　前條の令狀には、被疑者若しくは被告人の氏名、罪名、差し押えるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、検証すべき場所若しくは物又は検査すべき身体及び身体の検査に関する條件、有効期間及びその期間経過後は差押、捜索又は検証に着手することができず令狀はこれを返還しなければならない旨並びに発付の年月日その他裁判所の規則で定める事項を記載し、裁判官が、これに記名押印しなければならない。

第六十四條第二項の規定は、前條の令狀についてこれを準用する。

第二百二十條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第百九十九條の規定により被疑者を逮捕する場合又は現行犯人を逮捕する場合において必要があるときは、左の処分をすることができる。第二百十條の規定により被疑者を逮捕する場合において必要があるときも、同様である。

一　人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入り被疑者の捜索をすること。

二　逮捕の現場で差押、捜索又は検証をすること。

前項後段の場合において逮捕狀が得られなかつたときは、差押物は、直ちにこれを還付しなければならない。

第一項の処分をするには、令狀は、これを必要としない。

第一項第二号及び前項の規定は、検察事務官又は司法警察職員が勾引狀又は勾留狀を執行する場合にこれを準用する。被疑者に対して発せられた勾引狀又は勾留狀を執行する場合には、第一項第一号の規定をも準用する。

第二百二十一條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、被疑者その他の者が遺留した物又は所有者、所持者若しくは保管者が任意に提出した物は、これを領置することができる。

第二百二十二條　第九十九條、第百條、第百二條乃至第百五條、第百十條乃至第百十二條、第百十四條、第百十五條及び第百十八條乃至第百二十四條の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八條、第二百二十條及び前條の規定によつてする押收又は捜索について、第百十條、第百十二條、第百十四條、第百十八條、第百二十九條、第百三十一條及び第百三十七條乃至第百四十條の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八條又は第二百二十條の規定によつてする検証についてこれを準用する。但し、司法巡査は、第百二十二條乃至第百二十四條に規定する処分をすることができない。

第二百二十條の規定により被疑者を捜索する場合において急速を要するときは、第百十四條第二項の規定によることを要しない。

第百十六條及び第百十七條の規定は、検察官、検察事務官又は司法警察職員が第二百十八條の規定によつてする押收又は捜索について、これを準用する。

日出前、日没後には、令狀に夜間でも検証をすることができる旨の記載がなければ、検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八條の規定によつてする検証のため、人の住居又は人の看守する邸宅、建造物若しくは船舶内に入ることができない。但し、第百十七條に規定する場所については、この限りでない。

日没前検証に着手したときは、日没後でもその処分を継続することができる。

検察官、検察事務官又は司法警察職員は、第二百十八條の規定により差押、捜索又は検証をするについて必要があるときは、被疑者をこれに立ち会わせることができる。

第一項の規定により、身体の検査を拒んだ者を過料に処し、又はこれに賠償を命ずべきときは、裁判所にその処分を請求しなければならない。

第二百二十三條　検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、被疑者以外の者の出頭を求め、これを取り調べ、又はこれに鑑定、通訳若しくは飜訳を嘱託することができる。

第百九十八條第一項但書及び第三項乃至第五項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第二百二十四條　前條第一項の規定により鑑定を嘱託する場合において第百六十七條第一項に規定する処分を必要とするときは、検察官、検察事務官又は司法警察員は、裁判官にその処分を請求しなければならない。

裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、第百六十七條の場合に準じてその処分をしなければならない。

第二百二十五條　第二百二十三條第一項の規定による鑑定の嘱託を受けた者は、裁判官の許可を受けて、第百六十八條第一項に規定する処分をすることができる。

前項の許可の請求は、検察官、検察事務官又は司法警察員からこれをしなければならない。

裁判官は、前項の請求を相当と認めるときは、許可狀を発しなければならない。

第百六十八條第二項乃至第四項及び第六項の規定は、前項の許可狀についてこれを準用する。

第二百二十六條　犯罪の捜査に欠くことのできない知識を有すると明らかに認められる者が、第二百二十三條第一項の規定による取調に対して、出頭又は供述を拒んだ場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

第二百二十七條　第二百二十三條第一項の規定による検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調に際して任意の供述をした者が、公判期日においては圧迫を受け前にした供述と異る供述をする虞があり、且つ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができる。

前項の請求をするには、検察官は、証人尋問を必要とする理由及びそれが犯罪の証明に欠くことができないものであることを疎明し

なければならない。

第二百二十八條　前二條の請求を受けた裁判官は、証人の尋問に関し、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

裁判官は、捜査に支障を生ずる虞がないと認めるときは、被告人、被疑者又は弁護人を前項の尋問に立ち会わせることができる。

第二百二十九條　変死者又は変死の疑のある死体があるときは、その所在地を管轄する地方検察廳又は区検察廳の検察官は、検視をしなければならない。

検察官は、検察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる。

第二百三十條　犯罪により害を被つた者は、告訴をすることができる。

第二百三十一條　被害者の法定代理人は、独立して告訴することができる。

被害者が死亡したときは、その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹は、告訴をすることができる。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第二百三十二條　被害者の法定代理人が被疑者であるとき、被疑者の配偶者であるとき、又は被疑者の四親等内の血族若しくは三親等内の姻族であるときは、被害者の親族は、独立して告訴をすることができる。

第二百三十三條　死者の名誉を毀損した罪については、死者の親族又は子孫は、告訴をすることができる。

名誉を毀損した罪について被害者が告訴をしないで死亡したときも、前項と同様である。但し、被害者の明示した意思に反することはできない。

第二百三十四條　親告罪について告訴をすることができる者がない場合には、検察官は、利害関係人の申立により告訴をすることができる者を指定することができる。

第二百三十五條　親告罪の告訴は、犯人を知つた日から六箇月を経過したときは、これをすることができない。但し、刑法第二百三十二條第二項の規定により外國の代表者が行う告訴及び日本國に派遣された外國の使節に対する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行う告訴については、この限りでない。

刑法第二百二十九條但書の場合における告訴は、婚姻の無効又は取消の裁判が確定した日から六箇月以内にこれをしなければ、その効力がない。

第二百三十六條　告訴をすることができる者が数人ある場合には、一人の期間の徒過は、他の者に対しその効力を及ぼさない。

第二百三十七條　告訴は、公訴の提起があるまでこれを取り消すことができる。

告訴の取消をした者は、更に告訴することができない。

前二項の規定は、請求を待つて受理すべき事件についての請求についてこれを準用する。

第二百三十八條　親告罪について共犯の一人又は数人に対してした告訴又はその取消は、他の共犯に対しても、その効力を生ずる。

前項の規定は、告発又は請求を待つて受理すべき事件についての告発若しくは請求又はその取消についてこれを準用する。

第二百三十九條　何人でも、犯罪があると思料するときは、告発をすることができる。

官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発しなければならない。

第二百四十條　告訴は、代理人によりこれをすることができる。告訴の取消についても、同様である。

第二百四十一條　告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

検察官又は司法警察員は、口頭による告訴又は告発を受けたときは調書を作らなければならない。

第二百四十二條　司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。

第二百四十三條　前二條の規定は、告訴又は告発の取消についてこれを準用する。

第二百四十四條　刑法第二百三十二條第二項の規定により外國の代表者が行う告訴又はその取消は、第二百四十一條及び前條の規定にかかわらず、外務大臣にこれをすることができる。日本國に派遣された外國の使節に対する刑法第二百三十條又は第二百三十一條の罪につきその使節が行う告訴又はその取消も、同様である。

第二百四十五條　第二百四十一條及び第二百四十二條の規定は、自首についてこれを準用する。

第二百四十六條　司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、この法律に特別の定のある場合を除いては、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。但し、検察官が指定した事件については、この限りでない。

## 第二章　公訴

第二百四十七條　公訴は、検察官がこれを行う。

第二百四十八條　犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないときは、公訴を提起しないことができる。

第二百四十九條　公訴は、検察官の指定した被告人以外の者にその効力を及ぼさない。

第二百五十條　時効は、左の期間を経過することによつて完成する。

一　死刑にあたる罪については十五年

二　無期の懲役又は禁錮にあたる罪については十年

三　長期十年以上の懲役又は禁錮にあたる罪については七年

四　長期十年未満の懲役又は禁錮にあたる罪については五年

五　長期五年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金にあたる罪については三年

六　拘留又は科料にあたる罪については一年

第二百五十一條　二以上の主刑を併科し、又は二以上の主刑中その一を科すべき罪については、その重い刑に従つて、前條の規定を適用する。

第二百五十二條　刑法により刑を加重し、又は減軽すべき場合には、加重し、又は減軽しない刑に従つて、第二百五十條の規定を適用する。

第二百五十三條　時効は、犯罪行為が終つた時から進行する。

共犯の場合には、最終の行為が終つた時から、すべての共犯に対して時効の期間を起算する。

第二百五十四條　時効は、当該事件についてした公訴の提起によつてその進行を停止し、管轄違又は公訴棄却の裁判が確定した時からその進行を始める。但し、第二百七十一條第二項の規定により公訴の提起がその効力を失つたときは、この限りでない。

共犯の一人に対してした公訴の提起による時効の停止は、他の共犯に対してその効力を有する。この場合において停止した時効は、当該事件についてした裁判が確定した時からその進行を始める。

第二百五十五條　犯人が國外にいる場合又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴状の謄本の送達ができなかつた場合には、時効は、その國外にいる期間又は逃げ隠れている期間その進行を停止する。

犯人が國外にいること又は犯人が逃げ隠れているため有効に起訴狀の謄本の送達ができなかつたことの証明に必要な事項は、裁判所の規則でこれを定める。

第二百五十六條　公訴の起訴は起訴狀を提出してこれをしなければならない。

起訴狀には、左の事項を記載しなければならない。

一　被告人の氏名その他被告人を特定するに足りる事項

二　公訴事実

三　罪名

公訴事実は、訴因を明示してこれを記載しなければならない。訴因を明示するには、できる限り日時、場所及び方法を以て罪となるべき事実を特定してこれをしなければならない。

罪名は、適用すべき罰條を示してこれを記載しなければならない。但し、罰條の記載の誤は、被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞がない限り、公訴提起の効力に影響を及ぼさない。

数個の訴因及び罰條は、予備的に又は択一的にこれを記載することができる。

起訴狀には、裁判官に事件につき予断を生ぜしめる虞のある書類その他の物を添附し、又はその内容を引用してはならない。

第二百五十七條　公訴は、第一審の判決があるまでこれを取り消すことができる。

第二百五十八條　検察官は、事件がその所属検察廳の対應する裁判所の管轄に属しないものと思料するときは、書類及び証拠物とともにその事件を管轄裁判所に対應する検察廳の検察官に送致しなければならない。

第二百五十九條　検察官は、事件につき公訴を提起しない処分をした場合において、被疑者の請求があるときは、速やかにその旨をこれに告げなければならない。

第二百六十條　検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について、公訴を提起し、又はこれを提起しない処分をしたときは、速やかにその旨を告訴人、告発人又は請求人に通知しなければならない。公訴を取り消し、又は事件を他の検察廳の検察官に送致したときも、同様である。

第二百六十一條　検察官は、告訴、告発又は請求のあつた事件について公訴を提起しない処分をした場合において、告訴人、告発人又は請求人の請求があるときは、速やかに告訴人、告発人又は請求人にその理由を告げなければならない。

第二百六十二條　刑法第百九十三條乃至第百九十六條の罪について告訴又は告発をした者は、検察官の公訴を提起しない処分に不服があるときは、その検察官所属の検察廳の所在地を管轄する地方裁判所に事件を裁判所の審判に付することを請求することができる。

前項の請求は、第二百六十條の通知を受けた日から七日以内に、請求書を公訴を提起しない処分をした検察官に差し出してこれをしなければならない。

第二百六十三條　前條第一項の請求は、第二百六十六條の決定があるまでこれを取り下げることができる。

前項の取下をした者は、その事件について更に前條第一項の請求をすることができない。

第二百六十四條　検察官は、第二百六十二條第一項の請求を理由があるものと認めるときは、公訴を提起しなければならない。

第二百六十五條　第二百六十二條第一項の請求についての審理及び裁判は、合議体でこれをしなければならない。

裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第二百六十六條　裁判所は、第二百六十二條第一項の請求を受けたときは、左の区別に従い、決定をしなければならない。

一　請求が法令上の方式に違反し、若しくは請求権の消滅後にされたものであるとき、又は請求が理由のないときは、請求を棄却する。

二　請求が理由のあるときは、事件を管轄地方裁判所の審判に付する。

第二百六十七條　前條第二号の決定があつたときは、その事件について公訴の提起があつたものとみなす。

第二百六十八條　裁判所は、第二百六十六條第二号の規定により事件がその裁判所の審判に付されたときは、その事件について公訴の維持にあたる者を弁護士の中から指定しなければならない。

前項の指定を受けた弁護士は、事件について公訴を維持するため、裁判の確定に至るまで検察官の職務を行う。但し、検察事務官及び司法警察職員に対する捜査の指揮は、検察官に嘱託してこれをしなければならない。

前項の規定により検察官の職務を行う弁護士は、これを法令により公務に従事する職員とみなす。

裁判所は、第一項の指定を受けた弁護士がその職務を行うに適さないと認めるときその他特別の事情があるときは、何時でもその指定を取り消すことができる。

第一項の指定を受けた弁護士には、政令で定める額の手当を給する。

第二百六十九條　裁判所は、第二百六十二條第一項の請求を棄却する場合又はその請求の取下があつた場合には、決定で、請求者に、その請求に関する手続によつて生じた費用の全部又は一部の賠償を命ずることができる。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第二百七十條　検察官は、公訴の提起後は、訴訟に関する書類及び証拠物を閲覧し、且つ謄写することができる。

## 第三章　公判

### 第一節　公判準備及び公判手続

第二百七十二條　裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく起訴狀の謄本を被告人に送達しなければならない。

公訴の提起があつた日から二箇月以内に起訴狀の謄本が送達されないときは、公訴の提起は、さかのぼつてその効力を失う。

第二百七十二條　裁判所は、公訴の提起があつたときは、遅滞なく被告人に対し、弁護人を選任することができる旨及び貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは弁護人の選任を請求することができる旨を知らせなければならない。但し、被告人に弁護人があるときは、この限りでない。

第二百七十三條　裁判長は、公判期日を定めなければならない。

公判期日には、被告人を召喚しなければならない。

公判期日は、これを検察官、弁護人及び補佐人に通知しなければならない。

第二百七十四條　裁判所の構内にいる被告人に対し公判期日を通知したときは、召喚狀の送達があつた場合と同一の効力を有する。

第二百七十五條　第一回の公判期日と被告人に対する召喚狀の送達との間には、裁判所の規則で定める猶予期間を置かなければならない。

第二百七十六條　裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公判期日を変更することができる。

公判期日を変更するには、裁判所の規則の定めるところにより、あらかじめ、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴かなければならない。但し、急速を要する場合は、この限りでない。

前項但書の場合には、変更後の公判期日において、まず、検察官及び被告人又は弁護人に対し、異議を申し立てる機会を與えなければならない。

第二百七十七條　裁判所がその權限を濫用して公判期日を変更したときは、訴訟関係人は、最高裁判所の規則又は訓令の定めるところにより、司法行政監督上の措置を求めることができる。

第二百七十八條　公判期日に召喚を受けた者が病氣その他の事由によつて出頭することができないときは、裁判所の規則の定めるところにより、医師の診断書その他の資料を提出しなければならない。

第二百七十九條　裁判所は、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、公務所又は公私の團体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二百八十條　公訴の提起があつた後第一回の公判期日までは、勾留に関する処分は、裁判官がこれを行う。

第百九十九條若しくは第二百十條の規定により逮捕され、又は現行犯人として逮捕された被疑者でまだ勾留されていないものについて第二百四條又は第二百五條の時間の制限内に公訴の提起があつた場合には、裁判官は、速やかに、被告事件を告げ、これに関する陳述を聴き、勾留状を発しないときは、直ちにその釈放を命じなければならない。

前二項の裁判官は、その処分に関し、裁判所又は裁判長と同一の權限を有する。

第二百八十一條　証人については、裁判所は、第百五十八條に掲げる事項を考慮した上、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き必要と認めるときに限り、公判期日外においてこれを尋問することができる。

第二百八十二條　公判期日における取調は、公判廷でこれを行う。

公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ検察官が出席してこれを開く。

第二百八十三條　被告人が法人である場合には、代理人を出頭させることができる。

第二百八十四條　五千円以下の罰金又は科料にあたる事件については、被告人は、公判期日に出頭することを要しない。但し、被告人は、代理人を出頭させることができる。

第二百八十五條　拘留にあたる事件の被告人は、判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、裁判所は、被告人の出頭がその權利の保護のため重要でないと認めるときは、被告人に対し公判期日に出頭しないことを許すことができる。

長期三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千円を超える罰金にあたる事件の被告人は、第二百九十一條の手続をする場合及び判決の宣告をする場合には、公判期日に出頭しなければならない。その他の場合には、前項後段の例による。

第二百八十六條　前三條に規定する場合の外、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することはできない。

第二百八十七條　公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。但し、被告人が暴力を振い又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。

被告人の身体を拘束しない場合にも、これに看守者を附することができる。

第二百八十八條　被告人は、裁判長の許可がなければ、退廷することができない。

裁判長は、被告人を在廷させるため、又は法廷の秩序を維持するため相当な処分をすることができる。

第二百八十九條　死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

弁護人がなければ開廷することができない場合において、弁護人が出頭しないとき、又は弁護人がないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

第二百九十條　第三十七條各号の場合に弁護人が出頭しないときは、裁判所は、職権で弁護人を附することができる。

第二百九十一條　検察官は、まず、起訴状を朗読しなければならない。

裁判長は、起訴状の朗読が終つた後、被告人に対し、終始沈黙し、又は個々の質問に対し陳述を拒むことができる旨その他裁判所の規則で定める被告人の權利を保護するため必要な事項を告げた上、被告人及び弁護人に対し、被告事件について陳述する機会を與えなければならない。

第二百九十二條　証拠調は、前條の手続が終つた後、これを行う。

第二百九十三條　証拠調が終つた後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。

第二百九十四條　公判期日における訴訟の指揮は、裁判長がこれを行う。

第二百九十五條　裁判長は、訴訟関係人のする尋問又は陳述が既にした尋問又は陳述と重複するとき、又は事件に関係のない事項にわたるときその他相当でないときは、訴訟関係人の本質的な權利を害しない限り、これを制限することができる。訴訟関係人の被告人に対する供述を求める行為についても同様である。

第二百九十六條　証拠調のはじめに、検察官は、証拠により証明すべき事実を明らかにしなければならない。但し、証拠としてその取調べを請求する意思のない資料に基づいて、裁判所に事件について偏見又は予断を生ぜしめる虞のある事項を述べることができない。

第二百九十七條　裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、証拠調の範囲、順序及び方法を定めることができる。

前項の手続は、合議体の構成員にこれをさせることができる。

裁判所は、適当と認めるときは、何時でも、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、第一項の規定により定めた証拠調の範囲、順序又は方法を変更することができる。

第二百九十八條　検察官、被告人又は弁護人は、証拠調を請求することができる。

裁判所は、必要と認めるときは、職権で証拠調をすることができる。

第二百九十九條　検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を與えなければならない。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、

相手方にこれを閲覧する機会を與えなければならない。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

裁判所が職権で証拠調の決定をするについては、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽かなければならない。

第三百條　第三百二十一條第一項第二号後段の規定により証拠とすることができる書面については、検察官は、必ずその取調を請求しなければならない。

第三百一條　第三百二十二條及び第三百二十四條第一項の規定により証拠とすることができる被告人の供述が自白である場合には、犯罪事実に関する他の証拠が取り調べられた後でなければ、その取調を請求することはできない。

第三百二條　第三百二十一條乃至第三百二十三條又は第三百二十六條の規定により証拠とすることができる書面が捜査記録の一部であるときは、検察官は、できる限り他の部分と分離してその取調を請求しなければならない。

第三百三條　公判準備においてした証人その他の者の尋問、検証、押收及び捜索の結果を記載した書面並びに押收した物については、裁判所は、公判期日において証拠書類又は証拠物としてこれを取り調べなければならない。

第三百四條　証人、鑑定人、通訳人又は飜訳人は、裁判長又は陪席の裁判官が、まず、これを尋問する。

検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が終つた後、裁判長に告げて、その証人、鑑定人、通訳人又は飜訳人を尋問することができる。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は飜訳人の取調が、検察官、被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは、請求した者が、先に尋問する。

裁判所は、適当と認めるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聽き、前二項の尋問の順序を変更することができる。

第三百五條　検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠書類の取調をするについては、裁判長は、その取調を請求した者にこれを朗読させなければならない。但し、裁判長は、自らこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させることができる。

裁判所が職権で証拠書類の取調をするについては、裁判長は、自らその書類を朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させなければならない。

第三百六條　検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠物の取調をするについては、裁判長は、請求をした者をしてこれを示させなければならない。但し、裁判長は、自らこれを示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させることができる。

裁判所が職権で証拠物の取調をするについては、裁判長は、自らこれを訴訟関係人に示し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを示させなければならない。

第三百七條　証拠物中書面の意義が証拠となるものの取調をするについては、前條の規定による外、第三百五條の規定による。

第三百八條　裁判所は、検察官及び被告人又は弁護人に対し、証拠の証明力を爭うために必要とする適当な機会を與えなければならない。

第三百九條　検察官、被告人又は弁護人は、証拠調に関し異議を申し立てることができる。

検察官、被告人又は弁護人は、前項に規定する場合の外、裁判長の処分に対して異議を申し立てることができる。

裁判所は、前二項の申立について決定をしなければならない。

第三百十條　証拠調を終つた証拠書類又は証拠物は、遲滯なくこれを裁判所に提出しなければならない。但し、裁判所の許可を得たときは、原本に代え、その謄本を提出することができる。

第三百十一條　被告人は、終始沈默し、又は個々の質問に対し、供述を拒むことができる。

被告人が任意に供述をする場合には、裁判長は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

陪席の裁判官、検察官、弁護人、共同被告人又はその弁護人は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。

第三百十二條　裁判所は、検察官の請求があるときは、公訴事実の同一性を害しない限度において、起訴状に記載された訴因又は罰條の追加、撤回又は変更を許さなければならない。

裁判所は、審理の経過に鑑み適当と認めるときは、訴因又は罰條を追加又は変更すべきことを命ずることができる。

裁判所は、訴因又は罰條の追加、撤回又は変更があつたときは、速やかに追加、撤回又は変更された部分を被告人に通知しなければならない。

裁判所は、訴因又は罰條の追加又は変更により被告人の防禦に実質的な不利益を生ずる虞があると認めるときは、被告人又は弁護人の請求により、決定で、被告人に充分な防禦の準備をさせるため必要な期間公判手続を停止しなければならない。

第三百十三條　裁判所は、適当と認めるときは、検察官、被告人若しくは弁護人の請求により又は職権で、決定を以て、弁論を分離し若しくは併合し、又は終結した弁論を再開することができる。

裁判所は、被告人の権利を保護するため必要があるときは、裁判所の規則の定めるところにより、決定を以て弁論を分離しなければならない。

第三百十四條　被告人が心神喪失の状態に在るときは、検察官及び弁護人の意見を聽き、決定で、その状態の続いている間公判手続を停止しなければならない。但し、無罪、免訴、刑の免除又は公訴棄却の裁判をすべきことが明らかな場合には、被告人の出頭を待たないで、直ちにその裁判をすることができる。

被告人が病氣のため出頭することができないときは、検察官及び弁護人の意見を聽き、決定で、出頭することができるまで公判手続を停止しなければならない。但し、第二百八十四條及び第二百八十五條の規定により代理人を出頭させた場合は、この限りでない。

犯罪事実の存否の証明に欠くことのできない証人が病氣のため公判期日に出頭することができないときは、公判期日外においてその取調をするのを適当と認める場合の外、決定で、出頭することができるまで公判手続を停止しなければならない。

前三項の規定により公判手続を停止するには、医師の意見を聽かなければならない。

第三百十五條　開廷後裁判官がかわつたときは、公判手続を更新しなければならない。但し、判決の宣告をする場合は、この限りでない。

第三百十六條　地方裁判所において一人の裁判官のした訴訟手続は、被告事件が合議体で審判すべきものであつた場合にも、その効力を失わない。

第二項　証拠

第三百十七條　事実の認定は、証拠による。

第三百十八條　証拠の証明力は、裁判官の自由な判断に委ねる。

第三百十九條　強制、拷問又は脅迫

による自白、不当に長く抑留又は拘禁された後の自白その他任意にされたものでない疑のある自白は、これを証拠とすることができない。

被告人は、公判廷における自白であると否とを問わず、その自白が自己に不利益な唯一の証拠である場合には、有罪とされない。

前二項の自白には、起訴された犯罪について有罪であることを自認する場合を含む。

第三百二十條　第三百二十一條乃至第三百二十八條に規定する場合を除いては、公判期日における供述に代えて書面を証拠とし、又は公判期日外にをける他の者の供述を内容とする供述を証拠とすることはできない。

第三百二十一條　被告人以外の者が作成した供述書又はその者の供述を錄取した書面で供述者の署名若しくは押印のあるものは、左の場合に限り、これを証拠とすることができる。

一　裁判官の面前における供述を錄取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは國外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異つた供述をしたとき。

二　檢察官の面前における供述を錄取した書面については、その供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明若しくは國外にいるため公判準備若しくは公判期日において供述することができないとき、又は供述者が公判準備若しくは公判期日において前の供述と異つた供述をしたとき。但し、公判準備又は公判期日における供述よりも前の供述を信用すべき特別の情況の存するときに限る。

三　前二号に掲げる書面以外の書面については、供述者が死亡、精神若しくは身体の故障、所在不明又は國外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができず、且つ、その供述が犯罪事実の存否の証明に欠くことができないものであるとき。但し、その供述が特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限る。

被告人以外の者の公判準備若しくは公判期日における供述を錄取した書面又は裁判所若しくは裁判官の檢証の結果を記載した書面は、前項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

檢察官、檢察事務官又は司法警察職員の檢証の結果を記載した書面は、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その眞正に作成されたものであることを供述したときは、第一項の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

鑑定の経過及び結果を記載した書面で鑑定人の作成したものについても、前項と同様である。

第三百二十二條　被告人が作成した供述書又は被告人の供述を取錄した書面で被告人の署名若しくは押印のあるものは、その供述が被告人に不利益な事実の承認を内容とするものであるとき、又は特に信用すべき情況の下にされたものであるときに限り、これを証拠とすることができる。但し、被告人に不利益な事実の承認を内容とする書面は、その承認が自白でない場合においても、第三百十九條の規定に準じ、任意にされたものでない疑があると認めるときは、これを証拠とすることができない。

被告人の公判準備又は公判期日における供述を錄取した書面は、その供述が任意にされたものであると認めるときに限り、これを証拠とすることができる。

第三百二十三條　前二條に掲げる書面以外の書面は、左のものに限り、これを証拠とすることができる。

一　戸籍謄本、公正証書謄本その他公務員（外國の公務員を含む。）がその職務上証明することができる事実についてその公務員の作成した書面

二　商業帳簿、航海日誌その他業務の通常の過程において作成された書面

三　前二号に掲げるものの外特に信用すべき情況の下に作成された書面

第三百二十四條　被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人の供述をその内容とするものについては、第三百二十二條の規定を準用する。

被告人以外の者の公判準備又は公判期日における供述で被告人以外の者の供述をその内容とするものについては、第三百二十一條第一項第三号の規定を準用する。

第三百二十五條　裁判所は、前四條の規定により証拠とすることができる書面又は供述であつても、あらかじめ、その書面に記載された供述又は公判準備若しくは公判期日における供述の内容となつた他の者の供述が任意にされたものかどうかを調査した後でなければ、これを証拠とすることができない。

第三百二十六條　檢察官及び被告人が証拠とすることに同意した書面又は供述は、その書面が作成され又は供述のされたときの情況を考慮し相当と認めるときに限り、第三百二十一條乃至前條の規定にかかわらず、これを証拠とすることができる。

被告人が出頭しないでも証拠調を行うことができる場合において、被告人が出頭しないときは、前項の同意があつたものとみなす。但し、代理人又は弁護人が出頭したときは、この限りでない。

第三百二十七條　裁判所は、檢察官及び被告人又は弁護人が合意の上、文書の内容又は公判期日に出頭すれば供述することが予想されるその供述の内容を書面に記載して提出したときは、その文書又は供述すべき者を取り調べないでも、その書面を証拠とすることができる。この場合においても、その書面の証明力を爭うことを妨げない。

第三百二十八條　第三百二十一條乃至第三百二十四條の規定により証拠とすることができない書面又は供述であつても、公判準備又は公判期日における被告人、証人その他の者の供述の証明力を爭うためには、これを証拠とすることができる。

## 第三節　公判の裁判

第三百二十九條　被告事件が裁判所の管轄に屬しないときは、判決で管轄違の言渡をしなければならない。但し、第二百六十六條第二号の規定により地方裁判所の審判に付された事件については、管轄違の言渡をすることはできない。

第三百三十條　高等裁判所は、その特別權限に屬する事件として公訴の提起があつた場合において、その事件が下級の裁判所の管轄に屬するものと認めるときは、前條の規定にかかわらず、決定で管轄裁判所にこれを移送しなければならない。

第三百三十一條　裁判所は、被告人の申立がなければ、土地管轄について、管轄違の言渡をすることができない。

管轄違の申立は、被告事件につき証拠調を開始した後は、これをすることができない。

第三百三十二條　簡易裁判所は、地方裁判所において審判するのを相当と認めるときは、決定で管轄地方裁判所にこれを移送しなければ

ならない。

第三百三十三條　被告事件について犯罪の証明があつたときは、第三百三十四條の場合を除いては、判決で刑の言渡をしなければならない。

刑の執行猶予は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

第三百三十四條　被告事件について刑を免除するときは、判決でその旨の言渡をしなければならない。

第三百三十五條　有罪の言渡をするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない。

法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の加重減免の理由となる事実が主張されたときは、これに対する判断を示さなければならない。

第三百三十六條　被告事件が罪とならないとき、又は被告事件について犯罪の証明がないときは、判決で無罪の言渡をしなければならない。

第三百三十七條　左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

一　確定判決を経たとき。

二　犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。

三　大赦があつたとき。

四　時効が完成したとき。

第三百三十八條　左の場合には、判決で公訴を棄却しなければならない。

一　被告人に対して裁判権を有しないとき。

二　第三百四十條の規定に違反して公訴が提起されたとき。

三　公訴の提起があつた事件について、更に同一裁判所に公訴が提起されたとき。

四　公訴提起の手続がその規定に違反したため無効であるとき。

第三百三十九條　左の場合には、決定で公訴を棄却しなければならない。

一　起訴状に記載された事実が真実であつても、何らの罪となるべき事実を包含していないとき。

二　公訴が取り消されたとき。

三　被告人が死亡し、又は被告人たる法人が存続しなくなつたとき。

四　第十條又は第十一條の規定により審判してはならないとき。

前項の決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百四十條　公訴の取消による公訴棄却の決定が確定したときは、公訴の取消後犯罪事実につきあらたに重要な証拠を発見した場合に限り、同一事件について更に公訴を提起することができる。

第三百四十一條　被告人が陳述をせず、許可を受けないで退廷し、又は秩序維持のため裁判長から退廷を命ぜられたときは、その陳述を聴かないで判決することができる。

第三百四十二條　判決は、公判廷において、宣告によりこれを告知する。

第三百四十三條　禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつたときは、保釈又は勾留の執行停止は、その効力を失う。この場合には、第九十八條の規定を準用する。

第三百四十四條　禁錮以上の刑に処する判決の宣告があつた後は、第八十九條の規定は、これを適用しない。

第三百四十五條　無罪、免訴、刑の免除、刑の執行猶予、公訴棄却、管轄違、罰金又は科料の判決の宣告があつたときは、勾留状は、その効力を失う。

第三百四十六條　押収した物について、没収の言渡がないときは、押収を解く言渡があつたものとする。

第三百四十七條　押収した贓物で被害者に還付すべき理由が明らかなものは、これを被害者に還付する言渡をしなければならない。

贓物の対償として得た物について、被害者から交付の請求があつたときは、前項の例による。

仮に還付した物について、別段の言渡がないときは、還付の言渡があつたものとする。

前三項の規定は、民事訴訟の手続に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

第三百四十八條　裁判所は、罰金、科料又は追徴を言い渡す場合において、判決の確定を待つてはその執行をすることができず、又はその執行をするのに著しい困難を生ずる虞があると認めるときは、検察官の請求により又は職権で、被告人に対し、仮に罰金、科料又は追徴に相当する金額を納付すべきことを命ずることができる。

仮納付の裁判は、刑の言渡と同時に、判決でその言渡をしなければならない。

仮納付の裁判は、直ちにこれを執行することができる。

第三百四十九條　刑の執行猶予の言渡を取り消すべき場合には、検察官は、刑の言渡を受けた者の現在地又は最後の住所地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に対しその請求をしなければならない。

前項の請求があつたときは、裁判所は、被告人又はその代理人の意見を聴いて決定をしなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百五十條　刑法第五十二條の規定により刑を定むべき場合には、検察官は、その犯罪事実について最終の判決をした裁判所にその請求をしなければならない。この場合には、前條第二項の規定を準用する。

## 第三編　上訴

### 第一章　通則

第三百五十一條　検察官又は被告人は、上訴をすることができる。

第二百六十六條第二号の規定により裁判所の審判に付された事件と他の事件とが併合して審判され、一個の裁判があつた場合には、第二百六十八條第二項の規定により検察官の職務を行う弁護士及び当該他の事件の検察官は、その裁判に対し各々独立して上訴をすることができる。

第三百五十二條　検察官又は被告人以外の者で決定を受けたものは、抗告をすることができる。

第三百五十三條　被告人の法定代理人又は保佐人は、被告人のため上訴をすることができる。

第三百五十四條　勾留に対しては、勾留の理由の開示があつたときは、その開示の請求をした者も、被告人のため上訴することができる。その上訴を棄却する決定に対しても、同様である。

第三百五十五條　原審における代理人又は弁護人は、被告人のため上訴をすることができる。

第三百五十六條　前三條の上訴は、被告人の明示した意思に反してこれをすることができない。

第三百五十七條　上訴は、裁判の一部に対してこれをすることができる。部分を限らないで上訴をしたときは、裁判の全部に対してしたものとみなす。

第三百五十八條　上訴の提起期間は、裁判が告知された日から進行する。

第三百五十九條　検察官、被告人又は第三百五十二條に規定する者は、上訴の取下をすることができる。

第三百六十條　第三百五十三條又は第三百五十四條に規定する者は、被告人の同意を得て、上訴の取下をすることができる。

第三百六十一條　上訴の取下をした者は、その事件について更に上訴をすることができない。

上訴の取下に同意をした被告人

も、同様である。

第三百六十二條　第三百五十一條乃至第三百五十五條の規定により上訴をすることができる者は、自己又は代人の責に帰することができない事由によつて上訴の提起期間内に上訴をすることができなかつたときは、原裁判所に上訴権回復の請求をすることができる。

第三百六十三條　上訴権回復の請求は、事由が止んだ日から上訴の提起期間に相当する期間内にこれをしなければならない。

上訴権回復の請求をする者は、その請求と同時に上訴の申立をしなければならない。

第三百六十四條　上訴権回復の請求についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百六十五條　上訴権回復の請求があつたときは、原裁判所は、前條の決定をするまで裁判の執行を停止する決定をすることができる。この場合には、被告人に対し勾留状を発することができる。

第三百六十六條　監獄にいる被告人が上訴の提起期間内に上訴の申立書を監獄の長又はその代理者に差し出したときは、上訴の提起期間内に上訴をしたものとみなす。

被告人が自ら申立書を作ることができないときは、監獄の長又はその代理者は、これを代書し、又は所属の吏員にこれをさせなければならない。

第三百六十七條　前條の規定は、監獄にいる被告人が上訴の取下又は上訴権回復の請求をする場合にこれを準用する。

第三百六十八條　検察官のみが上訴をした場合において、上訴が棄却されたとき、又は上訴の取下があつたときは、國は、当該事件の被告人であつた者に対し、上訴によりその審級において生じた費用の補償をする。

第三百六十九條　補償すべき費用の範囲は、被告人であつた者又はその弁護人であつた者が公判準備及び公判期日に出頭するに要した旅費、日当及び宿泊料並びに弁護人であつた者に対する報酬に限るものとし、その額に関しては、刑事訴訟費用に関する法律の規定中、被告人であつた者については証人、弁護人であつた者については弁護人に関する規定を準用する。

第三百七十條　補償は、被告人であつた者又はその代理人の請求により、当該上訴裁判所であつた最高裁判所又は高等裁判所が、決定を以てこれを行う。

前項の請求は、当該上訴を棄却する裁判の告知があつた後又は当該上訴の取下があつた後二箇月以内にこれをしなければならない。

第一項の決定で高等裁判所がしたものに対しては、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第三百七十一條　補償の請求、補償の支拂その他補償に関する手続については、この法律に特別の定のある場合を除いては、裁判所の規則の定めるところによる。

## 第二章　控訴

第三百七十二條　控訴は、地方裁判所又は簡易裁判所がした第一審の判決に対してこれをすることができる。

第三百七十三條　控訴の提起期間は、十四日とする。

第三百七十四條　控訴をするには、申立書を第一審裁判所に差し出さなければならない。

第三百七十五條　控訴の申立が明らかに控訴権の消滅後にされたものであるときは、第一審裁判所は、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第三百七十六條　控訴申立人は、裁判所の規則で定める期間内に控訴趣意書を控訴裁判所に差し出さなければならない。

控訴趣意書には、この法律又は裁判所の規則の定めるところにより、必要な疎明資料又は検察官若しくは弁護人の保証書を添附しなければならない。

第三百七十七條　左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることの充分な証明をすることができる旨の検察官又は弁護人の保証書を添附しなければならない。

一　法律に従つて判決裁判所を構成しなかつたこと。

二　法令により判決に関與することができない裁判官が判決に関與したこと。

三　審判の公開に関する規定に違反したこと。

第三百七十八條　左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記錄及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつてその事由があることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

一　不法に管轄又は管轄違を認めたこと。

二　不法に、公訴を受理し、又はこれを棄却したこと。

三　審判の請求を受けた事件について判決をせず、又は審判の請求を受けない事件について判決をしたこと。

四　判決に理由を附せず、又は理由にくいちがいがあること。

第三百七十九條　前二條の場合を除いて、訴訟手続に法令の違反があつてその違反が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記錄及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき法令の違反があることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

第三百八十條　法令の適用に誤があつてその誤が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その誤及びその誤が明らかに判決に影響を及ぼすべきことを示さなければならない。

第三百八十一條　刑の量定が不当であることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記錄及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて刑の量定が不当であることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

第三百八十二條　事実の誤認があつてその誤認が判決に影響を及ぼすことが明らかであることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、訴訟記錄及び原裁判所において取り調べた証拠に現われている事実であつて明らかに判決に影響を及ぼすべき誤認があることを信ずるに足りるものを援用しなければならない。

第三百八十三條　左の事由があることを理由として控訴の申立をした場合には、控訴趣意書に、その事由があることを疎明する資料を添附しなければならない。

一　再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。

二　判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第三百八十四條　控訴の申立は、第三百七十七條乃至前條に規定する事由があることを理由とするときに限り、これをすることができる。

第三百八十五條　控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであることが明らかなときは、控訴裁判所は、

決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定に対しては、第四百二十八條第二項の異議の申立をすることができる。この場合には、即時抗告に関する規定をも準用する。

第三百八十六條　左の場合には、控訴裁判所は、決定で控訴を棄却しなければならない。

一　第三百七十六條第一項に定める期間内に控訴趣意書を差し出さないとき。

二　控訴趣意書がこの法律若しくは裁判所の規則で定める方式に違反しているとき、又は控訴趣意書にこの法律若しくは裁判所の規則の定めるところに従い必要な疎明資料若しくは保証書を添附しないとき。

三　控訴趣意書に記載された控訴の申立の理由が、明らかに第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に該当しないとき。

前條第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

第三百八十七條　控訴審では、弁護士以外の者を弁護人に選任することはできない。

第三百八十八條　控訴審では、被告人のためにする弁論は、弁護人でなければ、これをすることができない。

第三百八十九條　公判期日には、検察官及び弁護人は、控訴趣意書に基いて弁論をしなければならない。

第三百九十條　控訴審においては、被告人は、公判期日に出頭すること を要しない。但し、裁判所は、五千円以下の罰金又は科料にあたる事件以外の事件について、被告人の出頭がその権利の保護のため重要であると認めるときは、被告人の出頭を命ずることができる。

第三百九十一條　弁護人が出頭しないとき、又は弁護人の選任がないときは、この法律により弁護人を要する場合又は決定で弁護人を附した場合を除いては、検察官の陳述を聴いて判決をすることができる。

第三百九十二條　控訴裁判所は、控訴趣意書に包含された事項は、これを調査しなければならない。

控訴裁判所は、控訴趣意書に包含されない事項であつても、第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由に関しては、職権で調査をすることができる。

第三百九十三條　控訴裁判所は、前條の調査をするについて必要があるときは、職権で事実の取調をすることができる。

前項の取調は、合議体の構成員にこれをさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第三百九十四條　第一審において証拠とすることができた証拠は、控訴審においても、これを証拠とすることができる。

第三百九十五條　控訴の申立が法令上の方式に違反し、又は控訴権の消滅後にされたものであるときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第三百九十六條　第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由がないときは、判決で控訴を棄却しなければならない。

第三百九十七條　第三百七十七條乃至第三百八十三條に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。

第三百九十八條　不法に、管轄違を言い渡し、又は公訴を棄却したことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を原裁判所に差し戻さなければならない。

第三百九十九條　不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄第一審裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、その事件について第一審の管轄権を有するときは、第一審として審判をしなければならない。

第四百條　前二條に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所に差し戻し、又は原裁判所と同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、控訴裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び控訴裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決することができる。

第四百一條　被告人の利益のため原判決を破棄する場合において、破棄の理由が控訴をした共同被告人に共通であるときは、その共同被告人のためにも原判決を破棄しなければならない。

第四百二條　被告人が控訴をし、又は被告人のため控訴をした事件については、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百三條　原裁判所が不法に公訴棄却の決定をしなかつたときは、決定で公訴を棄却しなければならない。

第三百八十五條第二項の規定は、前項の決定についてこれを準用する。

第四百四條　第二編中公判に関する規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、控訴の審判についてこれを準用する。

## 第三章　上告

第四百五條　高等裁判所がした第一審又は第二審の判決に対しては、左の事由があることを理由として上告の申立をすることができる。

一　憲法の違反があること又は憲法の解釈に誤があること。

二　最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

三　最高裁判所の判例がない場合に、大審院若しくは上告裁判所たる高等裁判所の判例又はこの法律施行後の控訴裁判所たる高等裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

第四百六條　最高裁判所は、前條の規定により上告をすることができる場合以外の場合であつても、法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件については、その判決確定前に限り、裁判所の規則の定めるところにより、自ら上告審としてその事件を受理することができる。

第四百七條　上告趣意書には、裁判所の規則の定めるところにより、上告の申立の理由を明示しなければならない。

第四百八條　上告裁判所は、上告趣意書その他の書類によつて、上告の申立の理由がないことが明らかであると認めるときは、弁論を経ないで、判決で上告を棄却することができる。

第四百九條　上告審においては、公判期日に被告人を召喚することを要しない。

第四百十條　上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由があるときは、判決で原判決を破棄しなければならない。但し、判決に影響を及ぼさないことが明らかな場合は、この限りでない。

第四百五條第二号又は第三号に規定する事由のみがある場合において、上告裁判所がその判例を変更して原判決を維持するのを相当とするときは、前項の規定は、これを適用しない。

第四百十一條　上告裁判所は、第四百五條各号に規定する事由がない場合であつても、左の事由があつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときは、判決で原判決を破棄することができる。

一　判決に影響を及ぼすべき法令の違反があること。

二　刑の量定が甚しく不当であること。
三　判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があること。
四　再審の請求をすることができる場合にあたる事由があること。
五　判決があつた後に刑の廃止若しくは変更又は大赦があつたこと。

第四百十二條　不法に管轄を認めたことを理由として原判決を破棄するときは、判決で事件を管轄控訴裁判所又は管轄第一審裁判所に移送しなければならない。

第四百十三條　前條に規定する理由以外の理由によつて原判決を破棄するときは、判決で、事件を原裁判所若しくは第一審裁判所に差し戻し、又はこれらと同等の他の裁判所に移送しなければならない。但し、上告裁判所は、訴訟記録並びに原裁判所及び第一審裁判所において取り調べた証拠によつて、直ちに判決をすることができるものと認めるときは、被告事件について更に判決をすることができる。

第四百十四條　前章の規定は、この法律に特別の定のある場合を除いては、上告の審判についてこれを準用する。

第四百十五條　上告裁判所は、その判決の内容に誤のあることを発見したときは、検察官、被告人又は弁護人の申立により、判決でこれを訂正することができる。

前項の申立は、判決の宣告があつた日から十日以内にこれをしなければならない。

上告裁判所は、適当と認めるときは、第一項に規定する者の申立により、前項の期間を延長することができる。

第四百十六條　訂正の判決は、弁論を経ないでもこれをすることができる。

第四百十七條　上告裁判所は、訂正の判決をしないときは、速やかに決定で申立を棄却しなければならない。

訂正の判決に対しては、第四百十五條第一項の申立をすることはできない。

第四百十八條　上告裁判所の判決は、宣告があつた日から第四百十五條の期間を経過したとき、又はその期間内に同條第一項の申立があつた場合には訂正の判決若しくは申立を棄却する決定があつたときに、確定する。

## 第四章　抗告

第四百十九條　抗告は、特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合の外、裁判所のした決定に対してこれをすることができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

第四百二十條　裁判所の管轄又は訴訟手続に関し判決前にした決定に対しては、この法律に特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合を除いては、抗告をすることはできない。

前項の規定は、勾留、保釈、押収又は押収物の還付に関する決定及び鑑定のためにする留置に関する決定については、これを適用しない。

上告裁判所は、適当と認めるときは、第一項に規定する者の申立により、前項の期間を延長することができる。

第四百十六條　訂正の判決は、弁論を経ないでもこれをすることができる。

第四百十七條　上告裁判所は、訂正の判決をしないときは、速やかに決定で申立を棄却しなければならない。

訂正の判決に対しては、第四百十五條第一項の申立をすることはできない。

第四百十八條　上告裁判所の判決は、宣告があつた日から第四百十五條の期間を経過したとき、又はその期間内に同條第一項の申立があつた場合には訂正の判決若しくは申立を棄却する決定があつたときに、確定する。

## 第四章　抗告

第四百十九條　抗告は、特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合の外、裁判所のした決定に対してこれをすることができる。但し、この法律に特別の定のある場合は、この限りでない。

第四百二十條　裁判所の管轄又は訴訟手続に関し判決前にした決定に対しては、この法律に特に即時抗告をすることができる旨の規定がある場合を除いては、抗告をすることはできない。

勾留に対しては、前項の規定にかかわらず、犯罪の嫌疑がないことを理由として抗告をすることはできない。

第四百二十一條　抗告は、即時抗告を除いては、何時でもこれをすることができる。但し、原決定を取り消しても実益がないようになつたときは、この限りでない。

第四百二十二條　即時抗告の提起期間は、三日とする。

第四百二十三條　抗告をするには、申立書を原裁判所に差し出さなければならない。

原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、決定を更正しなければならない。抗告の全部又は一部を理由がないと認めるときは、申立書を受け取つた日から三日以内に意見書を添えて、これを抗告裁判所に送付しなければならない。

第四百二十四條　抗告は、即時抗告を除いては、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、原裁判所は、決定で、抗告の裁判があるまで執行を停止することができる。

抗告裁判所は、決定で裁判の執行を停止することができる。

第四百二十五條　即時抗告の提起期間内及びその申立があつたときは、裁判の執行は、停止される。

第四百二十六條　抗告の手続がその規定に違反したとき、又は抗告が理由のないときは、決定で抗告を棄却しなければならない。

抗告が理由のあるときは、決定で原決定を取り消し、必要がある場合には、更に裁判をしなければならない。

第四百二十七條　抗告裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。

第四百二十八條　高等裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。

即時抗告をすることができる旨の規定がある決定並びに第四百十九條及び第四百二十條の規定により抗告をすることができる決定で高等裁判所がしたものに対しては、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。

前項の異議の申立に関しては、抗告に関する規定を準用する。即時抗告をすることができる旨の規定がある決定に対する異議の申立に関しては、即時抗告に関する規定をも準用する。

第四百二十九條　裁判官が左の裁判をした場合において、不服がある者は、簡易裁判所の裁判官がした裁判に対しては管轄地方裁判所に、その他の裁判官がした裁判に対してはその裁判官所属の裁判所にその裁判の取消又は変更を請求することができる。

一　忌避の申立を却下する裁判
二　勾留、押収又は押収物の還付に関する裁判
三　鑑定のため留置を命ずる裁判
四　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人に対して過料又は費用の賠償を命ずる裁判
五　身体の検査を受ける者に対して過料又は費用の賠償を命ずる裁判

第四百二十條第三項の規定は、前項の請求についてこれを準用する。

第一項の請求を受けた地方裁判所は、合議体で決定をしなければならない。

第一項第四号又は第五号の裁判の取消又は変更の請求は、その裁判のあつた日から三日以内にこれをしなければならない。

前項の請求期間及びその請求があつたときは、裁判の執行は、停止される。

第四百三十條　検察官又は検察事務官のした第三十九條第三項の処分又は押収若しくは押収物の還付に関する処分に不服がある者は、その検察官又は検察事務官が所属する検察廳の対應する裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

司法警察職員のした前項の処分に不服がある者は、司法警察職員の職務執行地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所にその処分の取消又は変更を請求することができる。

前二項の請求については、行政事件訴訟に関する法令の規定は、これを適用しない。

第四百三十一條　前二條の請求をするには、請求書を管轄裁判所に差し出さなければならない。

第四百三十二條　第四百二十四條、

第四百二十六條及び第四百二十七條の規定は、第四百二十九條及び第四百三十條の請求があつた場合にこれを準用する。

第四百三十三條　この法律により不服を申し立てることができない決定又は命令に対しては、第四百五條に規定する事由があることを理由とする場合に限り、最高裁判所は特に抗告をすることができる。

前項の抗告の提起期間は、五日とする。

第四百三十四條　第四百二十三條、第四百二十四條及び第四百二十六條のある場合を除いては、この法律に特別の定項の抗告についてこれを準用する。

第四編　再審

第四百三十五條　再審の請求は、左の場合において、有罪の言渡をした確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる。

一　原判決の証拠となつた証拠書類又は証拠物が確定判決により偽造又は変造であつたことが証明されたとき。

二　原判決の証拠となつた証言、鑑定、通訳又は翻訳が確定判決により虚偽であつたことが証明されたとき。

三　有罪の言渡を受けた者を誣告した罪が確定判決により証明されたとき。但し、誣告により有罪の言渡を受けたときに限る。

四　原判決の証拠となつた裁判が確定裁判により変更されたとき。

五　特許権、実用新案権、意匠権又は商標権を害した罪により有罪の言渡をした事件について、その権利の無効の審決が確定したとき、又は無効の判決があつたとき。

六　有罪の言渡を受けた者に対して無罪若しくは免訴を言い渡し、刑の言渡を受けた者に対して刑の免除を言い渡し、又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見したとき。

七　原判決に関与した裁判官、原判決の証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官又は原判決の証拠となつた書面を作成し若しくは供述をした検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が被告事件について職務に関する罪を犯したことが確定判決により証明されたとき。但し、原判決をする前に裁判官、検察官、検察事務官又は司法警察職員に対して公訴の提起があつた場合には、原判決をした裁判所がその事実を知らなかつたときに限る。

第四百三十六條　再審の請求は、左の場合において、控訴又は上告を棄却した確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これをすることができる。

一　前條第一号又は第二号に規定する事由があるとき。

二　原判決又はその証拠となつた証拠書類の作成に関与した裁判官について前條第七号に規定する事由があるとき。

第一審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、控訴棄却の判決に対しては、再審の請求をすることはできない。

第一審又は第二審の確定判決に対して再審の請求をした事件について再審の判決があつた後は、上告棄却の判決に対して、再審の請求をすることができない。

第四百三十七條　前二條の規定に従い、確定判決により犯罪が証明されたことを再審の請求の理由とすべき場合において、その確定判決を得ることができないときは、その事実を証明して再審の請求をすることができる。但し、証拠がないという理由によつて確定判決を得ることができないときは、この限りでない。

第四百三十八條　再審の請求は、原判決をした裁判所がこれを管轄する。

第四百三十九條　再審の請求は、左の者がこれをすることができる。

一　検察官

二　有罪の言渡を受けた者

三　有罪の言渡を受けた者の法定代理人及び保佐人

四　有罪の言渡を受けた者が死亡し、又は心神喪失の状態に在る場合には、その配偶者、直系の親族及び兄弟姉妹

第四百三十五條第七号又は第四百三十六條第一項第二号に規定する事由による再審の請求は、有罪の言渡を受けた者がその罪を犯させた場合には、検察官でなければこれをすることができない。

第四百四十條　検察官以外の者は、再審の請求をする場合には、弁護人を選任することができる。

前項の規定による弁護人の選任は、再審の判決があるまでその効力を有する。

第四百四十一條　再審の請求は、刑の執行が終り、又はその執行を受けることがないようになつたときでも、これをすることができる。

第四百四十二條　再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察廳の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる。

第四百四十三條　再審の請求は、これを取り下げることができる。

再審の請求を取り下げた者は、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることができない。

第四百四十四條　第三百六十六條の規定は、再審の請求及びその取下についてこれを準用する。

第四百四十五條　再審の請求を受けた裁判所は、必要があるときは、合議体の構成員に再審の請求の理由について、事実の取調をさせ、又は地方裁判所若しくは簡易裁判所の裁判官にこれを嘱託することができる。この場合には、受命裁判官及び受託裁判官は、裁判所又は裁判長と同一の権限を有する。

第四百四十六條　再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。

再審開始の決定をしたときは、決定で刑の執行を停止することができる。

第四百四十七條　再審の請求が理由のないときは、決定でこれを棄却しなければならない。

前項の決定があつたときは、何人も、同一の理由によつては、更に再審の請求をすることはできない。

第四百四十八條　再審の請求が理由のあるときは、再審開始の決定をしなければならない。

第四百四十九條　控訴を棄却した確定判決とその判決によつて確定した第一審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所が再審の判決をしたときは、控訴裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第一審又は第二審の判決に対する上告を棄却した判決とその判決によつて確定した第一審又は第二審の判決とに対して再審の請求があつた場合において、第一審裁判所又は控訴裁判所が再審の判決をしたときは、上告裁判所は、決定で再審の請求を棄却しなければならない。

第四百五十條　第四百四十六條、第四百四十七條第一項、第四百四十八條第一項又は前條第一項の決定

に対しては、即時抗告をすることができる。

第四百五十一條　裁判所は、再審開始の決定が確定した事件については、第四百四十九條の場合を除いては、その審級に従い、更に審判をしなければならない。

左の場合には、第三百十四條第一項本文及び第三百三十九條第一項第三号の規定は、前項の審判にこれを適用しない。

一　死亡者又は回復の見込がない心神喪失者のために再審の請求がされたとき。

二　有罪の言渡を受けた者が、再審の判決がある前に、死亡し、又は心神喪失の状態に陥りその回復の見込がないとき。

前項の場合には、被告人の出頭がなくても、審判をすることができる。但し、弁護人が出頭しなければ開廷することはできない。

第二項の場合において、再審の請求をした者が弁護人を選任しないときは、裁判長は、職権で弁護人を附しなければならない。

第四百五十二條　再審においては、原判決の刑より重い刑を言い渡すことはできない。

第四百五十三條　再審において無罪の言渡をしたときは、官報及び新聞紙に掲載して、その判決を公示しなければならない。

第五編　非常上告

第四百五十四條　検事総長は、判決が確定した後その事件の審判が法令に違反したことを発見したときは、最高裁判所に非常上告をすることができる。

第四百五十五條　非常上告をするには、その理由を記載した申立書を最高裁判所に差し出さなければならない。

第四百五十六條　公判期日には、検察官は、申立書に基いて陳述をしなければならない。

第四百五十七條　非常上告が理由のないときは、判決でこれを棄却しなければならない。

第四百五十八條　非常上告が理由のあるときは、左の区別に従い、判決をしなければならない。

一　原判決が法令に違反したときは、その違反した部分を破棄する。但し、原判決が被告人のため不利益であるときは、これを破棄して、被告事件について更に判決をする。

二　訴訟手続が法令に違反したときは、その違反した手続を破棄する。

第四百五十九條　非常上告の判決は、前條第一号但書の規定によりされたものを除いては、その効力を被告人に及ぼさない。

第四百六十條　裁判所は、申立書に包含された事項に限り、調査をしなければならない。裁判所は、裁判所の管轄、公訴の受理及び訴訟手続に関しては、事実の取調をすることができる。この場合には、第三百九十三條第二項の規定を準用する。

第六編　略式手続

第四百六十一條　簡易裁判所は、検察官の請求により、その管轄に属する事件について、公判前、略式命令で、五千円以下の罰金又は科料を科することができる。この場合には、刑の執行猶予をし、没収を科し、その他附随の処分をすることができる。

略式命令は、被疑者が検察官から略式命令の請求をすることを告げられた日から七日を経過した後であつて、且つ、略式手続によることについて被疑者に異議がないときに限り、これをすることができる。

第四百六十二條　略式命令の請求は、公訴の提起と同時に、書面でこれをしなければならない。

第四百六十三條　前條の請求があつた場合において、その事件が略式命令をすることができないものであり、又はこれをすることが相当でないものであると思料するときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。但し、裁判所法第三十三條第二項の場合には、決定で事件を管轄地方裁判所に移送しなければならない。

第四百六十四條　略式命令には、罪となるべき事実、適用した法令、科すべき刑及び附随の処分並びに略式命令の告知があつた日から七日以内に正式裁判の請求をすることができる旨を示さなければならない。

第四百六十五條　略式命令を受けた者又は検察官は、その告知を受けた日から七日以内に正式裁判の請求をすることができる。

正式裁判の請求は、略式命令をした裁判所に、書面でこれをしなければならない。正式裁判の請求があつたときは、裁判所は、速やかにその旨を検察官又は略式命令を受けた者に通知しなければならない。

第四百六十六條　正式裁判の請求は、第一審の判決があるまでこれを取り下げることができる。

第四百六十七條　第三百五十三條、第三百五十五條乃至第三百五十七條及び第三百五十九條乃至第三百六十五條の規定は、正式裁判の請求又はその取下についてこれを準用する。

第四百六十八條　正式裁判の請求が法令上の方式に違反し、又は請求権の消滅後にされたものであるときは、決定でこれを棄却しなければならない。この決定に対しては、即時抗告をすることができる。

正式裁判の請求を適法とするときは、通常の規定に従い、審判をしなければならない。この場合には、第四百六十三條但書の規定を準用する。

前項前段の場合においては、略式命令に拘束されない。

第四百六十九條　正式裁判の請求により判決をしたときは、略式命令は、その効力を失う。

第四百七十條　略式命令は、正式裁判の請求期間の経過又はその請求の取下により、確定判決と同一の効力を生ずる。

正式裁判の請求を棄却する裁判が確定したときも、同様である。

第七編　裁判の執行

第四百七十一條　裁判は、この法律に特別の定のある場合を除いては、確定した後これを執行する。

第四百七十二條　裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対應する検察廳の検察官がこれを指揮する。

但し、第七十條第一項但書の場合、第百八條第一項但書の場合その他その性質上裁判所又は裁判官が指揮すべき場合は、この限りでない。

上訴の裁判又は上訴の取下により下級の裁判所の裁判を執行する場合には、上訴裁判所に対應する検察廳の検察官がこれを指揮する。

但し、訴訟記録が下級の裁判所又はその裁判所に対應する検察廳に在るときは、その裁判所に対應する検察廳の検察官が、これを指揮する。

第四百七十三條　裁判の執行の指揮は、書面でこれをし、これに裁判書又は裁判を記載した調書の謄本又は抄本を添えなければならない。但し、刑の執行を指揮する場合を除いては、裁判書の原本、謄本若しくは抄本又は裁判を記載した調書の謄本若しくは抄本に認印して、これをすることができる。

第四百七十四條　二以上の主刑の執行は、罰金及び科料を除いては、その重いものを先にする。但し、最高検察廳の検察官は検事総長の許可を得て、重い刑の執行を停止して、他の刑の執行をさせることができ

る。

第四百七十五條　死刑の執行は、法務總裁の命令による。

前項の命令は、判決確定の日から六箇月以内にこれをしなければならない。但し、上訴權回復若しくは再審の請求、非常上告若しくは恩赦の出願若しくは申出がされその手続が終了するまでの期間及び共同被告人であつた者に対する判決が確定するまでの期間は、これをその期間に算入しない。

第四百七十六條　法務總裁が死刑の執行を命じたときは、五日以内にその執行をしなければならない。

第四百七十七條　死刑は、檢察官、檢察事務官及び監獄の長又はその代理者の立会の上、これを執行しなければならない。

檢察官又は監獄の長の許可を受けた者でなければ、刑場に入ることはできない。

第四百七十八條　死刑の執行に立ち会つた檢察事務官は、執行始末書を作り、檢察官及び監獄の長又はその代理者とともに、これに署名押印しなければならない。

第四百七十九條　死刑の言渡を受けた者が心神喪失の狀態に在るときは、法務總裁の命令によつて執行を停止する。

死刑の言渡を受けた女子が懐胎しているときは、法務總裁の命令によつて執行を停止する。

前二項の規定により死刑の執行を停止した場合には、心神喪失の狀態が回復した後又は出産の後に法務總裁の命令がなければ、執行することはできない。

第四百七十五條第二項の規定は、前項の命令についてこれを準用する。この場合において、判決確定の日とあるのは、心神喪失の狀態が回復した日又は出産の日と読み替えるものとする。

第四百八十條　懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が心神喪失の狀態に在るときは、刑の言渡をした裁判所に対應する檢察廳の檢察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方檢察廳の檢察官の指揮によつて、その狀態が回復するまで執行を停止する。

第四百八十一條　前條の規定により刑の執行を停止した場合には、檢察官は、刑の言渡を受けた者を監護義務者又は地方公共團体の長に引き渡し、病院その他の適当な場所に入れさせなければならない。

刑の執行を停止された者は、前項の処分があるまでこれを監獄に留置し、その期間を刑期に算入する。

第四百八十二條　懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者について左の事由があるときは、刑の言渡をした裁判所に対應する檢察廳の檢察官又は刑の言渡を受けた者の現在地を管轄する地方檢察廳の檢察官の指揮によつて執行を停止することができる。但し、最高檢察廳の檢察官にあつては檢事總長の、その他の檢察官にあつては檢事長の許可を得なければならない。

一　刑の執行によつて、著しく健康を害するとき、又は生命を保つことのできない虞があるとき。

二　年齢七十年以上であるとき。

三　受胎後百五十日以上であるとき。

四　出産後六十日を経過しないとき。

五　刑の執行によつて回復することのできない不利益を生ずる虞があるとき。

六　祖父母又は父母が年齢七十年以上又は重病若しくは不具で、他にこれを保護する親族がないとき。

七　子又は孫が幼年で、他にこれを保護する親族がないとき。

八　その他重大な事由があるとき。

第四百八十三條　第五百條に規定する申立の期間内及びその申立があつたときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判の執行は、その申立についての裁判が確定するまで停止される。

第四百八十四條　死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が拘禁されていないときは、檢察官は、執行のためこれを呼び出さなければならない。呼出に應じないときは、收監狀を発しなければならない。

第四百八十五條　死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者が逃亡したとき、又は逃亡する虞があるときは、檢察官は、直ちに收監狀を発し、又は司法警察員にこれを発せしめることができる。

第四百八十六條　死刑、懲役、禁錮又は拘留の言渡を受けた者の現在地が判らないときは、檢察官は、檢事長にその收監を請求することができる。

請求を受けた檢事長は、その管内の檢察官に收監狀を発せしめなければならない。

第四百八十七條　收監狀には、刑の言渡を受けた者の氏名、住居、年齢、刑名、刑期その他收監に必要な事項を記載し、檢察官又は司法警察員が、これに記名押印しなければならない。

第四百八十八條　收監狀は、勾引狀と同一の効力を有する。

第四百八十九條　收監狀の執行については、勾引狀の執行に関する規定を準用する。

第四百九十條　罰金、科料、没收、追徴、過料、没収、訴訟費用、費用賠償又は仮納付の裁判は、檢察官の命令によつてこれを執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

前項の裁判の執行については、民事訴訟に関する法令の規定を準用する。但し、執行前に裁判の送達をすることを要しない。

第四百九十一條　没收又は租税その他の公課若しくは專賣に関する法令の規定により言い渡した罰金若しくは追徴は、刑の言渡を受けた者が判決の確定した後死亡した場合には、相続財産についてこれを執行することができる。

第四百九十二條　法人に対して罰金、科料、没收又は追徴を言い渡した場合に、その法人が判決の確定した後合併によつて消滅したときは、合併の後存続する法人又は合併によつて設立された法人に対して執行することができる。

第四百九十三條　第一審と第二審とにおいて、仮納付の裁判があつた場合に、第一審の仮納付の裁判について既に執行があつたときは、その執行は、これを第二審の仮納付の裁判で納付を命ぜられた金額の限度において、第二審の仮納付の裁判についての執行とみなす。

前項の場合において、第一審の仮納付の裁判の執行によつて得た金額が第二審の仮納付の裁判で納付を命ぜられた金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十四條　仮納付の裁判の執行があつた後に、罰金、科料又は追徴の裁判が確定したときは、その金額の限度において刑の執行があつたものとみなす。

前項の場合において、仮納付の裁判の執行によつて得た金額が罰金、科料又は追徴の金額を超えるときは、その超過額は、これを還付しなければならない。

第四百九十五條　上訴の提起期間中の未決勾留の日数は、上訴申立後の未決勾留の日数を除き、全部これを本刑に通算する。

上訴申立後の未決勾留の日数は、左の場合には、全部これを本刑に通算する。

一　檢察官が上訴を申し立てたとき。

二　檢察官以外の者が上訴を申し立てた場合においてその上訴審

において原判決が破棄されたとき。

前二項の規定による通算については、未決勾留の一日を刑期の一日又は金額の二十円に折算する。

上訴裁判所が原判決を破棄した後の未決勾留は、上訴中の未決勾留日数に準じて、これを通算する。

第四百九十六條　没收物は、検察官がこれを処分しなければならない。

第四百九十七條　没收を執行した後三箇月以内に、権利を有する者が没收物の交付を請求したときは、検察官は、破壊し、又は廃棄すべき物を除いては、これを交付しなければならない。

没收物を処分した後前項の請求があつた場合には、検察官は、公賣によつて得た代價を交付しなければならない。

第四百九十八條　偽造し、又は変造された物を返還する場合には、偽造又は変造の部分をその物に表示しなければならない。

偽造し、又は変造された物が押收されていないときは、これを提出させて、前項に規定する手続をしなければならない。但し、その物が公務所に属するときは、偽造又は変造の部分を公務所に通知して相当な処分をさせなければならない。

第四百九十九條　押收物の還付を受けるべき者の所在が判らないため、又はその他の事由によつて、その物を還付することができない場合には、検察官は、その旨を官報で公告しなければならない。

公告をしたときから六箇月以内に還付の請求がないときは、その物は國庫に帰属する。

前項の期間内でも、價値のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、これを公賣してその代價を保管することができる。

第五百條　訴訟費用の負担を命ぜられた者は、貧困のためこれを完納することができないときは、訴訟費用の負担を命ずる裁判を言い渡した裁判所に、訴訟費用の全部又は一部について、その裁判の執行の免除の申立をすることができる。

前項の申立は、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した後十日以内にこれをしなければならない。

第五百一條　刑の言渡を受けた者は、裁判の解釈について疑があるときは、言渡をした裁判所に裁判の解釈を求める申立をすることができる。

第五百二條　裁判の執行を受ける者又はその法定代理人若しくは保佐人が、執行に関し検察官のした処分を不当とするときは、言渡をした裁判所に異議の申立をすることができる。

第五百三條　前三條の申立は、決定があるまでこれを取り下げることができる。

第三百六十六條の規定は、前三條の申立及びその取下についてこれを準用する。

第五百四條　第五百條乃至第五百三條の申立についてした決定に対しては、即時抗告をすることができる。

第五百五條　罰金又は科料を完納することができない場合における労役場留置の執行については、刑の執行に関する規定を準用する。

第五百六條　第四百九十條第一項の裁判の執行の費用は、執行を受ける者の負担とし、民事訴訟に関する法令の規定に準じて、執行と同時にこれを取り立てなければならない。

附　則

この法律は、昭和二十四年一月一日から、これを施行する。

刑事訴訟法を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

（都合により最終号の附録に掲載）

人身保護法案

人身保護法

第一條　この法律は、基本的人権を保障する日本國憲法の精神に従い、國民をして、現に、不当に奪われている人身の自由を、司法裁判により、迅速、且つ、容易に回復せしめることを目的とする。

第二條　法律上正当な手続によらないで、身体の自由を拘束されている者は、この法律の定めるところにより、その救済を請求することができる。

何人も被拘束者のために、前項の請求をすることができる。

第三條　前條の請求は、弁護士を代理人として、これをしなければならない。但し、特別の事情がある場合には、請求者がみずからすることを妨げない。

第四條　第二條の請求は、書面又は口頭をもつて、被拘束者、拘束者又は請求者の所在地を管轄する高等裁判所若しくは地方裁判所に、これをすることができる。

第五條　請求には、左の事項を明らかにし、且つ、疎明資料を提供することを要する。

第六條　裁判所は、第二條の請求については、速かに裁判しなければならない。

一　被拘束者の氏名

二　請願の趣旨

三　拘束の事実

四　知れている拘束者

五　知れている拘束の場所

第七條　裁判所は、請求がその要件又は必要な疎明を欠いているときは、決定をもつてこれを却下することができる。

第八條　第二條の請求を受けた裁判所は、請求者の申立に因り又は職権をもつて、適当と認める他の管轄裁判所に、事件を移送することができる。

第九條　裁判所は、前二條の場合を除く外、審問期日における取調の準備のために、直ちに拘束者、被拘束者、請求者及びその代理人その他事件関係者の陳述を聴いて、拘束の事由その他の事項について、必要な調査をすることができる。

前項の準備調査は、合議体の構成員をしてこれをさせることができる。

第十條　裁判所は、必要があると認めるときは、第十六條の判決をする前に、決定をもつて、仮りに、被拘束者を拘束から免れしめるために、何時でも呼出しに應じて出頭することを誓約させ又は適当と認める條件を附して、被拘束者を釈放しその他適当な処分をすることができる。

前項の被拘束者が呼出に應じて出頭しないときは、勾引することができる。

第十一條　準備調査の結果、請求の理由のないことが明白なときは、裁判所は審問手続を経ずに、決定をもつて請求を棄却する。

前項の決定をなす場合には、裁判所は、さきになした前條の処分を取消し、且つ、被拘束者に出頭を命じ、これを拘束者に引渡す。

第十二條　第七條又は前條第一項の場合を除く外、裁判所は一定の日時及び場所を指定し、審問のために請求者又はその代理人、被拘束者及び拘束者を召喚する。

拘束者に対しては、被拘束者を前項指定の日時、場所に出頭させることを命ずると共に、前項の審問期日までに拘束の日時、場所及びその事由について、答弁書を提出することを命ずる。

前項の命令書には、拘束者が命令に従わないときは、勾引し又は命令に従うまで勾留することがある旨及び遅延一日について、五百円以下の過料に処することがある旨を附記する。

命令書の送達と審問期日との間には、三日の期間をおかなければ

ならない。審問期日は、第二條の請求の但し、特別の事情があるときは、あつた日から一週間以内に、これを開かなければならない。期間は各々これを短縮又は伸長することができる。

第十三條　前條の命令は、拘束に関する令状を発した裁判長及び検察官に、これを通告することを要する。

前項の裁判所の裁判官及び検察官は、審問期日に立会うことができる。

第十四條　審問期日における取調は、被拘束者、拘束者、請求者及びその代理人の出席する公開の法廷において、これを行う。

代理人のないときは、裁判所は弁護士の中から、これを選任せねばならない。

前項の代理人は、旅費、日当、宿泊料及び報酬を請求することができる。

第十五條　審問期日においては、請求者の陳述及び拘束者の答弁を聴いた上、疏明資料の取調を行う。

拘束者は、拘束の事由を疏明することを要する。

第十六條　裁判所は審問の結果、請求を理由なしとするときは、判決をもつてこれを棄却し、被拘束者を拘束者に引渡す。

前項の場合においては、第十一條第二項の規定を準用する。

請求を理由ありとするときは、判決をもつて被拘束者を直ちに釈放する。

第十七條　第七條、第十一條第一項及び前條の裁判において、拘束者又は請求者に対して、手続に要した費用の全部又は一部を負担させることが出来る。

第十八條　裁判所は、拘束者が第十二條第二項の命令に従わないときは、これを勾引し又は命令に従うまで勾留すること並びに遅延一日について、五百円以下の罰金をもつて過料に処することができる。

第十九條　被拘束者から弁護士を依頼する旨の申出があつたときは、拘束者は遅滞なくその旨を、被拘束者の指定する弁護士に通知しなければならない。

第二十條　第二條の請求を受けた裁判所又は移送を受けた裁判所は、直ちに事件を最高裁判所に通知し、且つ事件処理の経過並びに結果を同裁判所に報告することを要する。

第二十一條　下級裁判所の判決に対しては、三日内に最高裁判所に上訴することができる。

第二十二條　最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、下級裁判所に係属する事件が、如何なる程度にあるを問わず、これを送致せしめて、みずから処理することができる。

前項の場合において、最高裁判所は下級裁判所のなした裁判及び処分を取消し又は変更することができる。

第二十三條　最高裁判所は、請求、審問、裁判その他の事項について、必要な規則を定めることができる。

第二十四條　他の法律によつてなされた裁判であつて、被拘束者に不利なものは、この法律に基く裁判と抵触する範囲において、その効力を失う。

第二十五條　この法律によつて救済を受けた者は、裁判所の判決によらなければ、同一の事由によつて重ねて拘束されない。

第二十六條　被拘束者を移動、蔵匿、隠避しその他この法律による救済を妨げる行為をした者若しくは第十二條第二項の答弁書に、ことさら虚偽の記載をした者は、二年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

附　則

この法律は、公布の後六十日を経過した日から、これを施行する。

人身保護法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十三年六月二十八日

参議院議長　松平　恒雄

衆議院議長松岡駒吉殿

人身保護法案（参議院提出）に関する報告書

（都合により最終号の附録に掲載）

○井伊誠一君（登壇）

（井伊誠一君登壇）

ただいま議題となりました刑事訴訟法を改正する法律案について、司法委員会におきまする審議の経過及び結果の概略を御報告いたします。

まず、提案の趣旨を申し上げます。

本案は、日本国憲法の実施に伴いまして、その根本理想である基本的人権の尊重の線に即応するように、刑事手続を全面的に改正する必要から提案されたものでありまして、七編五百六箇條から成り立つ、すこぶる厖大な法案であります。以下、本案の内容を概略的に申し上げますが、本案は、憲法に現われておる英米法的刑事手続の長所と、大陸法的刑事手続の長所とを調整統合したものでありまして、改正の要点は、第一に、公訴の提起が起訴状一本となつた点であります。従来のように、捜査記録や証拠を裁判所に公訴と同時に提出することは全然禁止し、もつて裁判官に予断を抱かしめないように、裁判官をして公判廷及び被告人には全然白紙をもつて臨ましめるようにしたことであります。

第二に、徹底的公判中心主義をとり、なかんずく、第一審の公判が名実ともに全手続の中核的構造となつておる点であります。事実及び証拠の取調べは、第一審において全力をあげて丁重になされ、検察官及び被告側は、原則として、この一戦という態度をもつて鋭剣に攻防を盡すのであります。

第三に、被告人が原告官なる検察官と対立する当事者として、その地位を高められた点であります。被告人は、有罪判決があるまでは無罪の推定を受け、当事者としての地位が十分に認められることになつたのであります。すなわち、従来のような証拠をとるための被告人導問制度は廃止せられ、これに代つて黙秘権が認められまして、終始黙つておることもできることになりましたので、従来のように自白を偏重し、自白を強要するあまり、人権蹂躙に陥りやすかつた弊は、断ち切られたのであります。また権利保釈の制度が認められ、あるいはクロス・エサザミネーションを運用し得るようになつたことなども、その現われであります。

第四に、控訴審が現行法と異なり、いわゆる事後審、すなわち第一審判決の当否を判断するものとなつた点であります。

第五に、いわゆる人権蹂躙事件、刑法の百九十三條から百九十六條まで、すなわち職権濫用、暴行、陵虐の罪に関する検察官の不起訴処分に対しては、管轄地方裁判所は告訴告発者の請求により、その事件を裁判所の審判に付することができるようになつた点であります。

以上が改正の要点でありますが、本案は、五月二十六日当委員会に付託されましたので、同月二十八日以後二回にわたつて、政府に対し提案理由及びその細部に関する説明を求めた後、若干の研究準備期間をおき、いよ〳〵六月四日から、当委員会は全委員をあげてこの厖大な法案と取組み、日曜日にも出勤するまでにいたしまして、ほとんど連日熱心な質疑を重ねてまいつたのでありますが、その詳細は会議録に譲ることにいたしまして、今質疑応答の重要なもの若干を御披露いたします。

第一点、まず施行期についてでありますが、これだけの大改革が行われているのに、わずか半年の準備期間をおいて来年一月一日から実施することができるかとの質問に対し、政府から、新憲法施行とともに重大な改革をした臨急措置法の貴重な経験に鑑し、十全とは言いがたいが、来年一月一日から実施し得ると思う、なお、施行法等関

係法規の整備及び人件費、物件費等の予算は、來るべき議会の劈頭に提出する予定である旨の答弁がありました。

第二点、人権擁護の立場から新たに設けられた主任弁護人制度及び弁護人の数の制限につき、重要な質問が行われました。その詳細は省きますが、結論的に申しますと、この点につきましては、後に申し上げますやうな各党共同の修正案が提出せらるることになつたのであります。

第三点、身柄を拘束する勾留の條件として、犯罪の嫌疑のほか、留置しなければならない必要條件を規定しないことは、人権蹂躙の弊を生ずることになりはしないか、また、一旦拘束してから解放するということでなく、初めから不当拘束が起らないようにするためにも、留置條件を付する要があるではないかとの質問に対し、政府から、本案においては、身柄の不拘束と自白強要禁止を建前とするから、勾留の必要がないものを勾留することはあるまいが、かりにあつたとしても、権利保釈、勾留の取消、勾留の執行停止等により十分救済し得ると思う旨の答弁がありましたが、これに対し委員から、権利保釈が有名無実にならぬように法文の上に明確にする要があるどの希望的意見の開陳がありました。

第四点、科学捜査の用意についてでありますが、被告人の当事者としての地位が高められ、被告人に黙秘権が認められた結果、科学的捜査の裏づけが必要であると思うが、その用意いかんとの質問に対し、政府から、犯罪捜査は無電からといわれるほど無電装置の必要性を痛感するのであるが、全國の検察廳に無電装置をするには二百五十億円の経費を要する、現下の國家財政では、残念ながら実現困難である、國力の回復に従い、必ず実現してみたいものである、また、科学捜査を担当する犯罪科学研究所は國家公安委員会の所管するところとなつたから、これらの施設を引用して第一線検察職員の訓練に十分注意していく旨の答弁がありました。

第五点、裁判のスピード化のため速記制度を認めよとの希望的質問に対し、政府から、將來は職員に速記術を習得せしめて、公判調書は速記によることにしたい、しかし、それが実現せられるまでの間、被告人側からつけられた速記をいかように取扱うかということは問題であるが、それは最高裁判所のルールに譲つて、なるべくこれを援用し得る方向にもつていきたい旨の答弁がありました。

第六点、國民主権の立場から、一般行政や警察教育には、いずれも國民の参加が認められているのに、裁判に國民参加の制を認めなかつたのは何ゆえかとの質問に対し、政府から、立案の際陪審制度も十分考慮したのであるが本案実施のためだけにすら裁判官、検察官合わせて数百名を要し、さらにその他の職員まで合わせると数千人を要し、廳舎等の設備も現在の倍を要するような次第である、この大改革をやる際であるから、陪審も実施したいのであるが、國家財政の現状からしては、梅も櫻も一時に咲かせることのできないのはまことに残念である、國力回復の日を期して実現したい旨の答弁がありました。

最後に第七点として、控訴審をいわゆる事後審と改めた点について、人権擁護の観点から最も活発な論議が行われたのであります。委員側から、統計によれば、昭和九年から十六年まで八箇年間の控訴事件は年平均七千八百八十四件で、うち第二審判決の結果覆くつがえつたものが年平均二千百七十五件で、すなわち三一%は刑の量定不当ということになつている、また、昭和十一年には死刑二十五名のうち四名の生命が、同十五年には死刑十二名のうち二名の生命が控訴審で救われている、現行の覆審制度は、十分にその偉力を発揮している、ところが本案によれば、控訴に審おいては、被告側から第一審で提出できなかつた新しい証拠が提出できないことになつており、控訴審がおろそかになりはせぬかとの質問に対し、政府から、従來のような複審制度をとると、どうしても第二審の公判に重点がおかれ、第一審はおろそかになりがちで、指摘せられるような結果も現われると思うが、本案の第一審においては、当事者は全力をあげて攻防をこの一戦に集中することになり、二回戦、三回戦と、同じことをだら〳〵繰返えすことがないので、事実や証拠は第一審に出盡すことになる、ただ神のわざでないから、誤りなしとしない、それで、控訴審は複審ではないが、第一審判決の当否を判断するために、職権で刑の量定不当及び事実誤認の事由を取調べることができるようになつている、また第一審で調べなかつたことが記録上明らかとなつている証拠は、控訴審においても取調べを請求することができるから、現行法と異なり、控訴審がまるで逆になり、おろそかになるという心配はない旨の答弁がありました。

かようにいたしまして、ほとんど全委員から熱心な研究と論議が展開されまして、昨三十日、各委員の本案に対する意見も確定的段階に達し、各党から共同して修正案が提出せらるるに至つたのであります。その内容の概略を御披露いたしますと、実体的真実発見と人権擁護の観点から、第三百九十三條第一項に但書として、第一審弁論が終る前に取調べを請求することができなかつたことが疏明されますと、新しい証拠も控訴審で取調べの請求ができ、控訴審はこれを取調べなければならぬ旨の規定を加えたのであります。その他は、主任弁護人の制度及び弁護人の数の制限は裁判所の規則に譲る旨、公判調書は遅くも判決宣告までにこれを整理する旨、権利保釈の消極條件として罪証隠滅をすると疑うに足りる相当の理由がある旨の修正及び第三百四十三條後段の誤解を除くためにする修正等でありまして、これら修正に対する理由は、すでに質疑のところで述べられた点に盡きるのであります。

次いで討論の際、各党委員から前述の共同提案のように修正することに賛成意見が述べられた後、採決の結果、全会一致をもつて修正議決せられた次第であります。なお岡井委員から修正案が提議せられましたが、賛成者少数のため否決せられたのであります。

次に、人身保護法案の審議の経過並びに結果を簡単に御報告申し上げます。

日本國憲法が基本的人権の尊重をその根本理想といたしていることは申すまでもないことでありますが、この基本的人権のうち最も素朴的であり、しかも最も卑近切実な身体の自由につきましては、憲法は全文百三箇條のうち、第十三條、第三十一條、第三十三條及び第三十四條等四箇條を割いて、これが規定に充てているのであります。従來の大陸的明治憲法と異なりまして、國家の最高法規、根本法の中に、身体の自由を保障する、詳しい、厳格な、手続規定的な條文を、数箇にわたつて設けられましたことは、一見不可思議、奇異に感ぜられるかもしれないのでありますが、日本國憲法のこの態度こそ深く反省せられ、また十分に理解されなければならぬのであります。すなわち、日本國憲法は明治憲法と異なり、身体の自由の保障をば単純なゼスチュアや看板とすることなく、これに対する政治の実践的意図を明明したものにほかならぬものと考えられるのであります。

ところで現在、身体の自由を奪うところの不当拘束を断乎排除して、迅速かつ容易に自由身体を回復する手段方法は設けられていないのでありましてただわずかに事後的賠償等、きわめて消極的制度が設けられているにすぎないのであります。過去の民権圧迫、人権蹂躙の苦い経験を再び繰返されないように、すなわち日本國憲法の崩遂の意図を実践に移すために、人身保護の黄金律ともいうべき英米のヘービアス・コーパスの制度を範として、本法案が提出せらるるに至つたのであります。

本法案の内容の概略を申し上げます前に、まずこの法制が、従來の理論的大陸法から経験的英米法へ移行する典

型的なものであることを御注意願いたいのであります。

内容を御紹介いたしますと、第一に、この人身保護の請求に対する救済は、すこぶる強力なものであります。なすわち、いやしくも現に不当に自由を奪われている場合には、それが官憲の公権力によるものであろうと、私人、殊に團体の実力によるものであろうと、自由剝奪の急場を救い出してもらうために裁判所に申し出て、速やかに身柄の解放を要求することができるのであります。いかなる強権力、いかなる暴力的実力による不当拘束に対しても、敢然として救いの手が差し向けられるのであります。

第二に、人身保護の請求は、ひとり被拘束者のみならず、何人からもできるのであります。たとえば、監獄部屋に連れこまれ、あるいはボス的存在によつて拘留せられ、あるいは精神病者として監禁せられている場合には、多くは被拘束者みずからこの請求をなすことができないであろうと思われるので、被拘束者の親族、知人その他の何人からもこの請求ができることになつているのであります。

第三に、この請求は簡単にかつ容易にできるのであります。まず請求は、書面または口頭で、拘束者の氏名、拘束の事実及び拘束の場所、これだけのことを明瞭にし、その疏明費料を附け加えて申し出ればよいのであります。申出を受ける裁判所も、この請求を容易ならしめるために、廣く管轄が認められております。また、この手続は疏明という簡単な方法によつて進められ、裁判も迅速にしなければならぬことになつているのであります。但し、不当拘束に名をかりまして濫訴の起りますことを防止する手段も講ぜられているのであります。

第四に、裁判所は一應の取調べがつくと、現に抑留拘禁している拘束者に対し、被拘束者を裁判所に連れてきて拘束の事由を説明すべき旨の命令が発せられます。人身保護令状とは、この命令のことをいうのであります。この人身保護令状に違反しますと、拘束者は逆に勾引勾留され、制裁を受けるのであります。しかして、人身保護の請求が理由ありと認められますと、被拘束者の、判決の確定を待たないで、即時解放されるのであります。

さて、原案が当委員会の予備審査に付せられて以来、懇談会を継続して慎重な審議検討を重ねましたところ、さいわい当委員会の論議が参議院における本案審議に反映し、原案はこの線に副つて全面的に修正せられ、面目を一新して送付せられたものであります。

質疑のおもなものは、いわゆる不当拘束、すなわち法律上正当の手続によらない拘束の意義及びその適用問題、この人身保護請求事件の性格問題、最高裁判所のルールの限界問題等でありました。いずれも重要な問題でありますが、いささか専門的にわたりますので、これらを省略いたします。

かくて、委員会においては質疑を省略し、討論採決の結果、全会一致をもつて本案を可決したのであります。

以上をもつて報告を終ります。（拍手）

○議長（松岡駒吉君）　まず、日程第八、刑事訴訟法を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡駒吉君）　起立多数。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

次に、日程第九、人身保護法案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

---

第十　肥料配給公團令の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）

第十一　種畜法案（内閣提出）

○議長（松岡駒吉君）　日程第十、肥料配給公團令の一部を改正する法律案、日程第十一、種畜法案、右両案は同一委員会に付託された議案でありますから、一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林委員会理事佐竹新市君。

肥料配給公團令の一部を改正する法律案

肥料配給公團令の一部を改正する法律

肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第百七十一号）の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「命令で定める肥料」を「命令で定める肥料及び緊急用農薬」に改める。

第十三條中「肥料の生産」を「肥料若しくは農薬の生産」に改める。

第十五條第一項第五号の次に左の一号を加え、同項第六号を第七号とする。

六　緊急用農薬の買取、保管及び賣渡

第二十條第二項及び第三項中「肥料の適正な配給」を「肥料又は緊急用農薬の適正な配給」に改める。

附則

この法律は公布の日から、これを施行する。

肥料配給公團法令の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて國会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十三年六月二十八日

参議院議長　松平恒雄

衆議院議長松岡駒吉殿

肥料配給公團令の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔都合により最終号の末尾に掲載〕

種畜法案

種畜法

（法律の目的）

第一條　この法律は、畜産の振興を図るため、種畜を確保し、その利用を増強し、もつて家畜の改良増殖を促進することを目的とする。

（定義）

第二條　この法律において「種畜」とは、牛、馬その他政令で定める家畜の種雄であつて、その飼養者がこれを種付（人工授精を含む。以下同じ。）に供用する目的で主務大臣から証明書の交付を受けているものをいう。

2　この法律において「飼養者」とは、家畜を飼養管理する者をいう。

（証明書の交付）

第三條　主務大臣は、前條第一項の証明書の交付の申請があつた場合には、その家畜について検査を行い、傳染性の疾患（以下疾患という。）を有しないものにつき、その飼養者に対して証明書を交付する。

2　前項の証明書には、種畜の血統、能力及び体型による等級を示すべき事項を記載する。

3　第一項の疾患の種類並びに証明書の交付の申請及び検査の手続、証明書の有効期間その他証明書の交付に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

（種付の禁止）

第四條　種畜でない牛、馬その他政令で定める家畜の雄又は第六條の規定により証明の効力を停止された種畜は、これを種付に供用してはならない。但し、省令で定める場合はこの限りでない。

2　種畜は、疾患にかかつていることを知りながら、これを種付に供用してはならない。但し、省令で定める場合はこの限りでない。

（疾患の検査）

第五條　主務大臣又は都道府縣知事は、必要があると認めた場合には、省令で定めるところにより、種畜検査委員をして種畜について疾患に関する検査を行わせることができる。

2　前項の規定により、種畜検査委員が検査する場合には、その身分を示す証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

（証明の効力の取消又は停止）

第六條　主務大臣は、前條第一項の規定による検査の結果疾患にかかつていると認めた種畜について、省令の定めるところにより、第三條の証明書の証明の効力を取り消し、又は停止することができる。

（種畜の飼養者の義務）

第七條　種畜の飼養者は、当該官吏若しくは吏員又は種付を受けようとする家畜の飼養者その他省令で定める者から要求された場合には、その種畜の証明書を呈示しなければならない。

2　種畜の飼養者は、種付した家畜の雌の飼養者から種付証明書の交付を要求された場合には、正当の事由がなければ、その交付を拒むことができない。

3　前項の種付証明書に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

（家畜登録協会）

第八條　家畜の所有者又は飼養者は、家畜登録協会を設立することができる。

2　家畜登録協会は、法人とする。

第九條　家畜登録協会は、家畜の改良を図るため、種畜又は家畜の血統、能力又は体型について、登録審査委員の行う審査に合格したものを登録し、その他必要な事業を行うことを目的とする。

2　前項の登録審査委員、審査、登録その他に関し必要な事項は、省令でこれを定める。

第十條　家畜登録協会は、その名称の中に、家畜登録協会又は家畜という文字を冠する登録協会という文字を用いなければならない。

2　家畜登録協会でないものは、その名称の中に前項に掲げる文字又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第十一條　家畜登録協会には、この法律に定めるものの外、民法（明治二十九年法律第八十九号）の社團法人に関する規定を準用する。

（家畜の移動又は殺の制限）

第十二條　主務大臣は、種畜の確保に関し特に必要があると認めた場合には、家畜の飼養者に対し、地

域並びに家畜の種類及び年齢を指定し、移動又は、殺の制限に関し必要な命令を発することができる。

2　主務大臣は、政令の定めるところにより、前項の権限の一部を都道府縣知事に委任することができる。

（罰則）

第十三條　第十二條の規定による命令に違反した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第十四條　第四條第一項又は第二項の規定に違反した者は、これを三千円以下の罰金に処する。

第十五條　第五條の規定により検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

第十六條　第七條第一項の規定による証明書の呈示を拒み若しくは忌避した者又は同條第二項の規定による標付証明書の交付を拒み、若しくは忌避した者は、これを五千円以下の罰金に処する。

第十七條　第十條第二項の規定に違反した者は、これを二百円以下の過料に処する。

附　則

1　この法律施行の期日は、その公布の日から起算して九十日をこえない期間内において、政令でこれを定める。

2　政府は、当分のうち、政令の定めるところにより、島を指定してこの法律の全部又は一部を施行しないことができる。

3　第十二條の規定は、この法律の施行の期日から二箇年を限り有効とする。但し、同條の規定の有効期間内にした行為に対する罰則の適用については、第十三條の規定は、その期間経過後も、なおその効力を有する。

4　種牡牛検査法（明治四十年法律第四十二号）及び種馬統制法（昭和十四年法律第七十五号）は、これを廃止する。

5　この法律施行の際、現に種牡牛検査法の規定による種牡牛であるものは、これをこの法律の規定による種畜とみなし、同法第二條の規定による証明書は、これをこの法律の規定による証明書とみなす。

6　この法律施行の際、現に種馬統制法の規定による種牡馬であるものは、これをこの法律の規定による種畜とみなす。

7　馬匹去勢法（明治三十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一條中「種牡馬又は候補種牡馬」を「種畜法ニ依ル種畜」に、同法第四條中「種牡馬又ハ候補種牡馬ニシテ其ノ指定ヲ取消サレ又ハ指定ノ効力ヲ失ヒタルモノ」を「種畜法ニ依ル種畜ニシテ其ノ証明書ノ証明ノ効力ヲ取消サレタルモノ」に、同法第九條中「種馬統制法中種牡馬又ハ候補種牡馬ニ関スル規定」を「種畜法中種畜ニ関スル規定」に改める。

種畜法案（内閣提出）に関する報告書

（都合により最終号の附録に掲載）

○佐竹新市君登壇

（佐竹新市君）　ただいま議題と相なりました、内閣提出、参議院送付にかかりまする肥料配給公團令の一部を改正する法律案並びに内閣提出にかかります種畜法案に関しまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の大要を御報告いたします。

まず、肥料配給公團令の一部を改正する法律案に関しまして御報告申し上げます。

本改正法律案の目的及び趣旨といたしますところは、病害虫の異常発生により農業生産に不測の損害を生ずる場合を予測いたしまして、緊急事態に対処し、迅速適切な農薬の配給を行いまするために、病害虫の発生の危険のありまする地方の肥料配給公團に一定量の農薬の予備貯蔵をなさしめることができるよう、肥料配給公團令に所要の改正を行おうとするものであります。

本改正法律案は、予備審査のため六月二十一日農林委員会付託となり、六月二十八日参議院より送付を受けましたので、六月二十九日、政府より提案の理由を聴取しました後、簡単なる質疑を行い、本案の趣旨は至つて明瞭であるので、討論はこれを省略して、ただちに採決に付しましたるところ、全員起立賛成、よつて本改正法律案は政府原案の通り可決すべきものと議決いたした次第であります。

次に、種畜法案に関しまして簡単に御報告いたします。畜産振興が刻下の急務であり、家畜の改良増殖の源泉たる種畜を確保し、その合理的利用をはかることが、畜産振興上の重要問題であるということにつきましては、今さら申し述べるまでもありません。しかして、従来種馬統制法並びに種牡牛検査法によりまして、一應その目的を果してまいつたのでありますが、これらの二法律は、軍國的または統制的色彩が濃厚であつて、多分に終戰後の新事態にふさわしくない内容を有しておりますので、この際、これら両法案を廃止いたしまして、民間の自主性を尊重いたしますとともに、他方では畜産振興に障害ある行爲を制限し、もつて今後の畜産振興に貢献しようというのが、本法案提出の理由でございます。

本法案の骨子は、次の三点にこれを要約することができます。すなわち第一点は、種畜の検査、証明方法を変更いたしまして、種牡畜の選択範囲を拡大したことであります。第二点は、家畜の改良事業の普及促進をはかるために、特殊法人たる家畜登録協会の設立を助長すること。第三点は、特定の家畜につきまして、その移動または屠殺を制限し、優良種畜の確保をはかつたことであります。なお、この点は二箇年を限りまして有効であることを、附則において明らかにいたしております。

本法律案は、六月二十五日、本委員会に付託せられ、六月二十九日、政府委員より提案の理由を聴き、ただちに質疑に入り、畜政上の諸問題にも関連して詳細綿密に検討を行い、翌三十日、討論を省略して採決を行いましたところ、全員起立賛成、本法案は政府原案のままこれを可決すべきものと議決した次第であります。

簡単ではありますが、以上をもつて報告を終ります。

○議長（松岡駒吉君）　両案は一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（松岡駒吉君）　御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

第十二　栄典法案（内閣提出）

○議長（松岡駒吉君）　日程第十二、栄典法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。文化委員長小川半次君。

栄典法案

栄典法

（勲章）

第一條　國家公共に対し著しい功労のある者を表彰するため、これに勲章を授与し着用せしめる。

2　勲章は、これを五級に分ける。

3　文化の発達に関し特にすぐれた功労のある者には、文化勲章を授与する。

4　勲章の製式及び着用式は、政令でこれを定める。

（功労章）

第二條　國家公共に対し功労のある者を表彰するため、これに功労章を授与し着用せしめる。

2　功労章の製式及び着用式は、政令でこれを定める。

（善行章）

第三條　自己の危難を顧みずに人命を救助した者、孝行その他徳行の著しい者及び私財の寄附又は労力の提供により公益のため著しい貢献をした者を表彰するため、これに善行章を授与し着用せしめる。

2　善行章は、表彰すべき事績の種類に應じてこれを数種に分ける。

3　既に善行章を授与せられた者について、重ねて同種の善行章を授与せられるような事績のあるときは、そのたびごとに、これに飾版一箇を授与する。

4　善行章の種類、製式及び着用式並びに飾版の製式及び着用式は、政令でこれを定める。

（團体の表彰）

第四條　前三條の規定により表彰せらるべき者が、團体であるときは、これに賞状を授与する。

（賞金、賞杯又は賞状）

第五條　前四條の規定による表彰にあわせて賞金又は賞杯を授与することができる。

2　第一條の規定により表彰せらるべき者が、授与すべき勲章を既に有するときは、賞杯を授与する。

3　第二條及び第三條の規定により表彰せらるべき事績に準ずる事績のある者には、賞金、賞杯、賞状又はそのいずれかをあわせて授与することができる。

4　前項の規定による表彰は、総理大臣が、これを行う。

（記章）

第六條　國家的祝典又は事業の記念の表章として記章を設け、その関與者に、これを授與し着用せしめる。

2　記章については、政令でこれを定める。

（死亡者の表彰）

第七條　第一條から第三條まで、第五條及び第六條の規定により表彰せらるべき者が、その表彰前に死亡したときは、生前の日附にさかのぼつて、これに当該賞件を授與する。

（外國の勲章等の着用）

第八條　外國の勲章又は記章を受領した者が、これを着用しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（勲章等の着用、保存及び返納）

第九條　勲章、功労章、善行章及び記章は、本人に限り終身これを着用することができ、その遺族は、これを保存することができる。

2　同種の上級勲章を授與せられた者は、その下級勲章を内閣総理大臣に返納しなければならない。

（勲章の没取）

第十條　勲章を有する者が、死刑、懲役又は三年以上の禁錮に処せられ、刑の執行を猶予せられないときは、その勲章を無効とし、これ

2　勲章を有する者が、懲役又は三年の禁錮に処せられ刑の執行を猶予せられたとき、三年未満の禁錮に処せられたとき、弾劾に関する法令の適用により退官したとき、職務上の義務に違反する事実につき会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第六條の規定により退官したとき又は懲戒の処分により免官又は免職せられたときは、情状により、その勲章を無効とし、これを没取する。

3　前二項に掲げる場合の外、勲章を有する者が、帯勲者としての栄誉を保持するに適しないときは、前項と同様とする。

（勲章の着用停止）

第十一條　勲章を有する者が、法令により拘禁せられ又は労役場に留置せられたときは、その間勲章を着用することができない。保釈、責付、勾留の執行停止又は仮出獄の期間についても同様とする。

2　勲章を有する者が、前條第二項に掲げる場合に該当するときは、勲章保持について決定のあるまで、勲章を着用することができない。

（功労章等の没取及び外國勲章等の着用禁止等）

第十二條　前二條の規定は、功労章、善行章及び記章並びに外國の勲章及び記章にこれを準用する。但し外國の勲章及び記章については、第十條中「その勲章を無効とし、これを没取する。」とあるのは、「その着用認可を無効とし、着用を禁止する。」と読み替えるものとする。

（勲章等の返還の申出）

第十三條　勲章、功労章、善行章又は記章を有する者は、特別の事情がある場合には、政令の定めるところにより、その勲章、功労章、善行章又は記章の返還を申し出ることができる。

附　則

（施行期日）

第十四條　この法律施行の期日は、政令でこれを定める。但し、その期日は、昭和二十四年一月一日後であつてはならない。

（法令の廃止）

第十五條　左の法令は、これを廃止する。

位階令（大正十五年勅令第三百二十五号）

勲章從軍記章制定（明治八年太政官布告第五十四号）

大勲位菊花大綬章大勲位菊花章図式及大勲章以下略綬の件（明治十年太政官達第九十七号）

各種の勲章等級製式及大勲位菊花章頸飾の製式（明治二十一年勅令第一号）

各種勲章及大勲位菊花章頸飾の図様（明治二十一年閣令第二十一号）

勲章佩用式（明治二十一年勅令第七十六号）

婦人の勲労ある者に瑞宝章を賜うの件（大正八年勅令第二百三十二号）

文化勲章令（昭和十二年勅令第九号）

明治二十七八年從軍記章條例（明治二十八年勅令第百四十三号）

明治三十三年從軍記章條例（明治三十五年勅令第百四十二号）

明治三十七八年從軍記章條例（明治三十九年勅令第五十一号）

大正三年乃至九年戰役從軍記章令（大正四年勅令第二百三号）

昭和六年乃至九年事変從軍記章令（昭和九年勅令第二百二十五号）

帝國憲法発布記念章制定の件（明治二十二年勅令第百三号）

皇太子渡韓記念章制定の件（明治四十二年勅令第四十二号）

韓國併合記念章制定の件（明治四十五年勅令第五十六号）

戰捷記章令（大正九年勅令第四百六号）

朝鮮昭和五年國勢調査記念章令（昭和七年勅令第百四十五号）

紀元二千六百年祝典記念章令（昭和十五年勅令第四百八十八号）

褒章條例（明治十四年太政官布告第六十三号）

外國勲章佩用願規則（明治十八年太政官布告第三十五号）

勲章遷納の件（明治二十二年勅令第三十八号）

勲章褫奪令（明治四十一年勅令第百九十一号）

位、勲章等の返上の請願に関する件（昭和二十年勅令第六百九十九号）

（從前の位階及び勲位勲等）

第十六條　この法律施行の際現に位階又は勲位勲等を有する者は、その有する位階又は勲位勲等を失う。

（從前の勲章及び褒章）

第十七條　この法律施行の際現に勲章を有する者は、第十五條の規定にかかわらず、從前の例によりこれを着用することを妨げない。

2　この法律施行の際現に褒章を有する者については、第十五條の規定にかかわらず、褒章條例は、なおその効力を有するものとする。その者について、当該褒章を授與せられた事績と同種の事績があつて、これに善行章を授與すべきときは、当該褒章を返納させて、これに善行章及び飾版一箇を授與する。この場合当該褒章について褒章條例第三條の規定する飾版を有する者は、これを附加して着用することができる。

3　前二項の勲章及び褒章については、第十條、第十一條及び第十三條の規定を準用する。

4　この法律施行の際現に外國の勲章又は記章（現にその國において栄典として認められているものに限る。）の佩用免許を有する者については、当該勲章又は記章の着用について、第八條の規定による内閣総理大臣の認可があつたものとみなす。

第十八條　公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和二十二年勅令第一号）第四條の規定により、同令にいう覚書該当者として指定せられた者（政党、協会その他の團体の結成の禁止等に関する件（昭和二十一年勅令第百一号）第五條の四の規定により公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令による覚書該当者として指定を受けたものとみなされる者を含む。）は、前條の規定にかかわらず、その有する勲章及び褒章並びに外國の勲章及び記章を着用することができない。記章についても同様とする。

（從前の勲章年金）

第十九條　この法律施行の際勲章年金を有する者には、なお從前の例により引き続きこれを支給する。その者が第十一條の規定の準用によりその有する旧勲章の着用を停止せられたときは、年金の支給を停止し、第十條の規定の準用により勲章を没取せられたときは、年金の支給を廃する。勲章の没取にさかのぼつて年金を支給するにいたらなかつたときは、停止の始にさかのぼつて年金を支給する。

栄典法案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により最終号の末尾に掲載〕

〔小川半次君登壇〕

○小川半次君　ただいま議題と相なりました栄典法案について、委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

栄典制度を存置すべきや否やは、すでに憲法改正のときに十分論議せられまして、結局存置することになり、問題は、日本國新憲法に適合せしめるには、いかなる栄典制度を新たに決定発足せしめるかにかかつていたわけであります。

本案の内容を御紹介申し上げますと、まず第一点は、栄典制度のうち爵位の制度はすでに廃止せられていたのでありますが、このたびは、在來の位階及び勲章の制度もこれを全廃して、全然新たなる構想のもとに栄典制度を樹立する建前をとつたことであります。しかしながら、現に勲章を有する者については、今後一切その着用を禁ずることは穏当でないと認め、いわゆる公職追放者以外は旧勲章を着用することを妨げないといたしております。

第二に、新栄典制度は、新たなる勲章制度を根幹とし、これに配するに功労章、善行章制度などをもつてして、國民の表彰に遺憾なきを期さんとしております。

まず新勲章制度でありますが、これは、國家公共に対して著しい功労のあつた者を表彰するための普通勲章と、文化に対して特にすぐれた功労のあつた者に対する文化勲章とにわけております。普通勲章は一種五級になつておりますが、これは、在來の種類も雑多で等級の数も多かつたものを簡素化せんとするものであり、文化勲章を設けましたのは、文化の特殊性に鑑みまして、單一級の特別勲章をもつて表彰せんとするものであります。

次に、新たに功労章の制度を設けましたのは、新勲章が簡素化せられたのを補いまして、廣くあらゆる方面にわたつての功労ある國民を表彰することを目的としたものであります。

次に善行章でありますが、これは在來の紅綬、緑綬、藍綬、紺綬などの褒章をもつて表彰したもののうち、社会公共に対する功労はこれを新功労章に移し、勲章に移し、その他については在來の褒賞制度を踏襲いたしましたが、ただ、その名称を善行章と改めたのであります。

かくして、政府は栄典制度の面目を一新せんとしているのでありますが、同時にいわゆる栄典法施行令案要綱なるものを示しまして、本法案成立の暁におきましては、その運営に最善を盡し、從來の官尊民卑の表彰傾向を改めまするとともに、被表彰者の格式や地位などにとらわれることなく、廣く全國の市町村長や都道府縣知事などからの推薦を得て、國民大衆の表彰に遺漏なきを期し、他面また、これがための審議機関として、民間各方面の人々よりなる審議会を内閣に設けて、その公正にして民主的なる決定に從うべき旨を明らかにするところがあつたのであります。

本法案につきましては、去る六月十五日より審査を始めまして、当日政府からの提案理由を聴きました後、ただ

ちに質疑に入り、二十四日、二十六日及び二十九日の三日にわたりまして、当局との間に質疑を続行いたしたのであります。その詳細はこれを会議録に譲りまして、この間において明らかにされました二、三の点をきわめて簡単に御紹介申し上げます。

第一、栄典の授與は今後盛んに行う方針であること、第二、従來の栄典授與の八割弱は、いわゆる戰役や事変に対する行賞であり、残りの二割強のそのまた大部分が官公職員に対するいわゆる定例敍勳であつたのに反し、今後は民間人を大いに表彰すること、しかも、いわゆる普通勳章が五等級にわかれている関係上、その昇敍についても十分考慮すること、第三、新文化勳章の授與範囲はこれを拡大し、たとえば政治、産業、労働などの方面にもこれを及ぼすこと、第四、総じてわが國の勳章は、外國のそれに比してできが貧弱で、図案もまた何となくあかぬけがしていないが、このたびはこの方面にも留意すること、などの発言があつたのであります。

かくして討論に入り、民主自由党の佐々木委員、社会党の佐藤委員、民主党の高橋委員及び國民協同党の川越委員よりそれぞれ、本案は適切妥当な立法であると認め、原案に賛成の発言がありましたが、なかんずく、本法案が、終戰後ともすれば萎靡沈滞しがちな國民大衆に対して、一つの明朗闊達の氣分を與えるよすがともなれば幸であるとの高橋議員の発言は、特に傾聽せられたのであります。

次いで採決の結果、満場一致をもつて原案通り可決いたしました次第であります。

以上、御報告いたします。

○議長（松岡駒吉君）　採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡駒吉君）　御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。（拍手）

この際、暫時休憩いたします。

午後七時七分休憩

---

午後七時十二分開議

○議長（松岡駒吉君）　休憩前に引続き会議を開きます。

これにて散会いたします。

午後七時十三分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣　芦田　均君
大蔵大臣兼外務大臣　北村徳太郎君
文部大臣　森戸辰男君
厚生大臣　鈴木義男君
農林大臣　竹田儀一君
運輸大臣　永江一夫君
労働大臣　岡田勘一君
国務大臣　加藤勘十君
国務大臣　苫米地義三君
国務大臣　佐藤達夫君
国務大臣　木内曾益君
国務大臣　有田喜一君

出席政府委員

内閣官房長官　野溝勝君
検察庁長官　松本治一郎君
法務庁次長　定塚哲郎君
法務庁官房長　吉武恵市君
法務庁刑政長官　長野猪佐敏君
法務庁法務調査長官　荒木萬壽夫君
大蔵大臣官房長　清水勤一君
大蔵大臣官房財政調査長官　辻田力君
文部大臣官房長　喜多壮一郎君
厚生大臣官房長　久下勝次君
厚生大臣官房医事課長　芥川治君
厚生大臣官房保険課長　坪井栄孝君
運輸大臣官房長　茂串俊君
運輸大臣官房人事課長　川崎末三君
通信大臣官房長　政木雄君

〔朗読を省略した報告〕

一、去る六月三十日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

会計法の一部を改正する法律
有價証券の処分の調整等に関する法律
郵便法の一部を改正する法律
民生委員法
薬事法
國家公務員共済組合法
行政官廳法等の一部を改正する法律
厚生省官制の一部を改正する法律
法務廳設置法等の一部を改正する法律
興行場法
公衆浴場法
旅館業法
理容師法特例
國民健康保險法の一部を改正する法律
温泉法
あん摩、はり、きゅう、柔道整復等営業法に関する特例
政治資金規正法

一、去る六月三十日國会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

万國郵便條約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件

一、去る六月三十日國会において議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員旅費支給額に関し議決を求めるの件

一、去る六月三十日本院は第二回國会の会期を七月一日から五日まで五日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

一、去る六月三十日松平参議院議長から松岡議長宛、國会の会期を七月一日から五日まで五日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る六月三十日衆議院規則第十四條但書により議長において議席を次の通り変更した。

五一　山梨縣選出議員　中垣國男君
八二

一、去る六月二十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

財政及び金融委員　野本品吉君

一、去る六月三十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員　園田　直君

通信委員　長野　長廣君
片島　港君
長谷川政友君
田島房邦君
勝間田清一君

農林委員　園田　直君
財政及び金融委員　島田　晋作君

予算委員　苫米地英俊君　稲村　順三君

一、去る六月二十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

財政及び金融委員　内藤　友明君

一、去る六月三十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

外務委員　園田　直君
通信委員　小島　徹三君
坂口主税君
稲村　順三君

農林委員　松原喜之次君
財政及び金融委員　長野　長廣君
松原喜之次君

予算委員　石神　啓吾君
綱島　正興君
勝間田清一君

一、去る六月三十日内閣から提出した議案は次の通りである。

連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律案

商法の一部を改正する法律案
有限会社法等の一部を改正する法律案
金融機関再建整備法の一部を改正する法律案

一、去る六月三十日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

漁船保險法の一部を改正する法律案

一、去る六月三十日委員会に付託された議案は次の通りである。

連合國占領軍の管理下から解除された貴金属等に代るべき貴金属の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律案（内閣提出）（第二〇三号）

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）（第二〇八号）

以上二件　財政及び金融委員会付託

商法の一部を改正する法律案（内閣提出×第二〇四号）

有限会社法等の一部を改正する法律案（内閣提出）（第二〇五号）

以上二件　司法委員会付託

社会保険診療報酬支拂基金法案（内閣提出、参議院送付）（第二〇六号）　厚生委員会付託

漁船保險法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）（第二〇七号）　水産委員会付託

本院提出案は次の通りである。

議院事務局法の一部を改正する法律案

議院法制局法案

一、去る六月三十日議員から提出した内閣提出案は次の通りである。

行政管理廳設置法案
教科書の発行に関する臨時措置法案
船員職業安定法案
軍事公債の利子支拂の特例に関する法律案
公認会計士法案
運輸省官制の一部を改正する法律案
造幣局官制の一部を改正する法律案
判事補の職権の特例等に関する法律案

一、去る六月三十日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知を受領した。

会計法の一部を改正する法律案
有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正する法律案
郵便法の一部を改正する法律案
民生委員法案
薬事法案
國家公務員共済組合法案
行政官廳法等の一部を改正する法律案
厚生省官制の一部を改正する法律案
法務廳設置法等の一部を改正する法律案
職業安定法第十二條第十一項の規定に基き、職業安定委員会委員旅費支給額に関し議決を求めるの件

一、去る六月三十日参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

万國郵便條約及び小包郵便物に関する約定に加入することについて承認を求めるの件

一、去る六月三十日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

鉄道旅客運賃値上に関する決議案（前田郁君外二名提出）

一、去る六月三十日提出した緊急質問は、次の通りである。

学生ストに関する緊急質問（長野長廣君提出）

かんばつ危機突破に関する緊急質問（佐竹新市君提出）

一、去る六月三十日議員から提出した質問主意書は次の通りである。

防風、砂林についての質問主意書（山口武秀君提出）